

## 第2期栗東市障がい者基本計画及び第4期栗東市障がい福祉計画の概要について

健康福祉部 障がい福祉課

### 1. 趣旨

障がい福祉の分野では、国において平成26年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われました。平成25年4月からは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称変更し、基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられました。

さらに、「障害者虐待防止法」や「障害者差別解消法」が成立するなど障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

本市においては、「第五次栗東市総合計画」の基本目標である「安全・安心のまち」として「障がいのある人の自立と社会参加を促進するまちづくり」を計画の基本的な考え方として計画を策定します。

### 2. 計画の名称及び期間

「第2期栗東市障がい者基本計画」	平成27年度～平成32年度の6年間
「第4期栗東市障がい福祉計画」	平成27年度～平成29年度の3年間

### 3. 計画の性格・位置づけ

「第2期栗東市障がい者基本計画」は、障害者基本法第9条第3項に規定する「市町村障害者基本計画」として策定するもので、「栗東市障害者基本計画」を引き継ぐ計画として位置づけます。

「第4期栗東市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第4期計画として策定します。

また、いずれも「栗東市総合計画」を上位計画として、関連の部門別計画との調和と整合性を図り策定します。

### 4. 策定の体制

- ・アンケート調査（市内在住の障害者手帳等所持者 約2,400人）
- ・関係団体等アンケート調査及びヒアリング（12団体）
- ・栗東市障がい者基本計画及び第4期栗東市障がい福祉計画策定委員会（委員15名）4回
- ・パブリックコメントの実施（平成26年12月22日～平成27年1月16日）

### 5. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念（第2期栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画）

『一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現』

(2) 基本方針（第2期栗東市障がい者基本計画・第4期栗東市障がい福祉計画共通）

○障がい者の自立を実現する

○障がい者が生きがいを実感できる

○ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

(3) 基本体系（第2期栗東市障がい者基本計画）

1. 理解と交流の促進
2. 保健・医療の充実
3. 生活支援の充実
4. 学習機会の充実と社会参加の促進
5. 就労の促進
6. 生活環境の整備
7. 防災、災害時支援の充実

(4) 重点目標（第2期栗東市障がい者基本計画）

1. 相談支援体制の充実
2. 就労への支援
3. 地域生活への支援

## 6. 主な変更内容

1. インクルーシブの視点

障がいのある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組みあらゆる人が孤立したり排除されたりしない（インクルーシブル）ことを明記。

2. 共生社会

みんながともに支えあっていく＝共生社会の実現を明記。

3. 防災・災害時支援の充実を追加

4. 重点目標について、基本計画において押さえるとともに、3年に1度見直す「障がい者福祉計画策定」においても必要に応じて見直すことを明記。

# 第2期栗東市障がい者基本計画

平成27年度～平成32年度

<案>

平成26年11月

栗東市

# 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の背景と趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	5
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題 .....	6
1 栗東市の人口の推移 .....	6
2 障がいのある人の数の推移 .....	7
第3章 計画の基本的な考え方 .....	10
1 基本理念 .....	10
2 基本方針 .....	11
3 計画の基本体系 .....	12
第4章 重点目標 .....	16
1 相談支援の充実 .....	16
2 就労への支援 .....	16
3 地域生活への支援 .....	17

第5章 施策の推進	18
1 理解と交流の促進	18
2 保健・医療の充実	28
3 生活支援の充実	34
4 学習機会の充実と社会参加の促進	51
5 就労の促進	63
6 生活環境の整備	67
7 防災・災害時支援の充実	74
第6章 計画の推進	76
1 計画の推進体制	76
2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携	76
3 計画の見直し	77

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

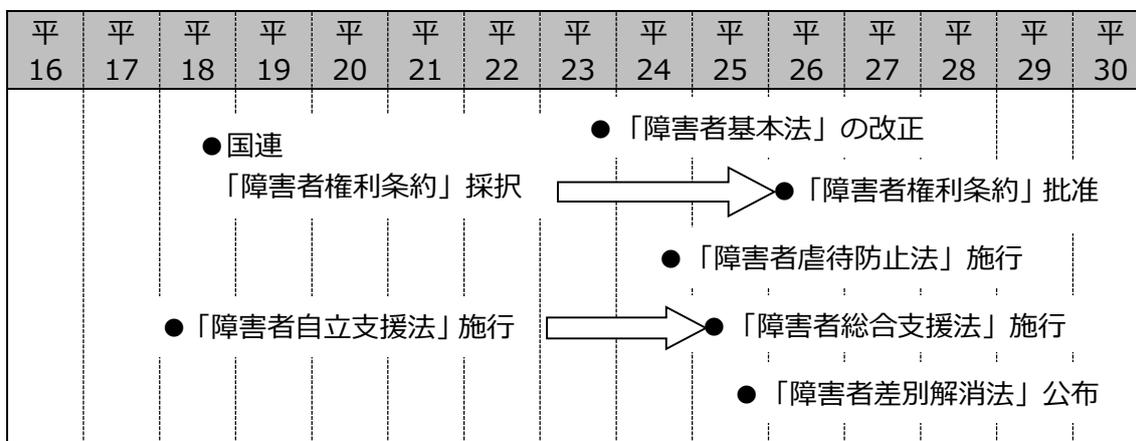
障がい福祉の分野では、わが国において平成 26 年に国連の「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が批准されましたが、これに先立ち批准に向けた国内法の整備が行われました。平成 23 年には「障害者基本法」が改正されるとともに、平成 24 年 6 月に公布された「地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関連法律の整備に関する法律」に基づき、平成 25 年 4 月からは、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」と名称変更し、基本理念として「地域社会における共生の実現に向けて、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的かつ計画的に支援すること」が掲げられました。

さらに、平成 24 年 10 月には障がいのある人の権利利益の擁護を目的とする「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成 25 年 6 月には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が成立するなど障がいのあるなしに関わらず、お互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められています。

滋賀県においては、当県における障がい者施策の指針を示した「新・障害者福祉しがプラン」（計画期間：平成 24～26 年度）を平成 24 年 3 月に策定しました。プランでは、「みんなでいっしょに働き、みんなとまちで生きる」を基本理念に、地域で暮らし、働き、活動することの実現を目標としています。

本市においては、平成 16 年 3 月に「栗東市障害者の住みよいまちづくり推進計画（改訂版）」を策定し、また、「第 5 次栗東市総合計画」（平成 22 年～平成 31 年）では、市の将来像を『ひと・まち・環境 とともに育む「健やか・にぎわい都市」栗東』と定め、その中で基本目標「安全・安心のまち」として「障がいのある人の自立と社会参加を促進するまちづくり」を目指す方針が位置づけられています。

## ■ 障がい者福祉に関する法律等の動向



## 2 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法（第9条）に基づく市町村障害者計画で、本市における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画であり、障害者総合支援法（第88条）に基づいて3年ごとに策定する「栗東市障がい福祉計画」と相互補完的な性質を持つものとして策定、推進していくものとします。

本市のまちづくりの基本方針である総合計画や、社会福祉の基本計画である地域福祉計画を障がい者福祉の視点から具体化する分野別計画であり、これらの計画と整合性を図り、関連づけながら推進していきます。

また、国の「障害者基本計画」や滋賀県の「新・障害者福祉しがプラン」など、国・県の関連計画との整合性を図るものとします。

## 障害者基本法

(障害者基本計画等)

第9条 政府は、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

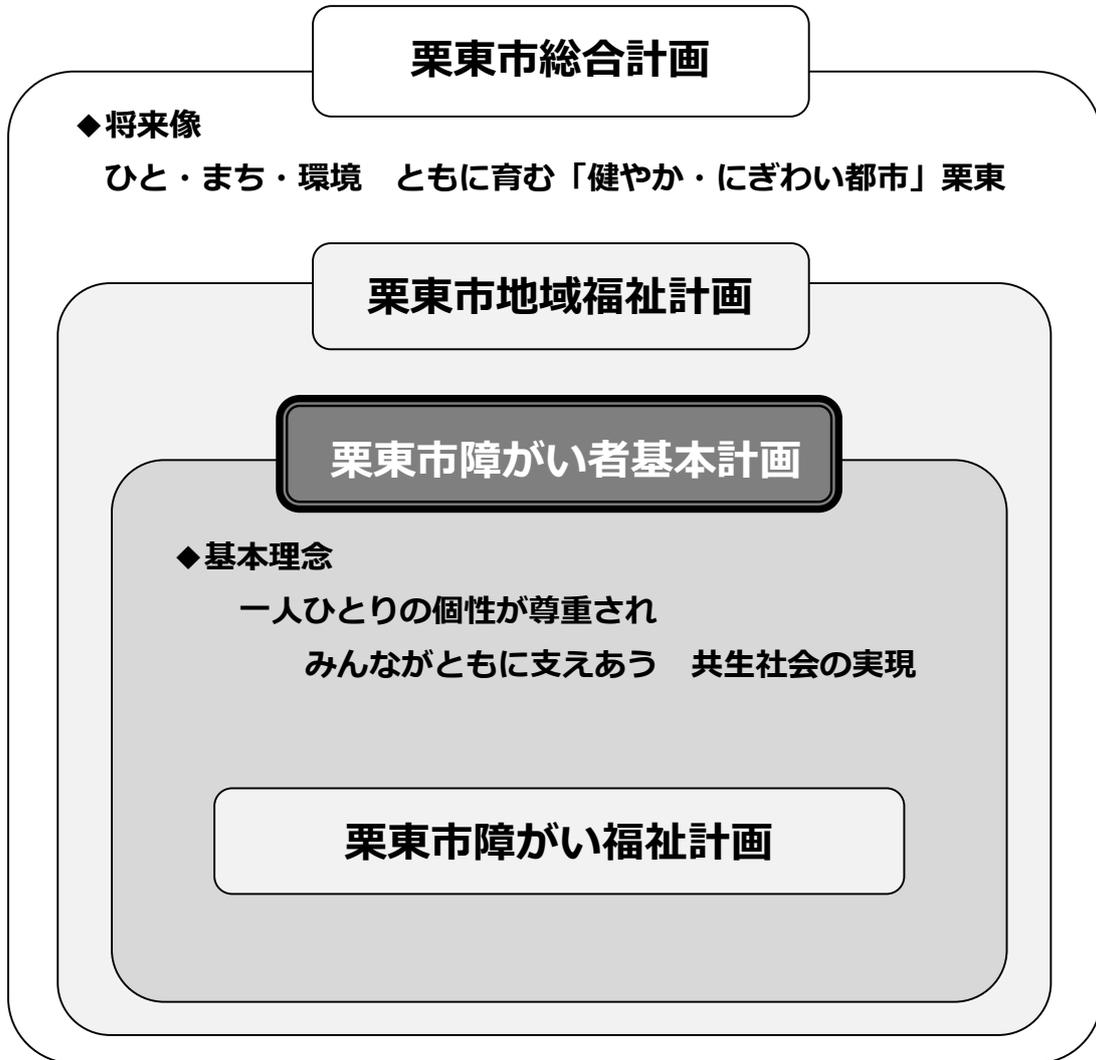
2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想に即し、かつ、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

### ■ 「障がい者基本計画」および「障がい福祉計画」の概要

	障がい者基本計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 同法第9条第3項に規定する「市町村障害者基本計画」として策定するものです	障害者総合支援法 同法第88条に規定する「市町村障害福祉計画」の第4期計画として策定するものです
性格	○障がいのある人の福祉に関する施策および障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画 ○長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画	○各年度における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業について、必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	○国の「障害者基本計画」および「新・障害者福祉しがプラン」（平成24年3月）を基本とした、栗東市総合計画の部門計画	○障害者総合支援法第87条に規定される、厚生労働大臣が定める基本指針に即して策定される ○障がい者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標

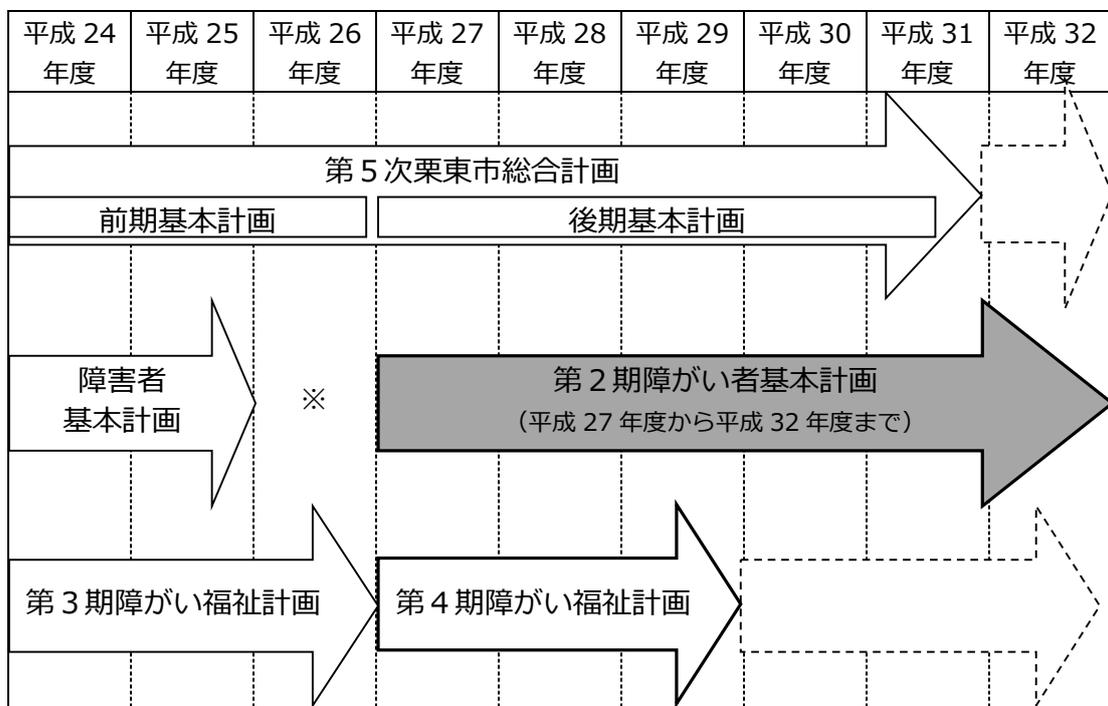
■本市計画との関連性



### 3 計画の期間

この計画の期間は、平成 27 年度を初年度とし、平成 32 年度までの 6 年の計画とします。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



※障がい者基本計画は平成 25 年度に計画期間が終了しているものの、障がい福祉計画との整合を図るため、障がい者基本計画の計画開始時期を平成 27 年度とし、計画期間を 6 年間としました。なお、平成 26 年度の施策実施については、第 5 次栗東市総合計画に盛り込まれている障がい福祉施策で運用しました。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

### 1 栗東市の人口の推移

本市の人口は、平成26年9月30日現在で66,993人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別で見ると、65歳以上の増加が多くなっています。

#### ■人口の推移

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
14歳未満	12,622	12,526	12,466	12,429
15～64歳	43,384	43,290	43,070	43,199
65歳以上	9,907	10,494	11,093	11,365
計	65,913	66,310	66,629	66,993

各年度3月31日現在、平成26年度は、9月30日現在  
資料：住民基本台帳

## 2 障がいのある人の数の推移

### ①身体障がいのある人

身体障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在 1,927 人となっており、微増の傾向にあります。年齢階層別で見ると、65 歳以上の増加が多くなっています。等級別で見ると、重度障がいのある人（1 級、2 級）が 45.2%となっています。

#### ■年齢別身体障がい者手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	58	56	54	69
18～64 歳	629	585	594	586
65 歳以上	1,183	1,203	1,236	1,272
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

#### ■障がい等級別身体障がい者手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	567	548	564	584
2 級	279	266	275	287
3 級	275	294	296	293
4 級	470	458	472	478
5 級	147	145	147	152
6 級	132	133	130	133
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

## ②知的障がいのある人

知的障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 456 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別で見ると、18～64 歳の増加が多くなっています。判定別で見ると、重度障がいのある人（A 判定）が 36.4% となっています。

### ■年齢別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	148	166	167	155
18～64 歳	236	246	258	280
65 歳以上	11	13	14	21
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

### ■判定別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A 判定	151	163	161	166
B 判定	244	262	278	290
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

### ③精神障がいのある人

精神障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 290 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別で見ると、18～64 歳の増加が多くなっています。等級別で見ると、中度障がいのある人（2 級）が 62.1%となっています。

#### ■年齢別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	2	2	2	2
18～64 歳	199	216	231	243
65 歳以上	35	36	45	45
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

#### ■障がい等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	18	22	24	25
2 級	147	158	173	180
3 級	71	74	81	85
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

障がいのある人は、これまで保護される立場とみなされがちでしたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけが明確にされました。いつ、いかなる時においても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がいのある人は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係の中で日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がいのある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、差別のない社会づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

このような法改正などを背景として、本市においても、障がいの有無にかかわらず個性を尊重し合い、みんながともに支えあっていくような、地域社会における共生の実現をめざします。

### 『一人ひとりの個性が尊重され

### みんながともに支えあう 共生社会の実現』

なお、「栗東市障がい者基本計画」と「栗東市障がい福祉計画」の基本理念は共通のものとし、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちを目指して、計画の推進を図ります。

## 2 基本方針

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

### 障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

### 障がいのある人が生きがいを実感できる

障がいのある人一人ひとりが、地域社会の中でいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

### ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携の中で一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

### 3 計画の基本体系

本計画の基本理念、基本方針を踏まえ、以下の7施策を計画の基本体系とします。

#### (1) 理解と交流の促進

人権尊重の視点に立ち、障がいのある人に対する差別や偏見をなくし、障がいのある人が安心して地域で暮らすため、住民意識の高揚と地域福祉活動の推進に努めます。

#### (2) 保健・医療の充実

障がいの発生予防や障がいの重度化を予防するため、保健・医療・福祉が連携して施策の充実を図ります。

#### (3) 生活支援の充実

障がいのある人が地域で自立した生活が送れるよう、相談やコミュニケーション支援を含めた福祉サービスの充実に努めます。

#### (4) 学習機会の充実と社会参加の促進

障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、障がいの程度や能力・適正に応じた教育が受けられるよう、幼児期からの教育環境の整備を推進し、障がい児の可能性を伸ばす多様な教育内容の充実に努めます。

また、障がいのある人の生きがいや社会参加のため、移動支援の充実と学習機会の提供に努めます。

## **(5) 就労の促進**

企業等の障がいのある人に対する理解を促進するとともに、障がいのある人が一般就労や福祉的就労ができるよう関係機関と連携を深め、障がいのある人に対する就労の場の拡大を図ります。

## **(6) 生活環境の整備**

生活環境のバリアフリー化を推進し、居住支援を含めた障がいのある人に配慮したまちづくりを推進します。

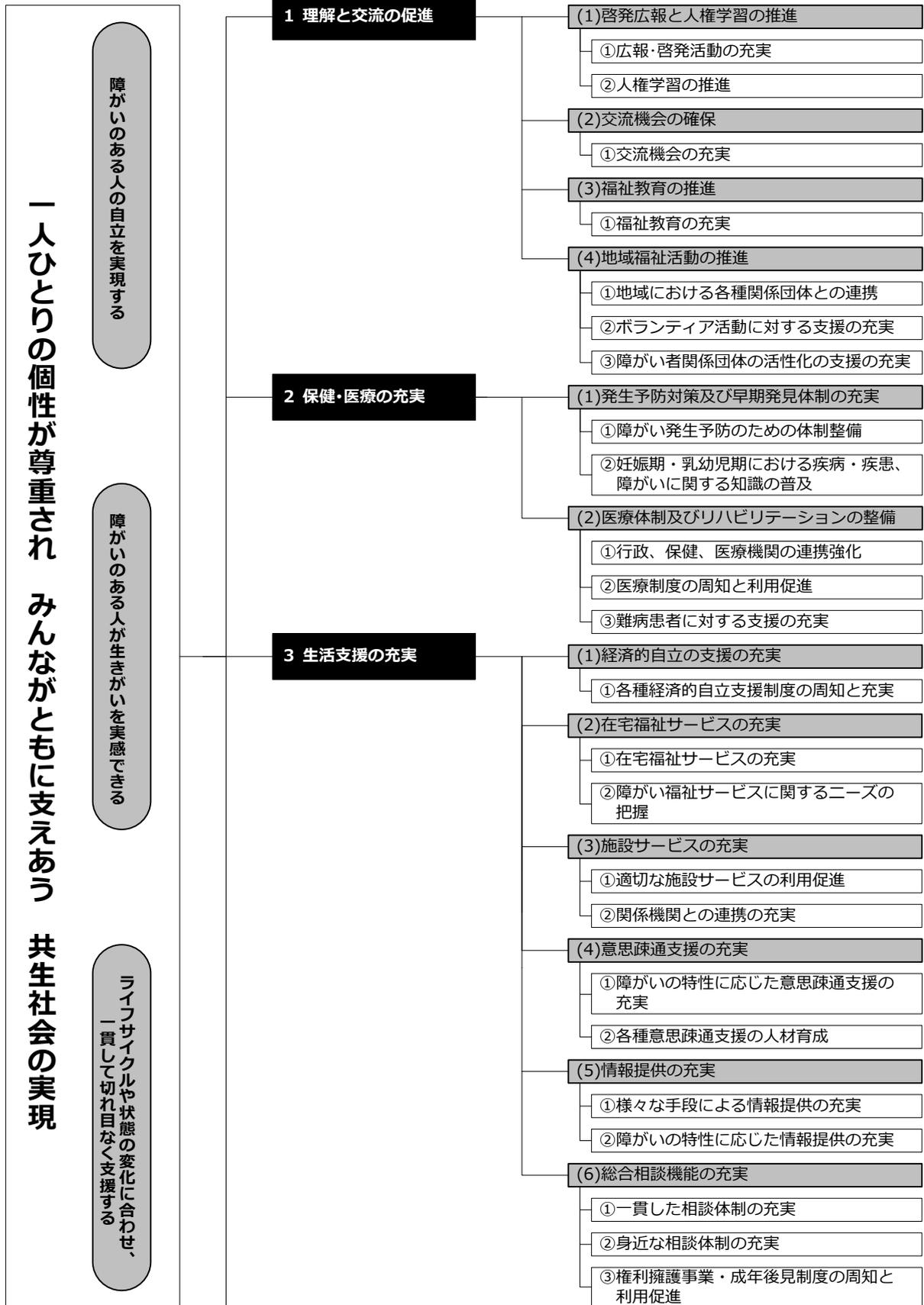
また、障がいのある人を犯罪や災害から守るため、防犯・防災体制の充実に努めます。

## **(7) 防災、災害時支援の充実**

地域で安心して暮らしていくために、障がいのある人や家族、支援者が防災や防犯についての理解を深め、自分自身で取り組む意識を高めていくとともに、地域や関係機関との情報共有及び協働により素早く安全に避難できる体制づくりを支援します。

また、障がいに配慮した避難所の確保や避難所での生活支援の推進を図ります。

■ 施策の体系



一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現

障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人が生きがいを実感できる

ライフサイクルや状態の変化に合わせて、  
一貫して切れ目なく支援する

4 学習機会の充実と社会参加の促進

(1) 就学前対応と就学指導の充実

- ① 乳幼児の保護者への障がいに対する正しい理解の普及
- ② 療育（発達支援）体制の充実
- ③ 障がい児保育の充実

(2) 特別支援教育の充実

- ① 特別支援教育の充実
- ② 教職員に対する専門的な知識の普及
- ③ 放課後の居場所づくりの充実

(3) 社会参加の促進

- ① スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の充実
- ② 生涯学習の充実
- ③ 地域活動への参加の促進

(4) 移動支援の充実

- ① 移動支援の充実

5 就労の促進

(1) 一般就労の促進

- ① 一般企業等への就労支援の充実
- ② 一般企業等への障がい者雇用や障がいに対する理解の啓発

(2) 福祉的就労の促進

- ① 福祉的就労の促進

6 生活環境の整備

(1) バリアフリー化の促進

- ① バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進

(2) 防犯対策の充実

- ① 防犯対策の充実

(3) 居住支援の充実

- ① 障がいがある人が住みやすい住宅の供給・整備
- ② 居住の場の確保

7 防災・災害時支援の充実

(1) 防災対策の充実

- ① 防災体制の充実

## 第4章 重点目標

基本理念「一人ひとりの個性が尊重され みんながともに支えあう 共生社会の実現」の実現をめざすため、次の項目を特に重点目標として計画を推進します。

### 1 相談支援体制の充実

#### (1) 関係機関との連携強化による相談支援の充実

- 障がいのある人の自立生活を総合的に支援する体制の整備
- 広域による基幹系相談支援体制の整備に向けての協議

#### (2) ケアマネジメント機能の強化

- 個別ケース会議等による関係機関のチームアプローチを実施し、相談支援事業の充実

#### (3) ライフステージを通じた相談支援体制の整備

- ライフステージを通じた切れ目のない支援の強化のための関係機関の連携

### 2 就労への支援

#### (1) 関係機関の連携強化による就労支援体制の充実

- 就労に向けてのきめ細かな継続性のある支援の充実

### 3 地域生活への支援

#### (1) 障がい福祉サービスの充実

- 個々の状態に応じた、効果的なサービス提供体制の充実

#### (2) グループホームの整備支援

- 居住の場の確保のためのグループホーム整備についての推進

## 第5章 施策の推進

### 1 理解と交流の促進

#### (1) 啓発広報と人権学習の推進

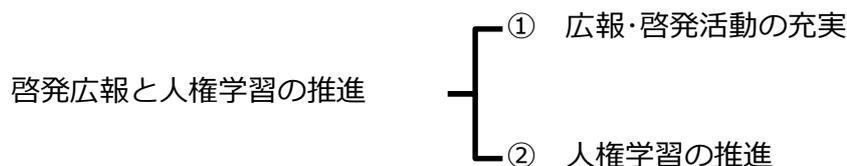
##### 【現状と課題】

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、地域住民の障がいに対する理解を深め、お互いに尊重することが重要です。

本市では、広報や出前トーク、じんけんセミナーの開催などにより、障がいに対する正しい理解を進めるための啓発活動に努めています。しかし、アンケート調査では、障がいのある人に対する市民の理解が深まっていないと感じている人が30%弱あり、特に、知的障がいのある人や精神障がいのある人でその傾向が強くなっています。

今後も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、必要な支援を受け相互に人格と個性を尊重し合いながら共生社会を実現できるよう、共同開催による啓発事業の推進や、広報活動の内容の充実に努める必要があります。

##### 【施策の方向】



##### 【今後の取り組み】

#### ① 広報・啓発活動の充実

市民を対象にした、人権問題や障がいに対する理解を深めるための啓発活動を推進するとともに、広報活動の内容の充実に図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
人権問題に関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「障がい」に対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のために、地区別懇談会やリーダー講座等の学習会で教育・啓発を推進します。</li> </ul>	人権教育課
人権問題に関する啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「障がいに対する見方・考え方をはじめ様々な人権問題の解決のため、「じんけんセミナー」をはじめとする各種講演会の参加や街頭啓発活動の実施について、市民と協働で啓発・推進します。</li> <li>● 企業においても障がいに対する理解の促進や偏見をなくすために各種研修会の参加や企業内の研修会の実施について啓発・推進します。</li> </ul>	人権政策課 経済振興労政課
職員への人権啓発と意識の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 人権問題に対する連続講座へ職員を派遣し、人権に対する理解を深めるため一層の啓発と意識の向上を図ります。</li> </ul>	人権政策課
ノーマライゼーションの理念の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報活動、社会教育活動等を通じて、ノーマライゼーションの理念の周知を継続的に推進します。また、学校教育等関係機関と連携し、全市児童生徒を対象とした福祉教育事業の実施に努めます。</li> </ul>	関係各課
「障がい者の日」の広報・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民の理解と認識を深めるため、12月9日の「障がい者の日」の行事として障がい者関係団体との連携を図りながら、障がいへの理解促進のための啓発記事を広報やホームページ等へ掲載します。</li> </ul>	障がい福祉課

## ② 人権学習の推進

市役所職員をはじめ、関係する職員に対して、人権問題等に関する研修や講演会の機会を拡充し、障がいに関する内容の理解を促進します。また、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題についても理解を深められるよう支援します。

今後の取り組み	内 容	関係課
市職員に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 同和問題や障がいのある人をはじめ様々な人権問題に対する理解を深めるため、市職員を対象とした集合研修及び「じんけんセミナー」等への派遣研修を実施するとともに、各所属で人権・同和問題研修に取り組みます。また、職員提案や研修事後アンケートの内容を研修に積極的に取り入れ、より効果のある実施に努めるとともに、職場研修では随時情報提供を行い、継続実施しやすい環境づくりに努めます。さらに、積極的に各種研修会や地区別懇談会に参加し、障がいに対する理解の自己研鑽を行ないます。</li> </ul>	総務課
民生委員児童委員等に対する研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームヘルパーや民生委員児童委員に対して、障がいに対する正しい理解を深めるための学習会や人権に関する研修を実施します。</li> </ul>	社会福祉課 社会福祉協議会
講演会の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者支援の関係機関が実施する講演会等の周知に努め、市民参加を求めることにより、障がいのある人に対する正しい理解を深めていきます。</li> </ul>	障がい福祉課
障がい者関係団体に対する人権学習会の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当事者としての障がいに対する正しい知識を認識するとともに、あらゆる人権問題に対する理解を深めるため、障がい者関係団体の人権学習会を支援します。</li> </ul>	障がい福祉課

## (2) 交流機会の確保

### 【現状と課題】

障がいに対する正しい理解を普及するためには、障がいのある人との交流やふれあいなど、障がいのある人とともに活動する機会を充実することが大切です。

本市では、学区のふれあい祭りや地域のコミュニティセンターの利用の際に、障がいのある人と地域の人との交流機会を設けています。また、市内で開催される様々な大会等において、関係課からの要請に基づき、手話通訳者の配置を行い、参加しやすい環境づくりに努めています。

今後も障がいのある人が地域における事業に参加しやすい体制づくりに努めるとともに、交流機会のより一層の充実に努める必要があります。

### 【施策の方向】

交流機会の確保

— ① 交流機会の充実

### 【今後の取り組み】

#### ① 交流機会の充実

地域で開催される各種事業へ障がいのある人が参加しやすい体制を整備するなど、地域での障がいのある人との交流機会の充実に図り、障がいに対する正しい理解を促進します。

今後の取り組み	内 容	関係課
地域行事への参加の促進	● 地域で実施する各種事業に障がいのある人が参加しやすいよう、取り組みの周知を図るとともに、ボランティアの配置や会場の設営等の十分な配慮を行い、参加の促進を図ります。	関係各課
交流の場・機会の確保	● 障がいのある人との交流会等、障がいのある人への理解を深めるための積極的な取り組みを実施します。	関係各課

### (3) 福祉教育の推進

#### 【現状と課題】

障がいや障がいのある人に対する正しい理解を深め、ともに尊重し支え合う共生社会を実現するためには、福祉教育が重要です。

本市では、福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育に関する授業を行っています。また、障がいのある人とのふれあいを通して「共生社会」について学ぶ機会を持つとともに、体験学習等を実施し、障がいに対する理解の促進を図っています。しかし、アンケート調査では、障がいのある人に対する市民の理解が深まっていないと感じている人が30%弱あります。

今後は、福祉や障がいに対する理解だけではなく、日常生活の中での実践につなげていけるよう、学習内容の見直しを行い、福祉教育の一層の充実に努める必要があります。

#### 【施策の方向】

福祉教育の推進

— ① 福祉教育の充実

#### 【今後の取り組み】

##### ① 福祉教育の充実

福祉や障がいに対する理解だけではなく、日常生活の中での実践につなげていけるよう、学習内容の見直しを行い、福祉教育の充実に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
福祉教育読本の活用	● 福祉教育読本「福祉のこころ」を活用し、福祉教育を進めるとともに、効果的な活用ができるよう内容等を検討していきます。	学校教育課

今後の取り組み	内 容	関係課
障がいのある人に対する正しい理解の教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人に対する正しい理解と認識を培う指導や活動を年間計画の中に位置づけるとともに、学習したことをもとに自ら実践したり、ボランティア活動を行う実践力を培えるよう教育内容の充実に努めます。</li> </ul>	学校教育課
ふれあいの場・機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童・生徒と、いろいろな障がいのある人とのふれあいを通して、障がいのある人の思いや生き方を学ぶ機会の充実に努めます。</li> </ul>	学校教育課
学校行事を通じた障がいに対する理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 学校行事やPTA行事・学校・学年通信等を通じ、障がいや障がいのある人に対する保護者や地域の人々の理解の促進を図るとともに、学習で学んだことが日常生活の中で実践できるよう、事業の充実に努めます。</li> </ul>	学校教育課
福祉に関する体験学習の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合的な学習等における福祉施設の訪問、車いす・手話等の体験学習の実施やチャレンジウィーク・キャリア教育における福祉施設での職場体験等のふれあいを通して、障がいのある人の思いや生き方を学ぶ機会の充実に努めます。</li> </ul>	学校教育課

## (4) 地域福祉活動の推進

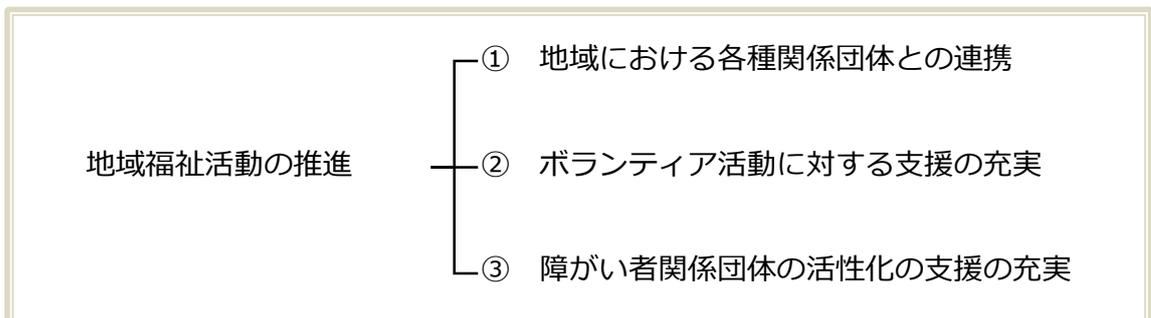
### 【現状と課題】

「ノーマライゼーション」の実現のためには、全ての市民が共に暮らすまちづくりをめざした地域福祉の理念を推進することが必要です。

本市では、「ふれあいまちづくり事業」として、小地域ネットワーク活動を推進するため、自治会ごとの啓発活動を行っており、今後も地域福祉活動をより一層推進するため、障がいのある人が地域活動へ参加しやすい環境の整備が必要です。

また、障がいのある人に対するボランティア活動では、障がいの特性を理解した人材が不可欠ですが、その人材が不足しているのが現状です。障がい者関係団体の活動においても、ボランティアの不足によりうまく活動できない状況も見受けられ、わかりやすい情報提供と人材の確保等によるボランティア団体や障がい者関係団体への支援が求められます。

### 【施策の方向】



### 【今後の取り組み】

#### ① 地域における各種関係団体との連携

地域振興協議会をはじめ、学区民生委員児童委員協議会とも連携し、障がいに対する理解の促進に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
地域振興協議会との連携	● 市内すべての地域振興協議会との連携を積極的に進め、市民を対象とした障がいに対する正しい理解・啓発のための福祉学習会を開催します。	障がい福祉課 社会福祉協議会

今後の取り組み	内 容	関係課
小地域ネットワーク活動展開の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小地域ネットワーク活動の展開により、地域の障がいのある人が地域との関わりを深め、参加しやすくなるよう、地域振興協議会等でふれあいサロンなどの未実施地域への啓発を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課 社会福祉協議会

## ② ボランティア活動に対する支援の充実

ボランティアの人材育成や資質向上を図るとともに、市内における障がい者団体の連携を深め、情報交換等ができる組織づくりを目指します。また、ボランティア活動に関する情報提供を積極的に行うとともに、今後も充実したボランティア育成支援活動が行えるよう、栗東市ボランティア市民活動センターへ運営支援等を行います。

今後の取り組み	内 容	関係課
地域福祉活動推進のためのリーダー育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア・市民活動に関する相談、登録、調整、紹介事業、啓発事業等を行い、活動拠点としての交流の場の提供事業、ネットワーク形成促進事業、その他目的を達成するために必要な事業の運営を行います。また、地域福祉活動を推進するリーダー育成のため人材育成事業を強化します。</li> </ul>	社会福祉協議会
ボランティア活動のコーディネート充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内の障がい者関係団体を把握し、連携強化に努めます。また、市民のボランティア関係ニーズの把握に努めるとともに、相互の連携を図りながらボランティア活動を支援できるようコーディネートの充実に努めます。</li> </ul>	社会福祉協議会 障がい福祉課
ボランティアに関する情報発信・管理機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報紙、ホームページ以外の媒体も活用し、ボランティア活動に関する情報提供を積極的に行います。</li> </ul>	社会福祉協議会

今後の取り組み	内 容	関係課
企業へのボランティア活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内企業への社会福祉協議会と栗東市ボランティア市民活動センターのPRを行うとともに、企業の社会貢献について講習会を開催します。</li> </ul>	社会福祉協議会
ボランティア活動拠点の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 栗東市ボランティア市民活動センターが充実したボランティア育成支援を行えるよう、活動支援と運営補助を行うとともに、関係課や関係機関との調整を行います。</li> </ul>	社会福祉協議会 障がい福祉課 自治振興課
ボランティア人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視聴覚障がいのある人の情報収集・コミュニケーション手段を確保するため各種の講座を開設し、専門技術を有する人を育成します。また、幅広い年齢の方に活動の担い手となってもらえるよう、新たなボランティアの発掘に努めます。また、幼児期から障がいを通じた福祉を学び体験する機会を提供するとともに、市内全域の小中学校等に事業を周知します。</li> </ul>	社会福祉協議会 障がい福祉課

### ③ 障がい者関係団体の活性化の支援の充実

団体活動の活性化、会員増を図るため、啓発等により障がいのある人へ障がい者団体への参加を促すとともに、障がい者関係団体の活性化に向けての支援を継続して行います。

今後の取り組み	内 容	関係課
障がい者関係団体への活動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障がい者団体等の重要性などを啓発し、団体活動の活性化と会員数の増大を図るとともに、市内における障がい者関係団体の把握に努め、各障がい者関係団体の自主的な活動を支援するための活動補助金を交付します。</li></ul>	社会福祉協議会 障がい福祉課
家族会に対する活動支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 家族同士の親睦や一般講演会開催の支援等、家族会の運営や活性化に向けての支援を継続して行います。</li></ul>	障がい福祉課

## 2 保健・医療の充実

### (1) 発生予防対策及び早期発見体制の充実

#### 【現状と課題】

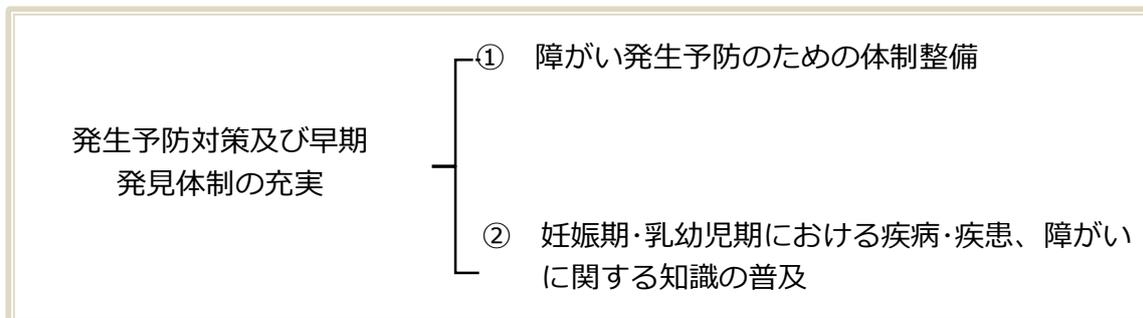
障がいの要因は疾病や疾患である場合も多く、障がいの発生予防や重度化を防ぐためには、保健医療の充実が重要です。

アンケート調査等においても、疾病が原因で障がいが発生する身体障がいのある人が多く、生活習慣病をはじめとした疾病からの障がいの発生の予防や、早期発見のための体制の充実が必要です。

また、自閉症スペクトラム、学習障がいや注意欠如・多動障がい（ADHD）などの発達に課題のある子ども等にみられるように、周囲の人が障がいの特性を正しく理解できず、適切な対応ができない場合があります。

そのため、発達障がいを含め、それぞれの障がいの特性を正しく理解し、適切な対応が行えるよう、関係機関との連携を図りながら環境の整備を進めることが重要です。

#### 【施策の方向】



【今後の取り組み】

① 障がい発生予防のための体制整備

疾病や障がいの発生予防のため、医療機関等との連携を強化し、健康診査や保健指導の適切な実施に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
妊婦に対する各種健診・助成の充実	● 妊婦の疾病の予防と早期発見のため、医療機関において妊婦健康診査を実施するとともに、健診に対する助成を行います。	健康増進課
妊婦に対する訪問指導の実施	● ハイリスク妊婦の連絡があった場合は、訪問指導を行います。	健康増進課
電話相談の実施	● 妊婦の疾病予防と異常の早期発見のため母子手帳交付時及び電話による相談を実施します。	健康増進課
先天性代謝異常等検査の受診勧奨	● 放置すると重度の知的障がいや身体障がいをきたす先天性代謝異常などの早期発見・早期治療をするため、先天性代謝異常等検査の受診を勧奨します。	健康増進課
乳児に対する訪問指導の実施	● 乳児に対して、保健師等が訪問し、適切な指導を実施します。また、連携体制を強化し、ハイリスク児や産婦に対する訪問指導を行います。	健康増進課
発達検査・相談の実施	● 個別相談を行い、発達検査及び発達を促す関わり方の助言を行います。	健康増進課
就学時健康診断・定期健康診断の充実	● 学校保健法に基づき、就学時健康診断・定期安全健康診断を実施し、一般疾病・障がいの早期発見に努めます。	学校教育課
保健指導の実施	● 子どもの関わり方や乳幼児の発育発達上、育児支援が必要と思われる母と子を対象に保健指導を行い、養育条件の改善を図ります。	健康増進課

## ② 妊娠期・乳幼児期における疾病・疾患、障がいに関する知識の普及

出産の経過や妊娠期にかかりやすい疾患、乳幼児の発達と病気や事故の対応等に関する知識の普及を推進します。

今後の取り組み	内 容	関係課
妊娠期の知識の周知	<ul style="list-style-type: none"><li>● 健康管理や障がいの発生を未然に防止するための冊子を母子手帳発行時に交付します。</li></ul>	健康増進課

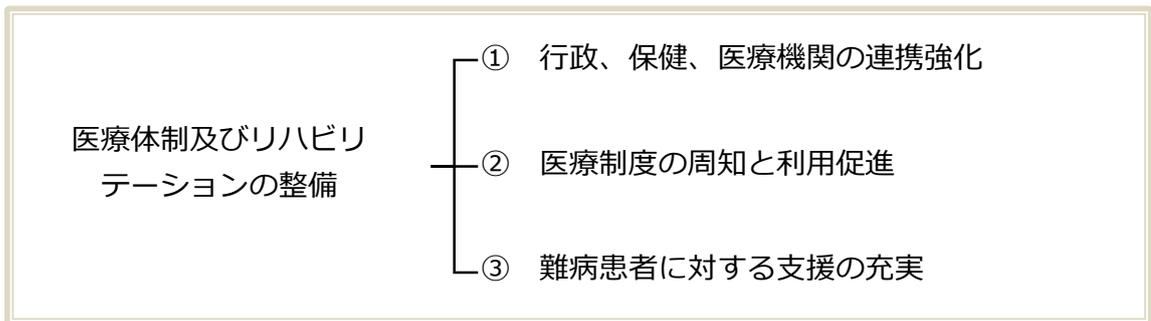
## (2) 医療体制及びリハビリテーションの整備

### 【現状と課題】

障がいのある人の高齢化、重度化により、地域生活支援のためには医療機関との連携がより重要となります。また、後天的に病気や事故等によって障がいが発生した人に対して社会復帰（リハビリ）を支援する体制の整備が必要です。今後も、障がいのある人が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図る必要があります。

難病患者については、障害者総合支援法により、自立支援のサービス提供が行われることとなりました。今後は、制度の周知に努めるとともに、広域的な連携や医療、保健、福祉が一体となった総合的な相談・支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図る必要があります。

### 【施策の方向】



### 【今後の取り組み】

#### ① 行政、保健、医療機関の連携強化

障がいのある人の健康を維持し、二次的障がいの発生予防や、リハビリテーションを支援するため、行政、保健、医療機関の連携を強化するとともに、情報の共有に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の障がいのある人の日々の生活を支援するため、マネジメント機能を果たせる人材の確保を図るとともに、主治医や訪問看護等との連携を強化し、地域で生活できるケアシステムの構築を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課 長寿福祉課 健康増進課
関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>他職種が連携・協働できるよう継続して協議・検討を行うとともに、県立リハビリテーションセンターや湖南地域リハビリテーション広域支援センター等の関係機関と連携を図りながら相談支援を行います。</li> </ul>	障がい福祉課 長寿福祉課 健康増進課
初期救急医療の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>かかりつけ医制度を啓発するとともに、休日・平日夜間等の初期救急医療の充実を図ります。</li> </ul>	健康増進課

## ② 医療制度の周知と利用促進

医療機関等との連携により、公費負担制度等の制度の利用促進に努めるとともに、医療機関に対して、適正な運用についての啓発を進めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
養育医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>養育のため指定養育医療機関に入院することを必要とする未熟児に対する養育医療費給付事務を行います。</li> </ul>	健康増進課
育成医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障がいのある児童に対し、その障がい除去又は軽減し、生活能力を得るために必要な育成医療費給付事務を行うとともに、制度の周知に努めます。</li> </ul>	障がい福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
更生医療費の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 18歳以上の身体障がいのある人に対し、その障がいを除去又は軽減し生活能力を得るために必要な更生医療費を給付するとともに、他制度との併用など適正な運用についての啓発に努めます。</li> </ul>	障がい福祉課
福祉医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重度・中度心身障がいのある人が健康保険各法の規定による医療給付を受けた場合、保険給付の範囲内の助成を行います。</li> </ul>	保険年金課
重度心身障がい老人等医療費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 重度・中度の障がいのある老人保健の医療費の一部負担金を助成します。</li> </ul>	保険年金課
アイバンク・腎バンクの普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 厚生労働省が発行した臓器提供意思表示カードを窓口を設置し、アイバンクや腎バンクの普及啓発を図ります。</li> </ul>	健康増進課 保険年金課

### ③ 難病患者に対する支援の充実

新制度の周知に努めるとともに、難病患者に対する支援の充実を図るため、広域的な連携や医療機関等との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
難病患者に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新制度の周知に努めるとともに、難病患者に対する支援等の情報提供を行います。また、療養相談については、保健所や滋賀県難病相談・支援センターとの連携を図ります。</li> </ul>	長寿福祉課 障がい福祉課 健康増進課
日常生活用具の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 難病患者や家族の支援を行うため、医療機関等との連携を図りながら、様態に応じた日常生活用具の給付を行います。</li> </ul>	障がい福祉課

## 3 生活支援の充実

### (1) 経済的自立の支援の充実

#### 【現状と課題】

障がいのある人が地域で質の高い自立した生活を営むためには、経済的自立に関する支援が重要です。

障害者総合支援法の施行により、障がい福祉サービスの位置づけや負担のあり方が変更され、利用者負担が増加した部分もあり、各種の税制上の優遇措置を運用し、サービス利用に対して経済的負担が大きい低所得者等の経済的自立を支援する必要があります。また、受給資格を有する障がいのある人が、制度の不知・無理解により、障害年金を受けとることができないことのないよう、制度の周知に取り組む必要があります。

#### 【施策の方向】

経済的自立の支援の充実 — ① 各種経済的自立支援制度の周知と充実

#### 【今後の取り組み】

##### ① 各種経済的自立支援制度の周知と充実

就労等による収入が得られない障がいのある人や低所得者に対し、共済制度や各種年金・手当等を周知し、経済的支援の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
障害基礎年金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 国民年金の被保険者期間中や 60 歳から 65 歳未満に初診日がある病気やけがで障がいになったときに、その障がいの程度により障害基礎年金を支給するとともに、18 歳までの子どもを扶養しているときは加算額を加えます。また、障害基礎年金の裁定につなげるため、関係課や年金事務所と連携し、制度の一層の周知に努めます。</li> </ul>	保険年金課
特別障害者手当の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 日常生活に常時特別の介護を要する 20 歳以上の在宅の障がいのある人に対し、特別障害者手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課
障害児福祉手当の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 20 歳未満の重度の心身障がいのある人に対し、障害児福祉手当の周知、利用促進を図り、重度の心身障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課
心身障害者扶養共済制度の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人を扶養する保護者等が障がいのある人の将来の自立を助長するため、相互に掛金を出し合い年金弔慰金を支給する心身障害者扶養共済制度の普及について、関係団体と連携を図り、促進します。</li> </ul>	障がい福祉課
更生資金などの低利貸し付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人の更生資金、生活・福祉・住宅福祉資金を低利で貸し付けます。</li> </ul>	社会福祉協議会

今後の取り組み	内 容	関係課
各種減免・無料制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各種税金の減免、NHK放送受信料、郵便物の減免及びNTT無料番号案内の周知を図ります。また、障がいの種類や程度に合わせた周知方法を検討します。</li> </ul>	各関係機関
児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童の父または母が重度の障がいの状態にある場合、母または父に児童扶養手当を支給し、児童の福祉の向上を図ります。</li> </ul>	子育て応援課
特別児童扶養手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 20歳未満の在宅中度以上の心身障がい児を養育している保護者等に特別児童扶養手当を支給し、在宅心身障がい児の福祉の増進を図ります。</li> </ul>	子育て応援課
就学経費の一部支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 小・中学校の特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、就学に必要な経費の一部を支給します。</li> </ul>	学校教育課

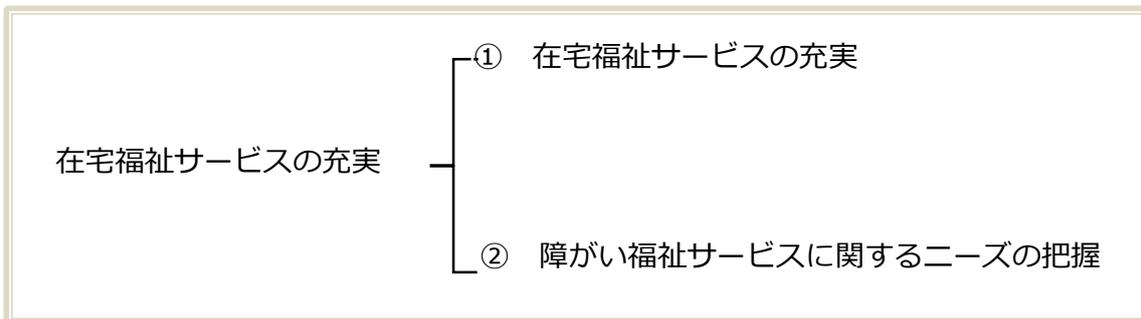
## (2) 在宅福祉サービスの充実

### 【現状と課題】

障がいのある人が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むためには、在宅サービスの量的・質的充実を図る必要があります。

アンケート調査によると、障がいのある人の主な介助者は同居の家族であることが多く、また、今後のサービスの利用意向については、「家族が病気になったり用事が出来たときに利用できるショートステイサービス」が最も多くなっています。さらに、住みよいまちをつくるために必要なこととして、「在宅での生活や介助がしやすいよう、保健・医療・福祉のサービスの充実」と回答した人がいずれの障がい種別でも30%前後を占めています。今後、介助や手助けをする家族の高齢化が進むことから、ショートステイや日中一時支援など、在宅福祉サービスの一層の充実に努める必要があります。

### 【施策の方向】



### 【今後の取り組み】

#### ① 在宅福祉サービスの充実

保護者及び介助者の負担を軽減するとともに、本人の日常生活の支援を図るため、より一層の在宅福祉サービスの充実を図るとともに、周知に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
訪問入浴サービスの実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 寝たきり等の在宅重度障がいのある人で入浴することが困難な人に対して訪問入浴サービスを実施します。また、実施事業所の選択制の導入を検討します。</li> </ul>	障がい福祉課
紙おむつ購入費の助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅の常時紙おむつを必要とする重度障がいのある人（児）に対して、紙おむつ購入費を助成します。また、制度の周知を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課
補装具費の交付・修理費の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障がいのある人の日常生活や社会生活の向上を図るため、身体の失われた部分や障がいのある部分を補うため補装具費の交付及び修理費の支給を行います。また、障害者更生相談所と連携を密にし、補装具の必要性の見極めを行います。</li> </ul>	障がい福祉課
日常生活用具の給付	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅で障がいのある人に対し、日常生活の便宜を図るため、特殊寝台等の障がい部位に応じた用具を給付します。</li> </ul>	障がい福祉課
夏期休暇期間中の日中一時支援事業の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市内在住の小・中学校特別支援学級、または特別支援学校に通う者が、日中一時支援事業の利用により、夏期休暇期間中の余暇時間の有効活用と、規則正しい生活習慣を維持することができるよう、夏期休暇期間中の日中一時支援事業（サマーホリデー等）の利用を促進します。</li> </ul>	障がい福祉課
緊急通報システムによる緊急時対応の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員との連携と情報共有を進め、「緊急通報システム」等による通報手段等の確保を図り、緊急時の対応の整備を図ります。</li> </ul>	長寿福祉課 障がい福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
在宅福祉サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅福祉サービスの周知や事業者の拡大及び質の向上を図り、日常生活を営むことに著しく支障のある重度障がいのある人の日常生活を支援します。家庭介護が困難になった場合や介助者の休養等のための一時的なショートステイや日中一時支援などによる支援を行います。</li> </ul>	障がい福祉課
障がい者地域活動支援センターの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者地域活動支援センター機能強化事業により、栗東市身体障がい者デイサービスセンターや湖南地域障がい者生活支援センターで在宅の障がいのある人が創作活動や社会との交流の促進、入浴サービスなどを行います。</li> </ul>	障がい福祉課
外出支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について外出の為の介護を行い、社会参加の促進を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課
各種割引制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民間バス運賃の割引、J R 運賃の割引、航空運賃の割引、有料道路通行料金の割引、タクシー料金の割引などの制度の周知に努めます。</li> </ul>	障がい福祉課

## ② 障がい福祉サービスに関するニーズの把握

国・県の動向を注視し、各種団体のニーズを本市の課題として捉え、関係機関と連携し、施策展開ができるよう取り組みます。

今後の取り組み	内 容	関係課
ヒアリング等によるニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"><li>● 必要に応じて、各種関係団体等とのヒアリングを行い、ニーズの把握に努めます。</li></ul>	障がい福祉課
関係団体等との連携によるニーズの把握	<ul style="list-style-type: none"><li>● 各種団体やボランティア、民生委員児童委員と連携し、障がいのある人の福祉ニーズに対応した各種サービスを提供します。また、ネットワーク活動の補充に向けた啓発を検討します。</li></ul>	社会福祉協議会

### (3) 施設サービスの充実

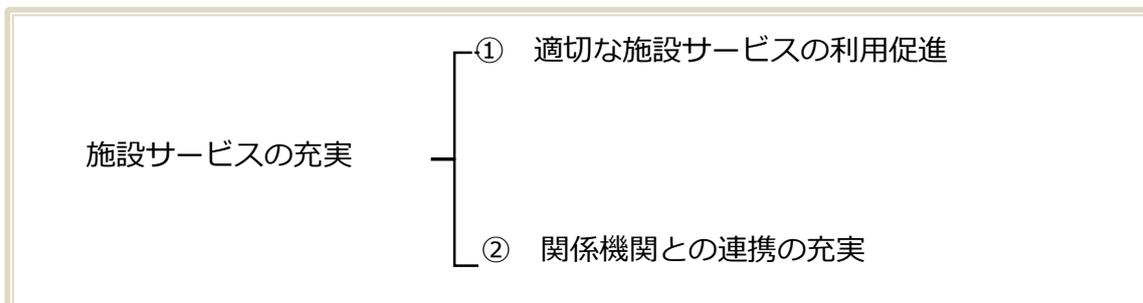
#### 【現状と課題】

障害者総合支援法の施行により、「障がい者」の範囲の見直しが行われ、新たに難病が追加となりました。また、障がいのある人の地域生活の基盤となる住まいの場を確保し、地域移行を促進することを目的に、共同生活を行う住居でのケアが柔軟にできるよう、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に統合し、日常生活上の相談に加えて、入浴・排泄または食事の介護、その他の日常生活上の援助が提供されることになりました。

湖南4市では、家庭や地域生活が困難な重症心身障がい者に対して、重症心身障害者通所施設を平成24年8月に開所しましたが、平成30年頃には定員超過が予想されます。

今後は、次の施設整備に向け、湖南4市で検討していく必要があります。また、入院中の精神障がいのある人の退院、地域移行を推進するため、精神障がいのある人が地域で暮らせる環境の整備に取り組む必要があります。

#### 【施策の方向】



## 【今後の取り組み】

### ① 適切な施設サービスの利用促進

---

障がいの特性や生活状況に応じた適切な施設利用ができるよう、湖南4市及び県と連携して通所・入所施設の利用を支援します。

今後の取り組み	内 容	関係課
更生施設等の整備	● 重症心身障がい者通所施設の整備を湖南圏域において推進します。	障がい福祉課
精神障害者社会復帰施設の運営支援	● 精神障がいのある人に対し生活や就労などのための訓練の場として設置されている精神障害者社会復帰施設の運営を支援します。	障がい福祉課

### ② 関係機関との連携の充実

---

引き続き関係機関との連携を深め、施設サービスを充実します。

今後の取り組み	内 容	関係課
関係機関の情報の共有化	● 個別ケア会議等において、障がいのある人のニーズや問題ケース等の情報を共有し、意識の向上を図り、施設におけるサービスを充実します。	障がい福祉課

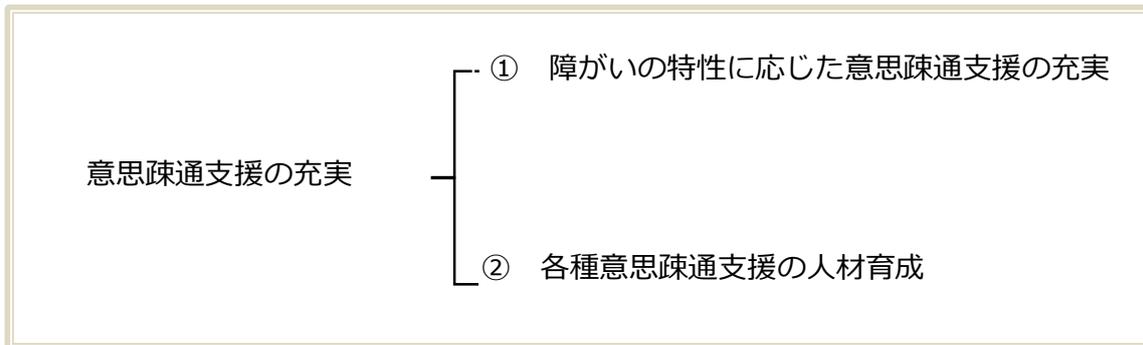
## (4) 意思疎通支援の充実

### 【現状と課題】

障がいのある人の積極的な社会参加を促進するためには、障がいの特性により情報の伝達が困難な人に対する意思疎通支援の強化が重要です。

本市では、手話通訳者や要約筆記者の派遣など、障がいの特性に応じた意思疎通支援を行っていますが、より一層の充実を図るため、手話通訳者や要約筆記者奉仕員等の人材育成をはじめ、障がいのある人のニーズ把握を行い、様々な障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実に努める必要があります。

### 【施策の方向】



### 【今後の取り組み】

#### ① 障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実

利用者のニーズを把握し、障がいの特性に応じた意思疎通支援の充実に図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
意思疎通支援事業の周知・利用促進	● 意思疎通支援事業の周知を図り、利用を促進するとともに、障がいのある人のニーズの把握を行います。	障がい福祉課
手話通訳者、要約筆記者奉仕員の派遣	● 対象者の把握を行うとともに、聴覚障がいのある人に対し、手話通訳者、要約筆記者奉仕員を派遣します。	障がい福祉課
市役所における手話通訳できる職員の配置	● 市役所に手話通訳ができる職員を配置します。	障がい福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
「耳マーク表示板」の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 聴覚障がいのある人が公共機関の窓口で安心してコミュニケーションが図れるように市役所等に「耳マーク表示板」を設置するとともに、周知に努めます。また、銀行や病院など公共的機関へも「耳マーク」の設置を働きかけ、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを支援します。</li> </ul>	障がい福祉課

## ② 各種意思疎通支援の人材育成

手話、点字、要約筆記などの講座を開催し、人材の育成に努めるとともに、講座終了後のフォロー体制の充実に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
手話通訳者等の人材育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広く市民に向け、聴覚障がいに対する理解を深めることと手話の普及を図るために「手話入門講座」等を開催し、手話通訳者等の人材育成に努めます。また、講座開催に当たっては、開催期間や時間等の工夫に努め、参加者の増大を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課

## (5) 情報提供の充実

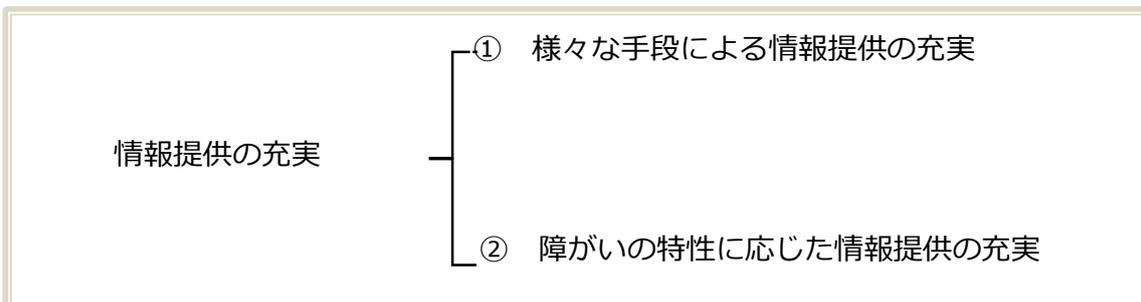
### 【現状と課題】

障がいのある人が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるように、情報通信における情報アクセシビリティの向上、情報提供の充実等、情報の利用におけるアクセシビリティの向上は重要です。

アンケート調査によると、障がいのある人の多くが市の広報や回覧から情報を入手しており、また、住みよいまちをつくるために必要なこととして「行政からの福祉に関する情報提供の充実」と回答した人が30%を超えています。

今後も、広報や回覧による情報提供のより一層の充実が必要です。また、情報通信技術（ICT）の発展に伴う利用者のニーズの変化に対応した利用しやすい情報提供の環境を整えていく必要があります。

### 【施策の方向】



### 【今後の取り組み】

#### ① 様々な手段による情報提供の充実

障がい者福祉施策等の情報について、様々な情報提供手段により、情報提供の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
<p>広報紙やホームページによる情報提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者が必要とする情報を必要な時に確実に提供できるよう、事前の情報収集に一層努めるとともに、広報紙においては各課からの情報や取材内容が読みやすかつ伝えやすくなるよう、引き続き工夫に努めます。</li> <li>● また、ホームページではウェブアクセシビリティの向上に一層努めるなど、誰にもやさしい情報発信に努めます。</li> </ul>	<p>関係各課</p>
<p>各種手帳交付の周知</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の取得目的の啓発に努めるとともに、交付の周知を図り、各種サービスの提供による障がいのある人の自立支援・社会参加の促進・福祉の向上を図ります。</li> </ul>	<p>障がい福祉課</p>
<p>「ハートプラスマーク」の発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 内部障がい等に対する社会的理解を促進し、目に見えない障がいにより生じる不利益を解消するため、「ハートプラスマーク」を発行します。</li> </ul>	<p>障がい福祉課</p>
<p>「障がい福祉のてびき」の発行</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいに対する正しい知識と理解を得るため、より見やすく便利なものとなるよう改訂版「障がい福祉のてびき」を発行し、障がい福祉サービスの周知を行います。</li> </ul>	<p>障がい福祉課</p>
<p>聴覚障がいのある人に対する通信手段の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報通信技術（ICT）の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ、メールの安全な活用について検討します。</li> </ul>	<p>障がい福祉課</p>

## ② 障がいの特性に応じた情報提供の充実

自分で情報を選択することが難しい障がいのある人に対し、障がいの特性に応じた利用しやすい情報提供に努めます。また、比較的軽度な障がいのある人に対する情報提供にも努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
視覚障がいのある人に対する朗読サービスを実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 視覚障がいのある人に対して、対面朗読奉仕員によるコミュニティセンター・図書館・自宅での朗読サービスを実施するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。</li> </ul>	図書館
市の広報紙等の点訳・音訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 点字・音声の広報の周知に取り組みます。また、音声広報については、CD版の音声広報による情報提供を行うなど、利用者のニーズに対応した利用しやすい情報提供の環境整備に努めます。</li> </ul>	社会福祉協議会 広報課 議事課
図書館蔵書の音訳・点訳	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 読者から依頼があった場合は、蔵書等を音訳や点訳するとともに、ボランティアの養成・増員に努めます。</li> </ul>	図書館

## (6) 総合相談機能の充実

### 【現状と課題】

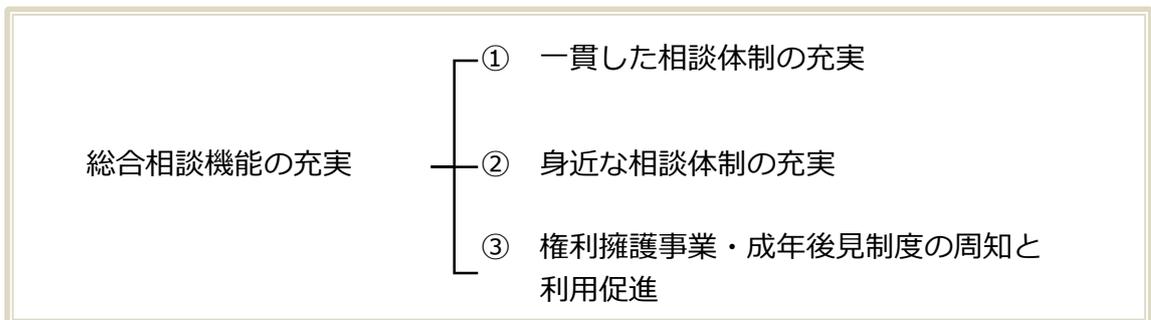
障がいのある人を取り巻く環境は、度重なる法改正による制度の複雑化により、障がいのある人自身も把握しにくい状況となっています。

アンケート調査によると、住みよいまちをつくるために必要なこととして、「なんでも相談できる窓口をつくるなど相談体制の充実」と回答した人が40%を超えて最も多くなっています。

障がいのある人の相談支援については、広域委託による一般相談と、特定相談事業所による計画相談、そして、日々の生活の中での細かな相談については、障がい福祉課職員による相談業務を行っています。しかし、一般相談や計画相談については、相談業務を担える事業者が圏域の中でも少ないため、必ずしも充分に対応できているとは言えません。

今後も、障がいのある人が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備を図る必要があります。

### 【施策の方向】



### 【今後の取り組み】

#### ① 一貫した相談体制の充実

障がいの特性や発達段階に応じた適切な支援をするため、関係機関との連携やケアマネジメントの実施により、より充実した相談支援体制の確保を図るとともに、ライフステージを通した一貫した相談体制を整備します。

今後の取り組み	内 容	関係課
地域活動支援センターとの連携による相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談支援に関する市との情報共有を図るとともに、計画相談についても特定相談事業所との連携も含め連動した相談支援体制の充実に努め、支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。</li> </ul>	障がい福祉課
栗東市障害児・者自立支援協議会の活性化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関の連携の緊密化とともに地域の実情に応じた体制整備について協議を行うことで、障がいのある人等への支援体制の整備を図ることを目的とする自立支援協議会の運営の活性化を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課
就学相談の機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学相談における相談員や相談時間の確保に努め、就学相談の機会の充実を図ります。</li> </ul>	学校教育課

## ② 身近な相談体制の充実

障がい者相談員や相談支援に従事する職員に対する研修の実施等により、相談業務の質の向上を図るとともに、関係機関間のネットワークの形成及びその活用を推進し、障がいのある人が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制を構築します。

今後の取り組み	内 容	関係課
心身障がい者相談員の質・量の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 相談員の質の向上を図るために研修会を開催し、広報等による啓発を行います。</li> </ul>	障がい福祉課
民生委員児童委員による身近で適切な相談支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 民生委員児童委員が地域での相談に適切に対応できるよう、年間を通して研修、情報交換の機会を設け、とくに新任民生委員に対して、研修を実施するなどの支援を行います。また、関係機関、団体と連携した相談窓口を設置します。</li> </ul>	社会福祉協議会 社会福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
第三者機関と連携による苦情や問題解決に向けた取り組みの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人のサービス利用に関する苦情等について、第三者機関と連携を図り、苦情や問題解決に向けた取り組みの充実を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課
人権いろいろ相談の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>権利が侵害された人を適切な相談機関につなげることを目的に人権擁護委員による相談を開催します。また、相談業務に対応できるよう専門知識を習得する研修会を実施し、質的充実を図ります。</li> </ul>	人権政策課

### ③ 権利擁護事業・成年後見制度の周知と利用促進

成年後見制度と権利擁護事業の制度の周知と適正な利用の促進を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
成年後見制度の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断能力が十分でない知的障がい又は精神障がいのある人等が財産管理や在宅サービスの利用などで自分に不利な契約を結ぶことがないように、制度の周知と利用の促進を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課
地域権利擁護事業の周知・利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断能力が十分でない知的障がいのある人や精神障がいのある人等が社会福祉協議会が行う地域権利擁護事業により適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、制度の利用について積極的に啓発を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課 社会福祉協議会

## 4 学習機会の充実と社会参加の促進

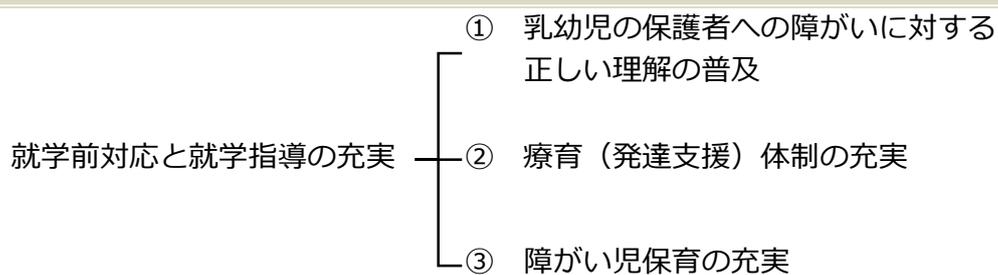
### (1) 就学前対応と就学指導の充実

#### 【現状と課題】

子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を保障するためには、乳幼児期を含め早期からの教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分な情報を提供するとともに、幼稚園等において、保護者を含め関係者が教育的ニーズと必要な支援について共通理解を深めることにより、保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援にもつなげていくことが重要です。乳児期から幼児期にかけて、子どもが専門的な教育相談・支援が受けられる体制を医療、保健、福祉等との連携の下に早急に確立することが必要であり、それにより、高い教育効果が期待できます。

本市では、関係各課と関係機関が連携し、発達相談や早期療育に努めています。また、加配職員の配置を行い保育の充実に努めています。しかし、発達の過程や特性は個々により様々で、養育に不安を抱えている保護者は多くなっています。このため、保護者への障がいに対する正しい理解の普及と、健康診査などによる早期発見、早期療育へと繋がる体制の充実を図る必要があります。また、増え続ける対象幼児とその家族支援を充実させるには、専門知識を持つ職員体制を安定確保することが必要です。

#### 【施策の方向】



#### 【今後の取り組み】

##### ① 乳幼児の保護者への障がいに対する正しい理解の普及

早期発見、早期療育のため、乳幼児期の保護者の障がい受容を促す啓発活動や理解促進を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
発達相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 健診等の機会や相談を通じて、発達障がい等が考えられる子どもの保護者に対し、障がいを受容できるよう、きめ細やかな発達相談や支援できる体制を整備します。また、必要に応じて、適切な療育機関等と連携を図り、早期療育に努めます。</li> </ul>	健康増進課 子ども発達支援課

## ② 療育（発達支援）体制の充実

幼児期からの継続した療育体制を整備し、発達段階に応じた一貫性のある療育体制を確立するため、医療、保健や関係機関と連携を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
就学指導委員会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就学指導委員会専門部会の機能の充実を図り、適切な環境において、保育が受けられるよう、職員の資質向上と人材確保に努めます。</li> </ul>	幼児課
「幼児ことばの教室」の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通園する幼児を対象に、支援相談・発達諸検査等を実施します。また、対象幼児の増加に対応し、家族支援を充実するため、職員の資質向上と人材の確保に努めます。</li> </ul>	子ども発達支援課
たんぽぽ教室の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 遊びや小集団活動を通じて日常生活への適応や自立を促し、個別の課題に応じた療育を進め成長発達を支援するとともに社会生活への参加を援助します。また、保護者に対して養育に関する支援を中心に相談や助言を行います。さらに、専門知識を持つ職員体制の安定確保に努めます。</li> </ul>	子ども発達支援課

今後の取り組み	内 容	関係課
児童発達支援事業と計画相談の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 心身の発達に障がいや遅れのある、または将来においてその疑いのある幼児に対して、日常生活における基本的な生活習慣の確立を促し、保護者の相談に応じ、通所で社会生活への参加を支援します。また、専門知識を持つ人材で計画相談を実施し、個々のサービスが適切かモニタリングを行います。</li> </ul>	子ども発達支援課

### ③ 障がい児保育の充実

保育園や幼稚園において、コーディネーターを中心に、各園での指導を充実させ、職員の資質、保育の質の向上を図ります。また、一人でも多くの保育者が参加できるような研修機会を確保し、園全体の障がい児保育の力量を高めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
保育園・幼稚園における指導の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家庭や療育事業関係者・関係専門機関との連携に努め、心の安定と心身の自立に配慮し、ひとり一人の発達課題に応じて特別支援教育や特別支援教育推進園訪問を実施し、園内体制の充実を図ります。</li> </ul>	幼児課
保育園・幼稚園における障がい児保育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育園・幼稚園での障がい児保育の推進のため、総合保育を進めながら生涯にわたっての系統的療育を踏まえ、障がい児加配職員や看護師の配置に努めるとともに、加配保育士・加配教諭の障がい児保育についての研修会を実施します。</li> </ul>	幼児課

## (2) 特別支援教育の充実

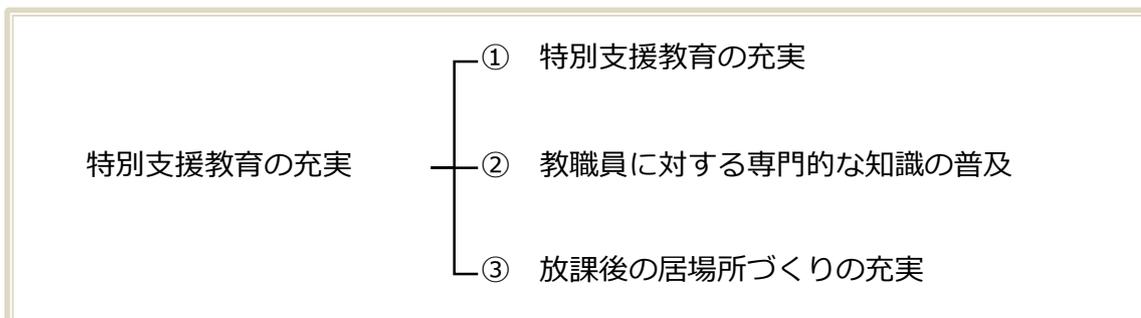
### 【現状と課題】

特別支援教育は、共生社会の形成に向けて、インクルーシブ教育システム構築のために必要不可欠なものです。子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うことにより、障がいのある子どもにも、障がいがあることが周囲から認識されていないものの学習上又は生活上の困難のある子どもにも、更にはすべての子どもにとっても、良い効果をもたらすことができるものと考えられます。

本市では、障がいの特性に応じた指導や個性や能力を最大限に引き出す教育課程の編成、職員に対する指導方法の工夫・改善の研修会を行っています。また、個に応じた支援充実のため、「個別の教育支援計画」を作成するとともに、特別支援教育支援員を各校1名ずつ配置しています。

今後も、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現のためには、障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢及び能力に応じて、その特性を踏まえた十分な教育を可能な限り障がいのない子どもと共に受けることのできるよう、きめ細やかな支援のより一層の充実が必要です。

### 【施策の方向】



### 【今後の取り組み】

#### ① 特別支援教育の充実

より確かな支援を実施し、児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう、教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、特別支援教育の観点に沿った授業改善や教材づくりに取り組み、誰もがわかる授業づくりを行い、特別支援教育の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
児童生徒の実態に応じた特別支援学級の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の実態に応じて特別支援学級を設置するとともに、通常の学級に在籍する支援が必要な児童生徒のための個別指導や通級指導等、障がいの多様化に応じた児童生徒の指導に努めます。</li> </ul>	学校教育課
教育課程の編成や指導方法の工夫	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 児童生徒の個性や能力を最大限に引き出せるよう教育課程の編成や指導方法の工夫・改善に努めます。また、保幼小中高と継続した支援が行えるよう、「個別の教育支援計画」の作成を進めます。</li> </ul>	学校教育課
子どもの状況に合わせた教材・教具の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子どもの成長に合わせた備品の設置や教材の作成など、教材・教具の充実に努めます。</li> </ul>	学校教育課

## ② 教職員に対する専門的な知識の普及

教職員に対する研修を実施し、より専門的な知識の普及と障がいに対する理解を促進します。また、特別支援学級の担任や担当者だけでなく、より多くの教職員が研修に参加するよう取り組みます。

今後の取り組み	内 容	関係課
教職員の指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 教職員に対して、特別支援教育基礎講座、専門講座等を開催し、教員の特別支援教育に対する理解を深め、指導力量の向上を図ります。</li> </ul>	学校教育課 幼児課

### ③ 放課後の居場所づくりの充実

障害児地域活動施設と放課後デイサービス事業所との連携を深めながら、それぞれ個性あるサービス提供が行われるよう支援するとともに、地域に根ざした事業を展開することで障がいのある児童生徒の放課後の居場所づくりの充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
障害児地域活動施設の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 放課後、地域において他の児童や住民とのかかわりの中で社会的な経験を積ませるとともに、療育により規則正しい生活習慣を維持するため、必要に応じた障害児地域活動施設の支援を行います。</li></ul>	障がい福祉課
放課後デイサービス事業の支援	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障がいのある小学生から高校生までの子どもの、学校の帰りや学校休業日、長期休暇における居場所づくりのため、放課後デイサービス事業の支援を行います。</li></ul>	障がい福祉課

### (3) 社会参加の促進

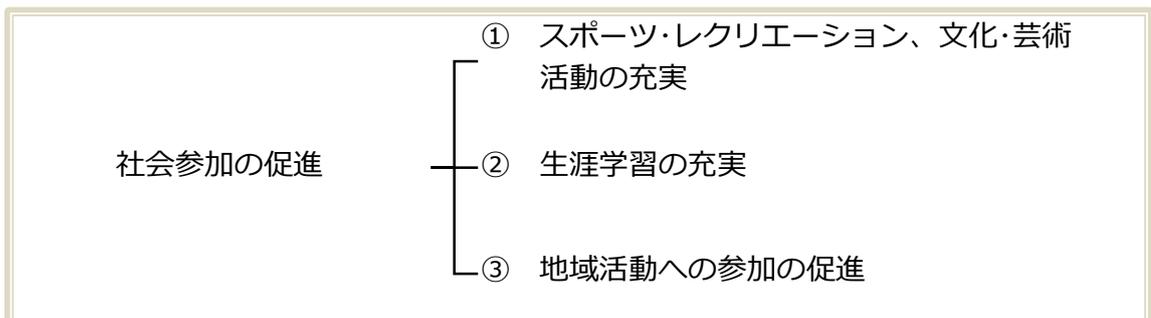
#### 【現状と課題】

障がいのある人が充実した生きがいのある人生を送るためには、スポーツやレクリエーション、文化活動への参加機会の拡充や生涯学習活動の充実が重要です。

本市では、「みんなのスポーツ講習会」や「ロード競技三大会」、「心身障がい者レクリエーションスポーツ大会」等の開催や、県スポーツ大会への参加協力を行っています。文化活動としては、「座☆ポップコーン S」への文化講座委託を行い、ダンスを通して社会参加の促進と障がい理解についての活動を広げています。また、障がいのある人が参加しやすい環境を整備するため、芸術文化会館さきらについては、多目的トイレや筆談器、車いす使用者用駐車場の設置等を行うとともに、「サービス介助士」の配置や車いす席を設けるなど、快適な鑑賞空間の確保に努めています。社会体育施設についても障がい者用トイレを設置するとともに、使用料の減免を実施しています。

今後も障がいのある人の社会参加を支援するため、生涯を通じて活動できる機会を拡充するよう、だれもが参加しやすい環境整備に努め、障がいの特性に応じた個別の支援ができるボランティアの育成、学習しやすいプログラムや内容の充実が必要です。また、障がいのある人のニーズにあった事業を展開していけるようニーズ把握に努める必要があります。

#### 【施策の方向】



【今後の取り組み】

① スポーツ・レクリエーション、文化・芸術活動の充実

障がいのある人のスポーツやレクリエーション、文化・芸術活動への参加機会の拡充を図るとともに、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
スポーツ・レクリエーション大会の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人がスポーツを通じてお互いの交流と親睦を深め、社会参加意欲の高揚と体力の維持、増進を図ります。また、参加者の拡大のための周知活動やボランティア確保を行います。</li> </ul>	障がい福祉課
スポーツ・レクリエーション事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人が気軽に参加できるよう、スポーツ・レクリエーション事業の推進を図ります。また、(公財)栗東市体育協会等が進める各種事業においても障がいのある人にやさしい対応ができるような指導、助言を行います。</li> </ul>	スポーツ・文化振興課
文化・スポーツ施設の改善	<ul style="list-style-type: none"> <li>文化・スポーツ施設を障がいのある人が容易に利用できるよう改善します。</li> </ul>	スポーツ・文化振興課
芸術文化施設の快適な鑑賞空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>芸術文化施設を障がいのある人が容易に利用できるとともに快適な鑑賞空間の確保に努めます。また、障がいのある人が気軽に参加体験できる環境づくりに努めるとともに、芸術文化会館を管理運営する民間企業に対して「障がい者にやさしい環境づくり」の指導、助言に努めます。</li> </ul>	スポーツ・文化振興課
自然体験「キャンプ」の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の障がいのある人（児）を対象とした交流会、文化活動等の実施を促進します。</li> </ul>	社会福祉協議会

## ② 生涯学習の充実

学習機会の充実を図るとともに、障がいのある人が参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
各種情報の提供と講座・研修会等の開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人に対する各種情報の提供、講座、研修会等の開催を推進し、自立した生活を維持する生活技術・技能の訓練及び習得を図ります。</li> </ul>	社会福祉協議会
講座に参加しやすい環境整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● じんけんセミナー等への手話通訳、託児サービス、車いす利用者への対応の配置や12月の「人権週間」にあわせた人権文化事業の開催など、希望する誰もが参加できる講座を開催します。</li> </ul>	人権政策課
誰もが参加できる公開講座・セミナーの開催	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 希望する誰もが参加できる公開講座・セミナーを開催します。</li> </ul>	生涯学習課 社会福祉協議会

### ③ 地域活動への参加の促進

障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
地域活動に参加しやすい環境の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 障がいのある人の地域活動への参加を促進するために、障がいに対する正しい理解を促進するとともに、自治会等に意思疎通支援事業等の障がい福祉サービスの周知を図り、障がいのある人が地域活動に参加しやすい環境の整備に努めます。</li></ul>	障がい福祉課
自治会集会所のバリアフリー化に対する工事費の一部補助	<ul style="list-style-type: none"><li>● 自治会へのアドバイスや情報提供を行うとともに、自治会の集会所のバリアフリー化に対し、工事費の一部を補助し、自治会等地域コミュニティ組織が活動しやすい環境整備に取り組めます。</li></ul>	自治振興課

## (4) 移動支援の充実

### 【現状と課題】

障がいのある人の積極的な社会参加を促すためには、外出しやすい環境づくりが必要であり、そのための移動支援や交通対策が要です。

アンケート調査によると、外出する際に困ること、問題があるため外出が難しくなっていることとして、「介助してもらおう人などがいないと外出が困難」と回答した人が30%弱を占め最も多くなっています。移動支援事業は、障がいのある人の余暇支援を目的に行っていますが、目的を理解していない人も多く、事業目的の周知が必要です。また、独自事業として「くりちゃんバス」を運行していますが、より一層の充実を図るため、利用者のニーズに応じた運行状況の見直しなどが求められます。

### 【施策の方向】

移動支援の充実

— ① 移動支援の充実

### 【今後の取り組み】

#### ① 移動支援の充実

障がいのある人の社会参加を促進するため、移動支援の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
移動支援事業の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>● 屋外での移動に困難がある障がいのある人について、外出のための介護を行い、地域での自立生活及び社会参加を促進します。また、事業の目的の周知に努めます。</li></ul>	障がい福祉課
タクシー代・ガソリン代の一部助成	<ul style="list-style-type: none"><li>● 在宅の重度障がいのある人・透析を必要とする者に対して、タクシー代・ガソリン代の一部を助成します。</li></ul>	障がい福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
コミュニティバスの運行による移動手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 栗東市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行による移動手段の確保を行います。また、バリアフリー対応車両の全路線導入等、運行サービスの充実に努めるとともに、継続したバス利用実態調査と検証を行います。</li> </ul>	生活交通課

## 5 就労の促進

### (1) 一般就労の促進

#### 【現状と課題】

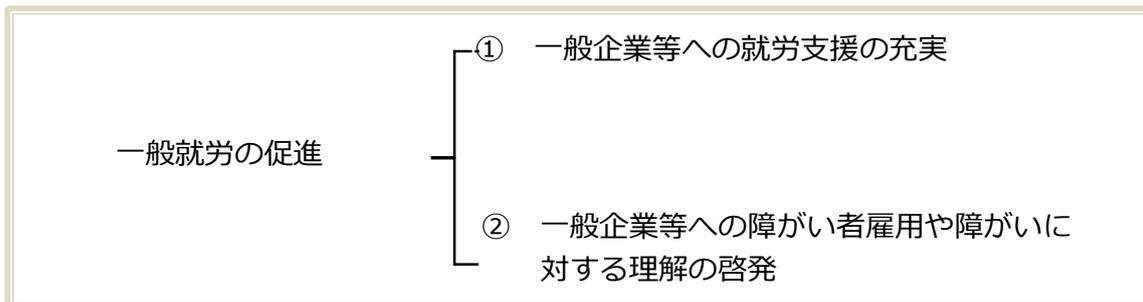
障がいのある人が地域で自立した生活を送るためには就労が重要であり、働く意欲のある障がいのある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、一般就労を希望する人にはできる限り一般就労できるように、総合的な支援を推進する必要があります。

本市では、就労支援相談員が中心となって、公共職業安定所や湖南地域働き・暮らし応援センター等と連携し、障がいのある人の就労支援に努めています。

アンケート調査によると、就労したり働き続けるために必要な支援として、全体では「就労に関する総合相談」が、また、精神障がいのある人では「就職後の支援・相談」が最も多くなっています。

今後も、公共職業安定所や湖南地域働き・暮らし応援センターをはじめとする地域の関係機関が密接に連携して、就労に向けた職業訓練や企業側に対する障がい雇用への意識啓発、職場定着支援までの一貫した支援を実施する必要があります。

#### 【施策の方向】



【今後の取り組み】

① 一般企業等への就労支援の充実

障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業や就労継続支援事業などを推進するとともに、関係機関と連携し、障がいのある人の就労機会の提供に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
公共職業安定機関等の相談機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 公共職業安定所・障害者職業センターとの連携を図り、各関係機関から発信される就労支援に向けた情報の迅速な収集に努め、相談・情報提供・職場開発・アフターケア等のスタッフ及び機能を充実します。</li> </ul>	経済振興労政課 障がい福祉課
働き・暮らし応援センターとの連携強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 働き・暮らし応援センターとの連携を強化し、障がいのある人の就労相談の充実に努めます。</li> </ul>	障がい福祉課
就労支援計画の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 湖南地区就労支援計画や栗東市就労支援計画で定められている湖南就労サポートセンターとの連携を強化し、障がいのある人等の就労困難者の雇用促進を図るとともに、就労定着に向けた継続支援に努めます。</li> </ul>	経済振興労政課
就労移行支援事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一般企業等に就労希望の障がいのある人に一定期間、就労に必要な知識や能力向上のために必要な訓練を行う就労移行支援事業を推進するとともに、事業の成果が企業内で活かせるよう、さらに関係機関との連携を強化します。</li> </ul>	経済振興労政課 障がい福祉課
就職支度金の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者更生援護施設入所者や精神障がいのある人が、訓練を終了し、就職する等により自立する場合に就職支度金を支給します。</li> </ul>	障がい福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
更生訓練費の支給	<ul style="list-style-type: none"> <li>更生援護施設と連携し、対象者の把握に努めるとともに、更生援護施設入所者又は通所者に対し、更生訓練費を支給し社会的自立の促進を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課
生活福祉資金の貸付	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいのある人が日常生活の便宜又は社会参加の促進を図るための相談や生活福祉資金の貸付を行い、開業・独立を支援します。</li> </ul>	社会福祉協議会

## ② 一般企業等への障がい者雇用や障がいに対する理解の啓発

一般企業等に対し、障がいのある人に対する雇用や職場内での障がいに対する理解について啓発を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
障がい者雇用の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業に対し、障がい者雇用への啓発強化に努め、理解の促進を図るとともに、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく各種制度等により、障がい者雇用の促進を図ります。また、地域の関係機関と密接に連携し、雇用後の職場定着支援までの一貫した支援の充実に努めます。</li> </ul>	経済振興労政課 障がい福祉課

## (2) 福祉的就労の促進

### 【現状と課題】

一般就労が困難な障がいのある人にとって、就労支援事業所等は、一般就労に向けた準備の場、社会参加の場としての機能を有しています。

本市では、福祉的就労として近隣市を含む就労継続支援事業所を紹介するとともに、利用者の希望にあわせ福祉的就労から一般就労に向けて段階的に移行するよう支援しています。

今後も、工賃の向上や一般就労への移行を推進するため、施設が提供する物品等の優先購入の推進と積極的な企業等への啓発が必要です。

### 【施策の方向】

福祉的就労の促進

— ① 福祉的就労の促進

### 【今後の取り組み】

#### ① 福祉的就労の促進

企業等で就労が困難な障がいのある人に対しては、障害者総合支援法に基づく日中活動の場の確保及び福祉的就労の場の確保や内容の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
就労移行支援事業所の安定した運営支援	<ul style="list-style-type: none"><li>今後予想される特別支援学校卒業生の増大や障がいの重度化・重複化、施設等からの地域移行に伴う受け皿として、就労継続支援事業所等の安定した運営を支援します。</li></ul>	障がい福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
優先購入（調達）の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律（障害者優先調達法）」に基づき、障害者就労施設等からの物品や役務の調達に努めます。また、行政のみならず、多くの企業等への啓発を行い、販路の拡大を図ります。</li> </ul>	障がい福祉課

## 6 生活環境の整備

### (1) バリアフリー化の促進

#### 【現状と課題】

障がいのある人の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、障がいのある人が安心して生活できる建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、障がいのある人に配慮したまちづくりを推進することは重要です。

本市では、平成 25 年度より滋賀県が推進している「思いやり区画」を窓口で啓発し、車いす利用の方だけでなく、内部障がいや高齢者、妊産婦の方など、移動が困難な方がより使いやすい区画の整備等に努めています。また、栗東駅前土地区画整理区域では、幹線道路の歩道に点字ブロックの設置を進めています。

今後もバリアフリー化をはじめとする生活環境の計画的な整備を推進するとともに、交通安全対策の充実に努める必要があります。

#### 【施策の方向】

バリアフリー化の促進 — ① バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進

#### 【今後の取り組み】

##### ① バリアフリー化の推進と交通安全対策の推進

障がいのある人が安心して外出できるように、公共施設等のバリアフリー化を推進するとともに、交通安全対策の推進や交通マナーの向上を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
小・中学校の施設のバリアフリー化	● 障がいのある子どもの就学の利便を図るため、小・中学校においてバリアフリー化を図ります。	教育委員会総務課

今後の取り組み	内 容	関係課
事業者に対する指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「だれもが住みたくなる滋賀のまちづくり条例」に基づき、事業者に対して障がいのある人の立場にたった指導・助言を行います。</li> </ul>	住宅課 障がい福祉課
福祉のまちづくり意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉のまちづくり意識の高揚に向け、その理念の浸透を図るため、多くの世代・団体等がまちづくり活動に取り組めるよう啓発に努めるとともに、関係団体を支援します。</li> </ul>	障がい福祉課
安全で快適な歩行空間の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいのある人の需要に応じ、障がいのある人の利用に配慮した歩道整備や段差の適切な切り下げ・点字ブロックの敷設等を推進し、移動の連続性と安全で快適な歩行空間の確保に努めます。</li> </ul>	道路河川課
交通安全施設の整備推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 音響信号機の整備など障がいのある人や高齢者に配慮した交通安全施設の整備推進に努めます。</li> </ul>	生活交通課
交通マナーの向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 通行に支障となる放置自転車の撤去や路上迷惑・違法駐車防止等啓発に努めます。</li> </ul>	生活交通課
道路の適正使用にかかる指導強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 道路占用許可に際して厳正に審査をし、許可物件が通行を阻害することのないように努めます。</li> </ul>	道路河川課

## (2) 防犯対策の充実

### 【現状と課題】

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、防犯体制の充実が求められます。

近年の悪徳商法や振り込め詐欺などの特殊詐欺は複雑巧妙化し、社会的弱者が標的となることが多くあります。また、精神的、身体的暴力の被害者となり、犯罪被害が表面化しないことがあるため、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見の必要があります。障がいのある人が犯罪に巻き込まれることを防ぎ、地域における安心した生活を確保するため、防犯対策の強化が求められます。

### 【施策の方向】

防犯対策の充実 —— ① 防犯対策の充実

### 【今後の取り組み】

#### ① 防犯対策の充実

地域と警察・行政が連携を図り、犯罪に関する情報発信、市民の防犯活動の支援、啓発等を行い、犯罪が起こりにくい環境を整えます。また、交通安全対策の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
自主防犯活動のための支援と情報提供	● 地域で自主防犯活動が活発にできるよう適切な支援と情報の提供を行います。	危機管理課

今後の取り組み	内 容	関係課
交通安全や防犯に関する出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者関係団体等からの依頼に応じて、交通安全や防犯に関する出前講座を実施します。また、犯罪に巻き込まれないための対策や犯罪の早期発見などについて、様々な媒体や方法を用いて啓発します。</li> </ul>	関係各課
障がい者関係団体の開催する交通安全教室の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者関係団体の開催する交通安全教室を支援し、障がいのある人の交通ルールの啓発等を支援します。</li> </ul>	生活交通課 障がい福祉課

### (3) 居住支援の充実

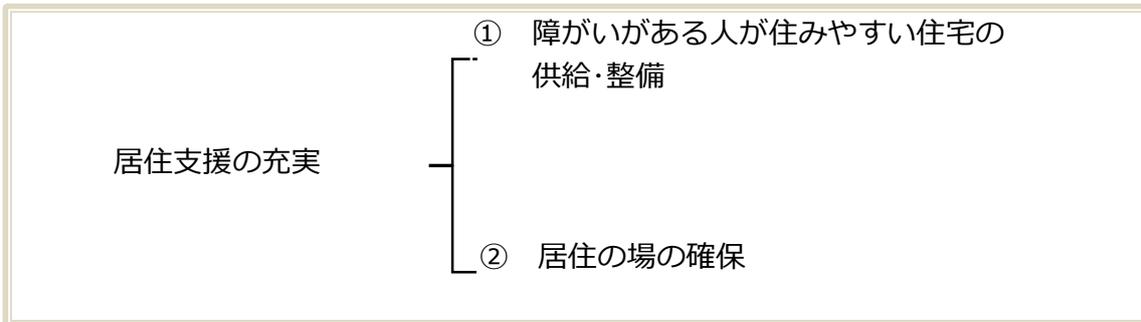
#### 【現状と課題】

施設入所者や退院可能な精神障がいのある人の在宅生活移行を促進する中で、安全で住みやすい住宅の整備は重要です。

本市では、障がい者向け公営住宅を管理しており、今後も、障がいのある人が地域で自立した生活を送れるよう、グループホームの整備など、住宅供給体制の充実が必要です。

また、グループホームの設置に対する、地域の住民への啓発活動が求められます。

#### 【施策の方向】



#### 【今後の取り組み】

##### ① 障がいがある人が住みやすい住宅の供給・整備

住宅改造を含めた安全で住みやすい住宅の供給と整備を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
在宅生活を送るためのアドバイスの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>在宅の障がいのある人の日常生活を容易にするため、障がいのある人からの住宅改造における相談があった場合に、障がいのある人の生活状況から住宅改造か、あるいは福祉用具などの利用が自立した生活を送ることができるのかのアドバイスを行います。</li> </ul>	長寿福祉課 障がい福祉課

今後の取り組み	内 容	関係課
住宅改造に伴う経費の一部助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 在宅の重度障がいのある人の日常生活を容易にし、また、介助者の負担を軽減するため、住宅改造に伴う経費の一部を助成します。</li> </ul>	障がい福祉課

## ② 居住の場の確保

障がいのある人が地域で生活をするため、居住の場の確保に努めます。

今後の取り組み	内 容	関係課
市営住宅の改善等の事業におけるユニバーサル化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市営住宅の大規模改修に併せて、ユニバーサル化に対応した住宅整備を行います。</li> </ul>	住宅課
グループホームの設置に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域の中で共同生活を営むため、自立生活の援助を行うグループホームの設置について支援します。また、設置の際は、周辺住民の理解を促進します。</li> <li>● 湖南4市での重度心身障害者進路先確保プロジェクト会議を開催し、関係機関及び当事者へのアンケート等を実施した結果を分析し、活用していきます。</li> </ul>	障がい福祉課

## 7 防災・災害時支援の充実

### (1) 防災対策の充実

#### 【現状と課題】

障がいのある人が安心して暮らせる社会を実現するため、防災体制の充実が重要です。

本市では、災害発生時の避難の際、支援が必要な方の名簿(避難行動要支援者名簿)を作成し、関係機関等が的確な対応が行えるよう整備しています。また、同報系防災行政無線のほか、同放送の自動電話応答装置、登録制メール、エリアメールの配信により、災害時の情報伝達手段の充実に努めています。しかし、アンケート調査によると、「災害福祉ネットサービス」や「栗東市防災・防犯情報配信システム」のことを「知らない」と回答した人がそれぞれ 30%前後に上っています。また、災害発生時に困ると思うこととして、「安全なところまですばやく避難できない」と「どのように対応すべきか判断できない」と回答した人が多くなっています。このことから、様々な手段で情報を発信する一方で、メディアに不案内な人をフォローするため、避難行動要支援者を実際に援護する地域の自主防災組織の育成、活性化に努める必要があります。また、災害時要援護者避難支援マニュアルに沿った避難施設の整備、医薬品の確保など、具体的な対策を講じる必要があります。

#### 【施策の方向】

防犯・防災対策の充実 —— ① 防災体制の充実

【今後の取り組み】

① 防災体制の充実

地域防災力(消防団、自主防災組織)の向上と防災意識の醸成に努めるとともに、緊急時の情報伝達手段の充実や災害時における避難行動要支援者の把握、避難方法や避難生活の具体策など、防災体制の充実を図ります。

今後の取り組み	内 容	関係課
福祉ネットサービスのシステムづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災意識の醸成に努めるとともに、地域における住民（自治防災組織等）・民生委員・警察署・消防署等の協力を得ながら、災害時の避難誘導が図られる福祉ネットサービスのシステムづくりを推進します。併せて、同報系防災行政無線等により、緊急時の情報伝達体制を充実します</li> </ul>	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課
避難行動要支援者名簿の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関との連携を図り、災害や緊急時における障がいのある人にかかる避難行動要支援者名簿の整備を進めるとともに、避難支援に必要な情報を適宜更新し、関係者間で共有します。</li> </ul>	社会福祉課 障がい福祉課
防災体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「栗東市地域防災計画」、「栗東市国民保護計画」に基づき、障がいのある人の避難方法や避難生活（福祉避難所の開設）など、被災後の具体的対策を含めた防災体制の充実を図ります。</li> <li>● 地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、避難行動要支援者と打合せ、具体的な避難方法等についての個別計画を策定します。</li> </ul>	危機管理課 社会福祉課 障がい福祉課

## 第6章 計画の推進

### 1 計画の推進体制

この計画は、障がいのある人への啓発やサービス提供が総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなどの他分野にも係わる計画です。

そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的に事業などを進める必要があり、「障がい者の住みよいまちづくり推進検討委員会」において、その進捗状況の点検・評価を行います。さらに、毎年、「障がい者の住みよいまちづくり推進協議会」において、計画の進捗状況やサービス見込量等について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、栗東市障がい児・者自立支援協議会と連携を図り、計画を推進していきます。

### 2 地域における各種関係団体、民間企業等との連携

障がいのある人の地域移行や就労支援などを進めるためには、行政だけではなく、住民、各種関係機関・団体や民間企業の協力が必要です。そのため、地域における関係団体と連携しながら計画の推進を図ります。

### 3 計画の見直し

計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

「第4章 重点目標」については、「障がい福祉計画」が見直しとなる平成 29 年度において、「障がい福祉計画」と合わせてその取り組み状況を検証し、進捗状況に応じて重点目標の見直しを行うこととします。なお、見直しの結果については、該当項目をホームページなどで公表していきます。

# 第4期栗東市障がい福祉計画

平成27年度～平成29年度

〈案〉

平成26年11月

栗東市

## 目 次

第1章 計画の策定にあたって .....	1
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間 .....	4
第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題 .....	5
1 障がいのある人の推移 .....	5
(1) 人口の推移 .....	5
(2) 障がいのある人の推移 .....	6
2 障がいのある人の社会参加の状況 .....	10
(1) 教育環境 .....	10
(2) 就業状況 .....	14
3 障がいのある人への生活支援の状況 .....	17
(1) 公的サービスの現状 .....	17
(2) 人的資源の現状 .....	21
4 第3期計画の障がい福祉サービスの実績 .....	22
(1) 訪問系サービス .....	22
(2) 日中活動系サービス .....	23
(3) 居住系サービス .....	25
(4) 相談支援 .....	25
(5) 地域生活支援事業 .....	26
第3章 計画の基本的な考え方 .....	30
1 基本理念 .....	30
2 基本方針 .....	31

第4章 サービス見込量と確保のための方策 .....	32
1 平成29年度の障がい福祉サービスの整備目標 .....	32
(1) 地域生活に移行する福祉施設入所者数 .....	32
(2) 地域生活支援拠点等の整備 .....	33
(3) 一般就労に移行する福祉施設利用者数 .....	33
(4) 就労移行支援事業の利用者数 .....	34
2 障がい福祉サービス等の見込み量 .....	35
(1) 訪問系サービス .....	35
(2) 日中活動系サービス .....	36
(3) 居住系サービス .....	39
(4) 相談支援 .....	40
3 地域生活支援事業の見込み量 .....	41
(1) 相談支援事業 .....	41
(2) 意思疎通支援事業 .....	42
(3) 日常生活用具給付事業 .....	42
(4) 手話奉仕員養成・研修事業 .....	43
(5) 移動支援事業 .....	43
(6) 地域活動支援センター機能強化事業 .....	44
(7) 理解促進研修・啓発事業 .....	44
(8) 自発的活動支援事業 .....	45
(9) その他のサービス .....	45
4 障がい児支援サービスの見込み量 .....	46
(1) 障がい児通所支援サービス .....	46
(2) 障がい児相談支援 .....	47
第5章 計画の推進体制 .....	

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

「障がい福祉計画」は、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービス等の提供体制が確保されるように、障害者総合支援法第88条に基づき策定を義務づけられた計画であります。

本市では、計画的にサービス提供を推進していくために、必要なサービスの見込量やこれを確保するための方策を定める平成24年度から平成26年度までの3年間を対象とした「第3期栗東市障がい福祉計画」（以下「第3期計画」という。）を策定しました。

この度、第3期計画の計画期間が平成26年度末で終了することに伴い、国の定める基本指針に示されている考え方等を踏まえつつ、障がい福祉サービス等の利用実績や数値目標の進捗状況、アンケート調査結果等を分析・評価し、第3期計画の見直しを行い、平成27年度から平成29年度までの3年間を対象とした「第4期栗東市障がい福祉計画」（以下「第4期計画」という。）を策定します。

### 障害者総合支援法

#### （市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- （第3項以下 省略）

## 2 計画の位置づけ

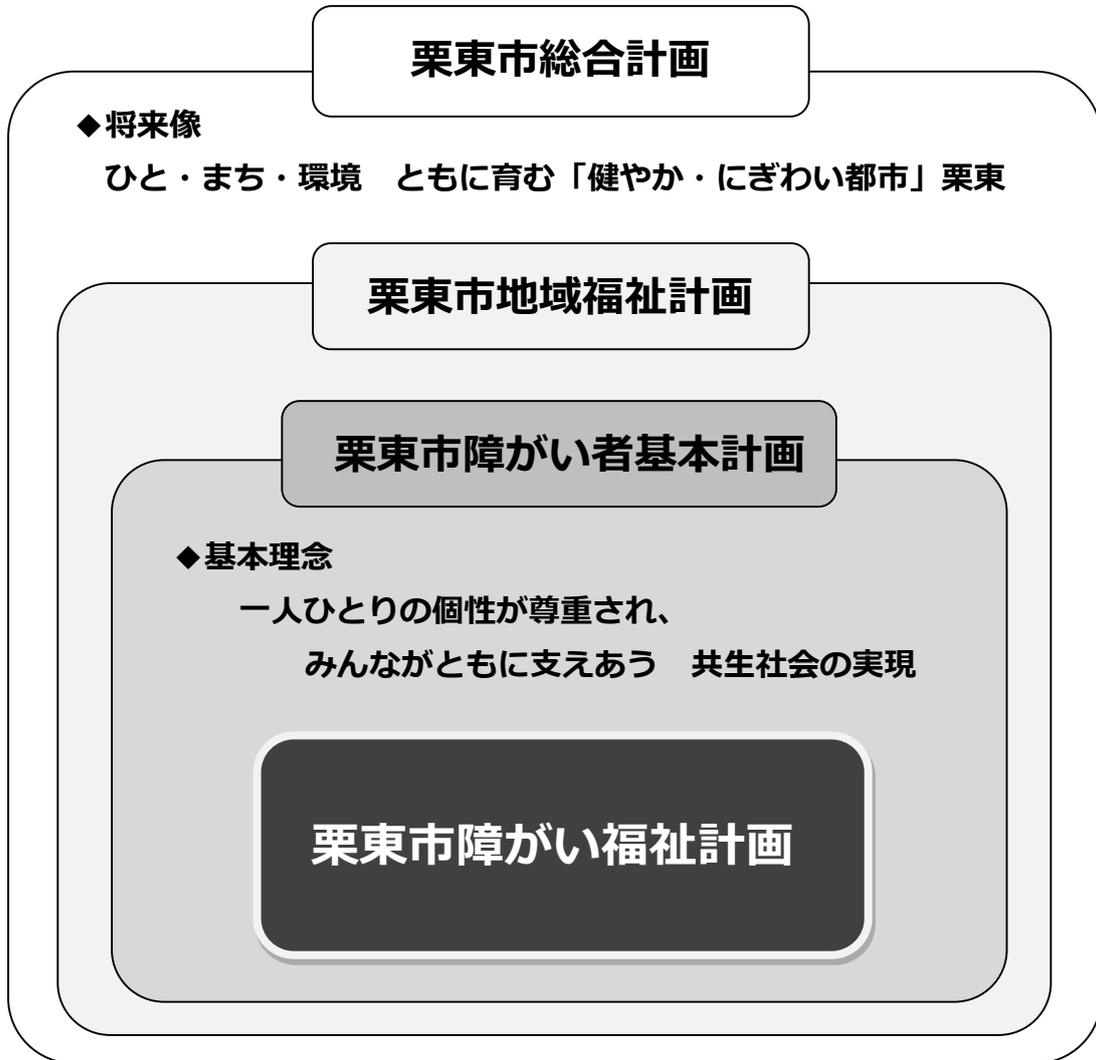
この計画は、障害者総合支援法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」の第 4 期計画として策定するものです。

計画の基本理念および基本方針については、栗東市総合計画との調整を図りつつ「第 2 期栗東市障がい者基本計画」と共通のものとし、3 年を 1 期とした各年度における障がい福祉サービスごとに必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定めるものです。

### ■ 「障がい者基本計画」および「障がい福祉計画」の概要

	障がい者基本計画	障がい福祉計画
根拠法令	障害者基本法 同法第 9 条第 3 項に規定する「市町村障害者基本計画」として策定するものです	障害者総合支援法 同法第 88 条に規定する「市町村障害福祉計画」の第 4 期計画として策定するものです
性格	○障がいのある人の福祉に関する施策および障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障がいのある人のための施策に関する基本的な計画 ○長期的な見通しにたって効果的な障がい者施策の展開を図る計画	○各年度における障がい福祉サービス、相談支援体制及び地域生活支援事業について、必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画
位置づけ	○国の「障害者基本計画」および「新・障害者福祉しがプラン」（平成 24 年 3 月）を基本とした、栗東市総合計画の部門計画	○障害者総合支援法第 87 条に規定される、厚生労働大臣が定める基本指針に即して策定される ○障がい者計画の「生活支援」を中心とした施策の具体的な数値目標

■本市計画との関連性

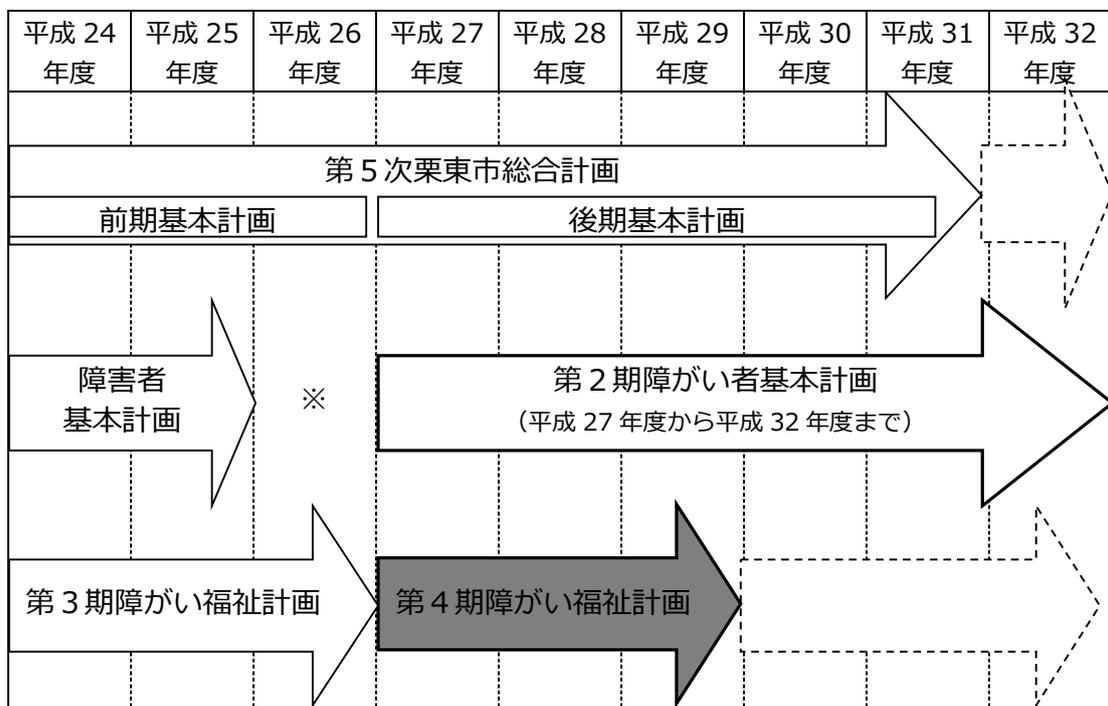


### 3 計画の期間

障がい福祉計画は、3年を1期として策定することとなっています。

第4期計画は、平成24年度から平成26年度までを計画期間とした第3期計画の見直しを行い、平成27年度から平成29年度までを計画期間として策定します。

ただし、計画の期間中に社会情勢の変動や法制度の改正等が行われた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。



※障がい者基本計画は平成25年度に計画期間が終了しているものの、障がい福祉計画との整合を図るため、障がい者基本計画の計画開始時期を平成27年度とし、計画期間を6年間としました。なお、平成26年度の施策実施については、第5次栗東市総合計画に盛り込まれている障がい福祉施策で運用しました。

## 第2章 障がいのある人を取り巻く現状と課題

### 1 障がいのある人の推移

#### (1) 人口の推移

本市の人口は、平成26年9月30日現在66,993人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別で見ると、65歳以上の増加が多くなっています。

##### ■人口の推移

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
14歳未満	12,622	12,526	12,466	12,429
15～64歳	43,384	43,290	43,070	43,199
65歳以上	9,907	10,494	11,093	11,365
計	65,913	66,310	66,629	66,993

各年度3月31日現在、平成26年度は、9月30日現在  
資料：住民基本台帳

## (2) 障がいのある人の推移

### ① 身体障がいのある人

身体障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在 1,927 人となっており、微増の傾向にあります。年齢階層別で見ると、65 歳以上の増加が多くなっています。等級別で見ると、重度障がいのある人（1 級、2 級）が 45.2%となっています。

#### ■ 年齢別身体障がい者手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	58	56	54	69
18～64 歳	629	585	594	586
65 歳以上	1,183	1,203	1,236	1,272
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

#### ■ 障がい等級別身体障がい者手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	567	548	564	584
2 級	279	266	275	287
3 級	275	294	296	293
4 級	470	458	472	478
5 級	147	145	147	152
6 級	132	133	130	133
計	1,870	1,844	1,884	1,927

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

## ②知的障がいのある人

知的障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 456 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別で見ると、18～64 歳の増加が多くなっています。判定別で見ると、重度障がいの人（A 判定）が 36.4%となっています。

### ■年齢別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	148	166	167	155
18～64 歳	236	246	258	280
65 歳以上	11	13	14	21
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

### ■判定別療育手帳交付数の推移

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
A 判定	151	163	161	166
B 判定	244	262	278	290
計	395	425	439	456

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

### ③精神障がいのある人

精神障がいのある人の数は、平成 26 年 9 月 30 日現在で 290 人となっており、増加傾向にあります。年齢階層別で見ると、18～64 歳の増加が多くなっています。等級別で見ると、中度障がいのある人（2 級）が 62.1%となっています。

#### ■年齢別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
18 歳未満	2	2	2	2
18～64 歳	199	216	231	243
65 歳以上	35	36	45	45
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

#### ■障がい等級別精神障がい者保健福祉手帳交付数の推移 (単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
1 級	18	22	24	25
2 級	147	158	173	180
3 級	71	74	81	85
計	236	254	278	290

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

#### ④難病患者

潰瘍性大腸炎が特に多く 82 人となっています。次いで、パーキンソン病関連疾患が 46 人となっています。

##### ■特定疾患患者数

(単位：人)

病名	患者数
重症筋無力症	11
全身性エリテマトーデス	28
強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	16
特発性血小板減少性紫斑病	9
潰瘍性大腸炎	82
クローン病	17
パーキンソン病関連疾患	46
後縦靭帯骨化症	13
特発性拡張型（うっ血型）心筋症	17
網膜色素変性症	11
上記以外の疾患	108
計	358

平成 26 年 3 月 31 日現在  
資料：草津保健所

#### ⑤小児慢性特定疾患数

小児慢性特定疾患患者数は、平成 26 年 3 月末において 99 人となっており、内分泌疾患に次いで慢性心疾患の患者数が多くなっています。

## 2 障がいのある人の社会参加の状況

### (1) 教育環境

#### ① 小学校就学前の障がい児の教育・発達支援

本市においては、平成 22 年 4 月に子ども発達支援室を設置し、発達障がいがある(疑いを含む)子どもとその家族の支援を開始しました。また乳児期から学齢期までの子どもの発達支援に向けて、子ども発達支援室を中心とした母子保健・保育・教育・福祉を連動したシステムを構築しました。現在、このシステムの中で支援を受けている子どもは、次ページの通りとなっています。

なお、自立支援給付対象事業の「たんぼぼ教室」の利用者数は以下の通りです。

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
たんぼぼ教室	71	60	57

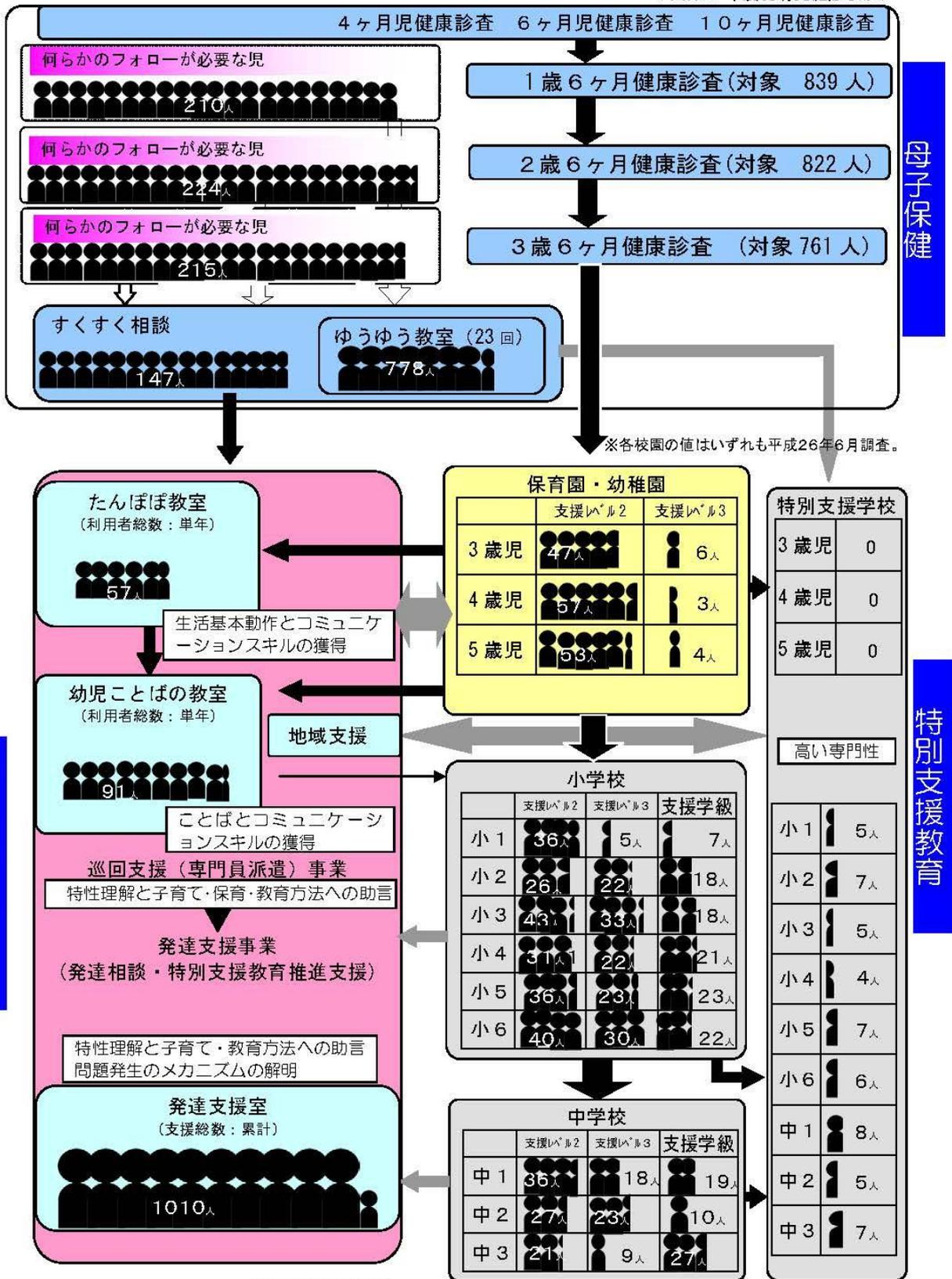
各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 10 月 1 日現在  
資料：子ども発達支援課

※次ページの図中の「支援レベル」は、以下の分類区分の基準に基づいています。

	小中学校	保育園・幼稚園・幼児園
支援レベル 2	児童生徒の特性を理解し、個別の指導計画の作成及び適宜支援の継続が必要	幼児の特性を理解し、個別の指導計画の作成及び適宜支援の継続が必要
支援レベル 3	個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成、TT・個別指導・取り出し等、校内での支援や通級指導教室による支援等が必要	個別の指導計画の作成及び個別支援（1 対 1）の継続が必要

■支援対象者のフロー

(平成25年度乳幼児健康診査状況)



## ②特別支援学校

在学者数は平成 26 年度現在 99 人で増加傾向にあります。学部別には、幼稚部 0 人、小学部 35 人、中学部 23 人、高等部 41 人となっています。

### ■特別支援学校の在学者数の推移

(単位：人)

区分		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
県立聾話学校	幼稚部	1	0	0
	小学部	4	4	2
	中学部	1	0	2
	高等部	3	3	1
県立盲学校	幼稚部	0	0	0
	小学部	0	0	0
	中学部	0	1	0
	高等部	0	1	0
県立草津養護学校	小学部	3	0	0
	中学部	6	9	7
	高等部	6	3	4
県立野洲養護学校	小学部	25	31	33
	中学部	9	9	10
	高等部	19	18	18
その他(長浜高等・甲南高等・三雲・滋賀大付属養護特別支援学校)	小学部	1	2	0
	中学部	4	5	4
	高等部	11	14	18
幼稚部計		1	0	0
小学部計		33	37	35
中学部計		20	24	23
高等部計		39	39	41
総合計		93	100	99

各年度3月31日現在、平成26年度は9月1日現在  
資料：各学校

### ③小学校・中学校の特別支援学級

特別支援学級在学者数は平成 26 年度現在 165 人となっています。障がい別には、知的障がいのある人が多く、64.2%を占めています。

また、通級による指導を受けている児童生徒は、平成 26 年度現在 65 人となっています。

#### ■児童生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級の在学状況 (単位：人)

区分	在学者数									計
	小学校						中学校			
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年	2年	3年	
知的障がい	4	12	8	13	12	15	11	8	23	106
情緒障がい	2	4	4	5	8	5	8	2	3	41
肢体不自由	0	1	3	1	1	0	0	0	0	6
視覚障がい	1	0	0	1	0	1	0	0	0	3
難聴	0	0	1	0	2	0	0	0	1	4
身体虚弱	0	1	2	1	0	1	0	0	0	5
計	7	18	18	21	23	22	19	10	27	165

平成 26 年 9 月 1 日現在  
資料：学校教育課

#### ■通級による指導を受けている児童数の推移 (単位：人)

区分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
小学生	65	60	63
中学生	1	1	2
計	66	61	65

平成 26 年 9 月 1 日現在  
資料：学校教育課

## (2) 就業状況

滋賀県の障がいのある人の実雇用率は横ばいで推移しており、平成 25 年度では 1.81%となっています。法定雇用率達成企業の割合は 51.8%となっています。

公共職業安定所の新規求職申込件数は、平成 23 年度から平成 24 年度においては 96 件増加しましたが、平成 25 年度にかけては 9 件減少しました。

公共職業安定所に登録している障がいのある人は、2,257 人であり、そのうち、身体障がいのある人が 49.8%、知的障がいのある人が 27.1%、精神障がいのある人が 23.1%となっています。

### ■障がい者雇用の推移状況（滋賀県）

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
企業数（社）	629	631	735
（内、法定雇用率達成企業数）（社）	317	345	381
法定雇用率達成企業の割合（%）	50.4	54.7	51.8
基礎労働者数（人）	119,507	120,502.5	125,666
（うち障がいのある人の数）（人）	1,917.5	2,141	2,269.5
実雇用率（%）	1.6	1.78	1.81

各年度 6 月 1 日現在

資料：草津公共職業安定所

※企業は県内に本社があり、56 人以上雇用している企業

### ■障がいのある人の新規求職申込数等（草津所管内）

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度		平成 25 年度	
	知的 精神等	身体	知的 精神等	身体	知的 精神等	身体
新規求職申込数（件）	147	144	215	172	203	175
就職件数（件）	86	52	98	57	105	57
新規登録者数（人）	66	72	92	70	108	88
有効求職数（人）	2,369	2,376	2,160	1,697	2,615	1,855
就業中の者（人）	4,998	6,808	5,288	6,442	5,656	6,577
保留中の者（人）	3,427	4,327	4,378	4,554	4,830	4,657

各年度 3 月 31 日現在

資料：草津公共職業安定所

■公共職業安定所に登録している障がいのある人の状況（草津所管内）

区分		登録者数							
				有効求職者		就業者		保留中	
		人	%	人	%	人	%	人	%
身体障がいのある人	視覚	70	3.1	13	3.3	34	3.3	23	2.8
	聴覚・言語等	215	9.5	30	7.5	134	12.9	51	6.2
	上肢	247	10.9	44	11.1	127	12.2	76	9.3
	下肢	301	13.3	40	10.1	133	12.8	128	15.7
	体幹	49	2.2	5	1.3	18	1.7	26	3.2
	脳病変	11	0.5	1	0.3	6	0.6	4	0.5
	内部障がい	230	10.2	36	9.0	105	10.1	89	10.9
	小計	1,123	49.8	169	42.5	557	53.5	397	48.6
知的障がいのある人		612	27.1	83	20.9	346	33.2	183	22.4
精神障がいのある人		522	23.1	146	36.7	139	13.3	237	29.0
計		2,257		398		1,042		817	

平成 26 年 3 月 31 日現在  
資料：草津公共職業安定所

## ◎法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障がい者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障がい者は、身体障がい者又は知的障がい者である（なお、精神障がい者は雇用義務の対象ではないが、精神障がい者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○民間企業……………	〔一般の民間企業…………… 1.8% （50人以上規模の企業） 特殊法人…………… 2.3% 〔労働者数48人以上規模の 特殊法人及び独立行政法人〕
○国、地方公共団体……………	2.3% （43.5人以上規模の機関）
○都道府県等の教育委員会……………	2.2% （45.5人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障がい者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

※重度身体障がい者又は重度知的障がい者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障がい者又は知的障がい者を雇用しているものとしてカウントされる。

※重度身体障がい者又は重度知的障がい者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障がい者及び知的障がい者並びに精神障がい者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

（平成25年4月施行）

### 3 障がいのある人の生活支援の状況

#### (1) 公的サービスの現状

##### ①在宅生活支援サービス

###### (ア) 補装具の交付・修理

補装具の交付・修理は増減を繰り返しており、平成25年度で182人、平成26年度は7月末までに63人の利用がありました。

###### ■補装具の交付・修理の利用推移

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用者延人数	185	203	182	63

各年度3月31日現在、平成26年度は、7月31日現在

資料：障がい福祉課

###### (イ) 心身障がい児・者紙おむつ助成制度

心身障がい児・者紙おむつ助成制度は、毎年利用者が微減傾向にあり、平成26年度は7月末までに38人の利用がありました。

###### ■心身障がい児・者紙おむつ助成制度

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
対象人数	50	48	45	38

各年度3月31日現在、平成26年度は、7月31日現在

資料：障がい福祉課

###### (ウ) 在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

在宅重度障がい者住宅改造費助成制度は、毎年1～2件の利用があります。

###### ■在宅重度障がい者住宅改造費助成制度

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
利用件数(件)	2	2	1	2
助成額(円)	146,500	700,000	75,000	535,500

各年度3月31日現在、平成26年度は、7月31日現在

資料：障がい福祉課

## ②保健・医療サービス

### (ア) 自立支援医療（育成医療）の給付

自立支援医療（育成医療）受給者数は、平成 25 年度で 46 人、平成 26 年度は 7 月未までに 30 人の利用がありました。

#### ■自立支援医療(育成医療)の給付

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
肢体不自由	11	8	13	10
視覚障がい	5	4	4	1
聴覚・平衡機能障がい	2	3	3	1
音声・言語機能障がい	16	12	17	8
じん臓障がい	1	0	0	0
その他内臓障がい	8	7	9	10

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在  
資料：障がい福祉課

### (イ) 自立支援医療（更生医療）の給付

自立支援医療（更生医療）受給者数は、増加傾向にあり、平成 25 年度で 233 人の利用がありました。

#### ■自立支援医療(更生医療)の給付

(単位：人)

区分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
肢体不自由	13	54	46	14
視覚障がい	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	0	0	0	0
音声・言語機能障がい	4	3	3	2
じん臓障がい	133	143	144	93
その他内臓障がい	30	39	40	22

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、8 月 30 日現在  
資料：障がい福祉課

(ウ) 自立支援医療（精神通院）の給付

自立支援医療（精神通院）受給者数は、平成 25 年度では 933 人の申請者がありました。

■自立支援医療(精神医療)の給付

(単位：人)

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
申請者数	893	983	933	346

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在  
資料：障がい福祉課

(エ) 重度心身障がい老人等医療費の助成

重度心身障がい老人等医療費の助成実績は、平成 25 年度では 522 人の受給者がありました。

■重度心身障がい者老人等医療費の助成

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数（人）	669	654	522	526
年間受信件数（件）	15,360	14,612	13,418	6,731
1 人当り助成額（円）	76,608	71,864	77,920	39,127

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在  
資料：保険年金課

(オ) 心身障がい者（児）医療費の助成

心身障がい者（児）医療費の助成実績は、平成 25 年度では 594 人の受給者がありました。

■重度心身障がい者老人等医療費の助成

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数（人）	867	891	594	596
年間受信件数（件）	19,185	16,439	12,830	6,459
1 人当り助成額（円）	156,803	135,111	163,189	82,624

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在  
資料：保険年金課

(カ) 福祉医療費の助成

福祉医療費の助成実績は、平成 25 年度では 8,796 人の受給者がありました。

■福祉医療費の助成

区 分	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数 (人)	11,106	11,070	8,796	8,089
年間受信件数 (件)	172,890	151,992	125,372	63,049
1 人当り助成額 (円)	41,070	36,283	35,799	20,292

各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は、7 月 31 日現在  
資料：保険年金課

※子ども入院医療費助成は含まない

※平成 24 年 8 月から市単独事業の一部を廃止

## (2) 人的資源の現状

### ①各種専門職の状況

各種専門職の状況は、保健師が16人、社会福祉士が5人、心理判定員が2人、理学療法士が1人、心理判定員が2人、栄養士が2人となっています。

#### ■市内の障がい者関連専門職の状況

(単位：人)

職種	人数	職種	人数	職種	人数
作業療法士		保健師	16	社会福祉士	5
理学療法士	1	手話通訳士		精神保健福祉士	
心理判定員	2	介護福祉士		言語療法士	
看護師		栄養士	2		

平成26年10月1日現在  
資料：障がい福祉課

### ②ボランティア団体等の状況

#### (ア) ボランティア団体

ボランティア登録者数は、平成26年度から大幅に増加しており、グループ登録、個人登録を合わせた登録人数は1,337人となっています。

#### ■ボランティア登録団体・登録人数の推移

区分	グループ登録		個人登録	登録人数
	団体数(団体)	人数(人)	人数(人)	人数(人)
平成23年度	36	363	17	380
平成24年度	36	336	18	354
平成25年度	37	348	17	364
平成26年度	63	1,312	25	1,337

各年度3月31日現在、平成26年度は7月31日現在  
資料：粟東市ボランティア市民活動センター

#### (イ) 民生委員児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員

民生委員児童委員は155人、身体障がい者相談員は10人、知的障がい者相談員は5人となっています。

#### ■民生委員児童委員、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員の人数

(単位：人)

区分	民生委員児童委員	身体障がい者相談員	知的障がい者相談員
人数	155	10	5

平成26年9月30日現在  
資料：障がい福祉課

## 4 第3期計画の障がい福祉サービスの実績

### (1) 訪問系サービス

市の支給基準に基づきケアプランによりサービス提供しています。市内提供事業所も増加しており、提供体制はとれていますが、行動援護については、市内提供事業所がなく、提供体制が十分ではありません。

#### ■訪問系サービスの計画と実績

区分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅介護 重度訪問介護 行動援護	24,343 時間	15,884 時間	26,708 時間	15,608 時間	29,073 時間	7,527 時間
	101 人	163 人	110 人	156 人	119 人	152 人
同行援護	464 時間	791 時間	464 時間	1,462.0 時間	464 時間	1,018.5 時間
	138 人	11 人	138 人	15 人	138 人	17 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ時間分、支給決定者数（実人数）

※同行援護については平成 23 年 10 月から新設されたサービス

資料：障がい福祉課

## (2) 日中活動系サービス

---

### (生活介護)

平成 25 年度には 250 人日ほど増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 467 人の利用となっています。

### (自立訓練（生活訓練）)

平成 25 年度には 300 人日ほど増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 451 人の利用となっています。

### (就労移行支援)

平成 25 年度には、200 人日ほどの減少となっており、平成 26 年 9 月末現在では 1,124 人の利用となっています。

### (就労継続支援（A型）)

事業所の増加に伴い、平成 25 年度には大幅に増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 1,686 人の利用となっています。

### (就労継続支援（B型）)

事業所の増加に伴い、平成 25 年度には大幅に増加しており、平成 26 年 9 月末現在では 14,054 人の利用となっています。

### (療養介護)

療養介護については、平成 24 年度以降、年間 13 人日の利用となっています。

### (児童デイサービス)

「たんぽぽ教室」では、ほぼ横ばいとなっており、平成 26 年 9 月末現在では 932 人の利用となっています。

### (短期入所)

緊急的な対応ができるように、希望者には事前申請によりサービスの支給決定をしています。近隣市にも受け入れ事業所があります。

■日中活動系サービスの計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
生活介護	15,678 人 日	13,974 人 日	16,848 人 日	16,983 人 日	18,018 人 日	8,828 人日
	804 人 (67 人)	789 人 (74 人)	864 人 (72 人)	1,048 人 (76 人)	924 人 (77 人)	467 人 (76 人)
自立訓練(機能訓練)	1,152 人日	248 人日	1,152 人日	305 人日	1,152 人日	276 人日
	72 人 (6 人)	16 人 (3 人)	72 人 (6 人)	28 人 (5 人)	72 人 (6 人)	15 人 (4 人)
自立訓練(生活訓練)	512 人日	1,750 人日	640 人日	2,070 人日	768 人日	451 人日
	32 人 (4 人)	93 人 (11 人)	40 人 (5 人)	117 人 (13 人)	48 人 (6 人)	25 人 (8 人)
就労移行支援	3,424 人日	1,881 人日	3,424 人日	1,682 人日	3,424 人日	1,124 人日
	192 人 (16 人)	110 人 (18 人)	192 人 (16 人)	126 人 (16 人)	192 人 (16 人)	97 人 (17 人)
就労継続支援(A型)	2,376 人日	2,304 人日	2,592 人日	3,199 人日	2,808 人日	1,686 人日
	132 人 (11 人)	126 人 (14 人)	144 人 (12 人)	178 人 (16 人)	156 人 (13 人)	94 人 (16 人)
就労継続支援(B型)	14,208 人日	21,112 人日	15,552 人日	26,091 人日	16,896 人日	14,054 人日
	888 人 (74 人)	1,232 人 (128 人)	972 人 (81 人)	1,550 人 (137 人)	1,056 人 (88 人)	799 人 (141 人)
療養介護	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日	13 人日
児童デイサービス (h24.4～ 児童発達支援事業)	7,296 人日	2,066 人日	7,488 人日	2,050 人日	7,680 人日	932 人日
	76 人	70 人	78 人	90 人	80 人	70 人
短期入所	1,528 人日	1,515 人日	1,556 人日	1,626 人日	1,584 人日	703 人日
	28 人	112 人	30 人	115 人	32 人	117 人

※各年度3月31日現在、平成26年度は9月30日現在

※年間延べ人日分、年間延べ人数、( )内は実人数。

ただし、児童デイサービス、短期入所については、支給決定者数

資料：障がい福祉課

### (3) 居住系サービス

(共同生活援助・共同生活介護)

利用希望者に対して、サービス提供が不足しており、市外のサービス提供事業所の確保も必要です。

(施設入所支援)

利用実績は増加しています。

#### ■居住系サービスの計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
共同生活援助	108 人	66 人	132 人	63 人	156 人	130 人
	(9 人)	(6 人)	(11 人)	(6 人)	(13 人)	(25 人)
共同生活介護	204 人	208 人	264 人	225 人	300 人	19 人
	(17 人)	(16 人)	(22 人)	(20 人)	(25 人)	(19 人)
施設入所支援	372 人	361 人	384 人	389 人	396 人	200 人
	(31 人)	(34 人)	(32 人)	(36 人)	(33 人)	(35 人)

※各年度3月31日現在、平成26年度は9月30日現在

※年間延べ人日分、年間延べ人数、( )内は実人数。

資料：障がい福祉課

### (4) 相談支援

相談支援の実績値については、平成25年度において計画相談支援が14人、地域移行支援が0人、地域定着支援が1人となっており、見込んでいた利用対象者が実際のサービス利用に結びつかなかったため、計画値と実績値に差が生じています。

#### ■相談支援の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
相談支援						
計画相談支援	30 人	3 人	60 人	14 人	111 人	26 人
地域移行支援	2 人	0 人	2 人	0 人	2 人	0 人
地域定着支援	2 人	(0 人)	2 人	1 人	2 人	1 人

※平成24年度～平成25年度：年間延べ人数、( )内は実人数

※平成26年度：月あたり的人数

資料：障がい福祉課

(5) 地域生活支援事業

(ア) 相談支援事業

利用希望者に対して、サービス提供ができています。障がい者相談支援事業の相談件数については、実績値が計画値を超えています。

■相談支援事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
① 相談支援事業						
ア 障害者相談支援事業	2 箇所	2 箇所	2 箇所	3 箇所	2 箇所	3 箇所
		2,952 件		4,134 件		2,464 件
イ 地域自立支援協議会	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
② 成年後見制度利用支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
③ 障害者虐待防止センター	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
④ 基幹相談支援センター	実施予定	未実施	実施予定	未実施	実施予定	未実施

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
 ※年間延べ件数  
 資料：障がい福祉課

(イ) コミュニケーション支援事業

平成 26 年 9 月末現在では 86 人の利用となっています。

■コミュニケーション支援事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
コミュニケーション支援事業	138 人	96 人	138 人	239 人	138 人	86 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在  
 ※年間延べ人数  
 資料：障がい福祉課

(ウ) 日常生活用具給付等事業

利用希望者からの申請に対し、迅速な給付決定に努めています。

■日常生活用具給付等事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①介護・訓練支援用具	6 件	1 件	6 件	4 件	6 件	0 件
②自立生活支援用具	19 件	9 件	19 件	15 件	19 件	7 件
③在宅療養等支援用具	15 件	18 件	15 件	15 件	15 件	9 件
④情報・意思疎通支援用具	15 件	6 件	15 件	10 件	15 件	11 件
⑤排泄管理支援用具	1,014 件	826 件	1,014 件	1,072 件	1,014 件	843 件
⑥居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	1 件	2 件	1 件	1 件	1 件	2 件
⑦重度障がい者バリアフリー支援機器	1 件	0 件	1 件	0 件	1 件	0 件

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(エ) 移動支援事業

障がいのある人の社会参加のために市の支給決定基準に基づいて希望者に速やかに支給しています。

■移動支援事業の計画と実績

区 分	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
	利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間		利用時間	
移動支援事業	24 箇所	428 人	26 箇所	416 人	26 箇所	485 人	26 箇所	492 人	28 箇所	542 人	23 箇所	239 人
	3,500 時間		3,429.5 時間		3,966 時間		4,046.0 時間		4,432 時間		2,127.5 時間	

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(オ) 地域活動支援センター

地域活動支援センターⅡ型の実績値が計画値を大きく上回っています。滋賀型の実績は維持されています。

■地域活動支援センターの計画と実績

区分	平成 24 年度				平成 25 年度				平成 26 年度			
	計画値		実績値		計画値		実績値		計画値		実績値	
	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者	箇所	利用者
基礎的 事業	2 箇所	1,800 人	2 箇所	1,588 人	2 箇所	1,800 人	2 箇所	1,461 人	2 箇所	1,800 人	2 箇所	639 人
機能強 化事業	2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所		2 箇所	
滋賀型	1 箇所	84 人	1 箇所	84 人	1 箇所	84 人	1 箇所	48 人	1 箇所	84 人	1 箇所	24 人

※各年度 3 月 31 日現在、平成 26 年度は 9 月 30 日現在

※年間延べ件数

資料：障がい福祉課

(カ) その他のサービス

(日中一時支援)

就学児童の長期休暇中及び放課後の利用ニーズが多くあります。見込み 数値を上回る実績量であるが、市内に提供事業所が少ないため、十分提供 体制がとれているわけではありません。

(その他のサービス)

ケアプランにより利用希望があると提供に向けての速やかな利用調整 を行っています。

■その他のサービスの計画と実績

区 分	平成 24 年度		平成 25 年度		平成 26 年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
日中一時支援	131人	125人	153人	133人	175人	131人
訪問入浴サービス事業	2人	4人	2人	3人	2人	3人
更生訓練費・施設入所者就職支度金	2人	0人	2人	1人	2人	1人
スポーツ・レクリエーション教室等開催事業	400人	457人	400人	480人	400人	370人
点字・声の広報等発行事業	9人	9人	9人	9人	9人	8人
奉仕員養成・研修事業	31人	28人	32人	16人	33人	16人
自動車運転免許取得・改造助成事業	3人	5人	3人	9人	3人	1人
生活行動訓練事業	30人	23人	30人	14人	30人	未実施
芸術・文化開催事業	11人	10人	12人	10人	13人	10人

※実人数。

ただし、日中一時支援、訪問入浴サービス事業、更生訓練費・施設入所者就職支度金、自動車運転免許取得、改造助成事業については、支給決定者数。

※各年度3月31日現在、平成26年度は9月30日現在  
資料：障がい福祉課

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

「栗東市障がい福祉計画」の基本理念は、「栗東市障がい者基本計画」の基本的な考え方と共通のものとし、障がいの有無にかかわらず、住み慣れた地域で家族や仲間とともに、いつまでも安心して暮らせるまちを目指して、計画の推進を図ります。

障害者基本法においては、すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されることを前提に、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生するため、障がいのある人の自立と社会参加の支援のための施策を総合的かつ計画的に推進することが、その目的として示されています。

障がいのある人は、これまで保護されるべき人と考えられてきましたが、障害者基本法において権利の主体として位置づけが明確にされました。いつ、いかなる時においても人としての尊厳を保持されなければなりません。また、障がいのある人は、障がいがあるというだけでなく、社会との関係の中で日常生活上に相当な制限を受ける人と定義されました。したがって、今後は、障がいのある人だけに自立や社会参加の努力を求めるのではなく、自立や参加を妨げている社会的障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、あらゆる人が孤立したり排除されたりせず、差別のない社会づくりに一層取り組んでいかなければなりません。

このような法改正などを背景として、本市においても、障がいの有無にかかわらず個性を尊重し合い、みんながともに支えあっていくような、地域社会における共生の実現をめざします。

**『一人ひとりの個性が尊重され**

**みんながともに支えあう 共生社会の実現』**

## 2 基本方針

計画の基本理念に基づき、以下の3つの基本方針（基本的な取組姿勢）を設定し、障がいの有無によって分け隔てられることなく、だれもが共生できる地域社会の実現をめざしながら、諸施策の推進を図ります。

### 障がいのある人の自立を実現する

障がいのある人一人ひとりが人としての尊厳を保持し、地域社会の中で主体的に人生を送ることができるよう、自己決定、自己選択を尊重しつつ、個々のライフスタイルや環境に応じた日常生活の支援と雇用・就業の支援を進め、自立できる機会の確保に努めます。

### 障がいのある人が生きがいを実感できる

障がいのある人一人ひとりが、地域社会の中でいきいきとした毎日を過ごすことができるよう、日常生活や社会生活を営む上での障壁の除去に社会全体で取り組むとともに、障がいの有無にかかわらず様々な交流活動ができる機会の創出を進めます。

### ライフサイクルや状態の変化に合わせ、一貫して切れ目なく支援する

障がいのある人一人ひとりを取り巻く環境に合わせて、さらには成長や状態の変化にも対応しながら、関係機関の連携の中で一貫した切れ目のない支援を提供し、地域社会における自立と生きがいを支えます。

## 第4章 サービス見込量と確保のための方策

### 1 平成 29 年度の障がい福祉サービスの整備目標

#### (1) 地域生活に移行する福祉施設入所者数

##### 目標設定の考え方

平成 29 年度末までに地域生活に移行する福祉施設入所者数については、これまでの実績や施設利用者の実情を踏まえ、平成 25 年度末時点の福祉施設入所者数の 8 人（30.8%）が地域生活に移行することを目指します。

一方、福祉施設入所者数については、アンケート調査における利用ニーズやヒアリング調査での意見などをみても、福祉施設入所への希望は高く、また保護者の高齢化や保護者との死別による障がい者の独居の増加なども危惧されるなか、本市における福祉施設入所の状況は、十分とは言えないものとなっています。そのため、平成 29 年度末の福祉施設入所者数については、平成 25 年度末現在の入所者数から 4 名増の 30 人を目標とします。

項目	数値	考え方
福祉施設入所者数(A)	26 人	平成 25 年度末における福祉施設入所者数
平成 29 年度末の福祉施設入所者数 (B)	30 人	平成 29 年度末時点における福祉施設入所者数
【目標値】増減見込み (C)	4 人増	差引増減見込み数(A-B)
【目標値】地域生活移行者数 (D)	8 人(30.8%)	平成 29 年度末までに地域生活へ移行する人の目標数

## (2) 地域生活支援拠点等の整備

---

### 目標設定の考え方

第4期障がい福祉計画における国の指針では、障がい者や障がい児に対して地域での生活を支援する機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入・対応等）を集約する拠点等の整備を平成29年度末までに各市町村又は各圏域に1つ以上進めることが設定されています。

障がいのある人の高齢化・重度化等への対応や「親亡き後」を見据え、湖南圏域（栗東市および草津市、守山市、野洲市の湖南4市）の広域的な取り組みにより、地域生活支援拠点及び面的な生活支援体制の強化を図っていきます

## (3) 一般就労に移行する福祉施設利用者数

---

### 目標設定の考え方

本市では、これまでの実績を踏まえるとともに、市内企業の障がい者雇用への取り組み状況等を考慮した上で平成29年度において福祉施設から一般就労に移行する人については6人を目標とします。

項目	数値	考え方
平成24～25年度の平均一般就労移行者数	4.5人	平成24～25年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数の平均
【目標値】平成29年度の一般就労移行者数	6人	平成29年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

#### (4) 就労移行支援事業の利用者数

第4期障がい福祉計画における国の指針では、平成25年度末における就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所を全就労移行支援事業所の5割以上とすることが今回から新たに定められました。

各事業所における利用者の就労移行の状況や市内企業の障がい者雇用への取り組み状況等を考慮した上で、平成29年度末における福祉施設の利用者のうち、6割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

項目	数値	考え方
平成25年度末の福祉施設入所者数	26人	平成25年度末における福祉施設入所者数
平成25年度末の就労移行支援事業の利用者数	16人 (61.5%)	平成25年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
平成29年度末の福祉施設入所者数	30人	平成29年度末時点における福祉施設入所者数見込み
【目標値】平成29年度末の就労移行支援事業の利用者数	18人 (60.0%)	平成29年度末において就労移行支援事業を利用する者の数
【目標値】平成29年度における全就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	50.0%	平成29年度末において、全就労移行支援事業所のうち、利用者の就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合

## 2 障がい福祉サービス等の見込み量

### (1) 訪問系サービス

#### ①居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護

##### 見込み量設定の考え方

訪問系サービスについては、現在、サービス利用につながっていない障がいのある人へのケアマネジメントが今後、拡大されることが予想されます。その結果、訪問系サービス全体については、サービス利用が増加するものと見込んでいます。

個々の訪問系サービスについてみると、居宅介護については、これまでの実績や病院等からの地域生活への移行を考慮した上で、サービス量を見込みました。

また、重度訪問介護は、これまでの実績に加えて、重度の肢体不自由のある人の動向を踏まえ、行動援護については、これまでの実績を考慮し、重度障がい者等包括支援については、重度障がいのある人の地域生活支援のニーズを想定し、サービス量を見込みました。

同行援護は、これまでの実績に加えて、視覚障がいのある人の通院介助や移動支援の利用状況等を考慮した上で、サービス量を見込みました。

(単位：時間、人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護、重度訪問 介護、行動援護	時間	15,519 時間	15,519 時間	15,519 時間
	利用者数	157 人	157 人	157 人
同行援護	時間	1,831 時間	2,024 時間	2,217 時間
	利用者数	19 人	21 人	23 人

## (2) 日中活動系サービス

### ①生活介護

#### 見込み量設定の考え方

生活介護については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生の動向や新規利用者等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	18,329 人日	19,002 人日	19,675 人日
	1,041 人	1,079 人	1,117 人

### ②自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）

#### 見込み量設定の考え方

自立訓練（機能訓練）については、これまでの実績を踏まえるとともに、生活リハビリテーションのニーズを考慮して、サービス量を見込みました。自立訓練（生活訓練）については、これまでの実績を踏まえた上で、精神障がい者のうち生活訓練を希望する方の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練（機能訓練）	478 人日	508 人日	538 人日
	32 人	34 人	36 人
自立訓練（生活訓練）	2,346 人日	2,564 人日	2,782 人日
	129 人	141 人	153 人

### ③就労移行支援

#### 見込み量設定の考え方

就労移行支援については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の動向や、一般就労へ移行する人や就労継続支援へ移行する人の動向、市内企業の障がい者雇用への取り組みの動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労移行支援	2,008 人日	2,008 人日	2,008 人日
	143 人	143 人	143 人

### ④就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）

#### 見込み量設定の考え方

就労継続支援（A型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者の動向を考慮して、サービス量を見込みました。就労継続支援（B型）については、これまでの実績を踏まえた上で、特別支援学校卒業生等の新規利用者、一般就労へ移行する人や有期限サービス（自立訓練や就労移行支援）から移行してくる人の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就労継続支援（A型）	3,577 人日	3,757 人日	3,938 人日
	198 人	208 人	218 人
就労継続支援（B型）	28,289 人日	29,114 人日	29,938 人日
	1,646 人	1,694 人	1,742 人

## ⑤療養介護

### 見込み量設定の考え方

療養介護については、これまでの実績を踏まえた上で、重症心身障がい者施設に入所している人の動向を考慮して、見込みました。

(単位：人日)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
療養介護	13 人日	13 人日	13 人日

## ⑥短期入所

### 見込み量設定の考え方

短期入所については、アンケート調査やヒアリング調査において、障がい者を支援する家族によるレスパイト等の目的により利用ニーズは拡大しています。

サービス量については、これまでの実績やアンケート調査、ヒアリング調査の結果による利用ニーズ等を考慮して、見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
短期入所	1,646 人日	1,674 人日	1,701 人日
	119 人	121 人	123 人

### (3) 居住系サービス

#### ① 共同生活援助（グループホーム）

##### 見込み量設定の考え方

介護者の高齢化等により在宅で暮らすことが難しくなった場合や自立を目指して地域生活へ移行する際の住まいの場として、共同生活援助(グループホーム)は障がい者にとって、地域での安心した暮らしを実現させるために重要な役割を担っています。このようなサービスの重要性を踏まえた上で、整備の推進を検討していきます。

サービス量については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活に移行する障がいのある人の数等を考慮して、見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	308 人	318 人	328 人

#### ② 施設入所支援

##### 見込み量設定の考え方

施設入所支援については、これまでの実績を踏まえた上で、新規利用者、病院や共同生活援助（グループホーム）、介護者との同居等へ移行する人の数等を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設入所支援	411 人	422 人	433 人

#### (4) 相談支援

##### 見込み量設定の考え方

計画相談支援については、今後、障がい福祉サービスを利用する人の増加が見込まれることから、計画相談支援を利用する人も増加すると考えられます。また、日常生活における様々なニーズが多様化すること等から、自身でサービス等利用計画を策定することが困難な障がいのある人のニーズに対応するため、相談支援の充実に努めることが必要とされています。

計画相談支援については、障がい福祉サービスの支給決定者数の動向や支給決定者数のうち、継続的に計画相談支援が必要と考えられる人の数等を踏まえて見込みました。

地域移行支援については、これまでの実績を踏まえた上で、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がいのある人のこれまでの状況を考慮して、サービス量を見込みました。

地域定着支援については、これまでの実績を踏まえた上で、地域生活へ移行する障がいのある人の動向に加え、地域生活への定着するための支援が必要と思われる障がいのある人の数を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人/月)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	438 人	459 人	480 人
地域移行支援	2 人	2 人	2 人
地域定着支援	2 人	2 人	2 人

### 3 地域生活支援事業の見込み量

#### (1) 相談支援事業

##### 見込み量設定の考え方

地域相談支援センターとは、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいを持つ方の自立支援を目的とした総合的な相談窓口を開設することで、障害者自立支援法の目的の実現化を図るとともに、行政や関係機関との連携を図り、相談機能やマネジメント機能の強化につなげ、障がいを持つ方の福祉の向上を目指します。

障害者虐待防止センターは、障がい者虐待に関する通報および受理を行い、適切な処置につなげるとともに、養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行います。

自立支援協議会は、地域の関係者が集まり、個別の相談支援の事例を通じて明らかになった地域の課題を共有しその課題を踏まえて地域のサービス基盤の整備を着実に進めていく役割を担っています。

成年後見制度利用支援事業については、障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる障がい者に対して成年後見制度の利用を支援します。

基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障がい、知的障がい、精神障がい）および成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて業務を行います。

(単位：か所、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域相談支援センター	3 か所	3 か所	3 か所
障害者虐待防止センター	1 か所	1 か所	1 か所
地域自立支援協議会	1 か所	1 か所	1 か所
成年後見制度利用支援事業	1 か所	1 か所	1 か所
基幹相談支援センター	湖南圏域（粟東市および草津市、守山市、野洲市の湖南4市）の広域的な取り組みにより、整備を検討		

## (2) 意思疎通支援事業

### 見込み量設定の考え方

手話通訳者・要約筆記者の設置、派遣については、聴覚障がいのある人の動向を踏まえつつ、サービス量を見込みました。今後も聴覚障がいのある人が日常生活において、必要性の高い場面で円滑に対応できるよう、事業を推進していきます。

(単位：人、件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話通訳者数	2 人	2 人	2 人
実派遣件数 (のべ人数)	169 人	169 人	169 人

## (3) 日常生活用具給付事業

### 見込み量設定の考え方

障がいのある人が安定した日常生活を送るため、障がいの特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。

(単位：件)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①介護・訓練支援用具	6 件	6 件	6 件
②自立生活支援用具	20 件	20 件	20 件
③在宅療養等支援用具	17 件	17 件	17 件
④情報・意思疎通支援用具	13 件	13 件	13 件
⑤排泄管理支援用具	1,195 件	1,195 件	1,195 件
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	2 件	2 件	2 件
⑦重度障がい者バリアフリー支援機器	1 件	1 件	1 件

#### (4) 手話奉仕員養成・研修事業

---

##### 見込み量設定の考え方

手話奉仕員養成研修事業については、市民に手話を広め、聴覚障がいのある人への理解を深めるとともに、手話通訳者養成講座を実施し、手話通訳者の育成を進めます。実利用見込み者数については、これまでの実績や聴覚障がいのある人の動向等を考慮して、見込みました。

(単位：人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
手話奉仕員養成・研修事業	30 人	30 人	30 人

#### (5) 移動支援事業

---

##### 見込み量設定の考え方

移動支援事業については、アンケート調査やヒアリング調査において、サービスの利用ニーズが高まっているなか、希望時に利用することができない状況にあるとの意見が多くみられます。今後は多くの人々が円滑にサービスを利用できるよう、事業所の参入の促進を図ります。

サービス量については、これまでの実績を踏まえた上で見込みました。

(単位：か所、時間、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	
移動支援事業	か所数	27 か所	28 か所	29 か所
	時間	4,367 時間	4,689 時間	5,010 時間
	利用者数	516 人	554 人	592 人

## (6) 地域活動支援センター機能強化事業

---

### 見込み量設定の考え方

働くことが困難な障がいのある人が日中の活動の拠点の場として、地域活動支援センターは重要な役割を担っており、今後も事業が安定的・継続的に実施できるように支援する取り組みを行います。

実利用見込み者数は、これまでの実績に加えて、障がいのある人の動向や特別支援学校卒業生等の新規利用者を考慮して見込みました。

(単位：か所、人)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①基礎的事業	か所数	2か所	2か所	2か所
	利用者数	1,600人	1,600人	1,600人
②機能強化事業	か所数	2か所	2か所	2か所
③滋賀型	か所数	1か所	1か所	1か所
	利用者数	20人	20人	20人

## (7) 理解促進研修・啓発事業

---

### 見込み量設定の考え方

理解促進研修・啓発事業については、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指し、市民が障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、事業の展開を検討していきます。

## (8) 自発的活動支援事業

---

### 見込み量設定の考え方

自発的活動支援事業については、障がい者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるよう、障がい者やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

## (9) その他のサービス

---

### 見込み量設定の考え方

それぞれのサービスについて市のホームページ、広報等に提供するとともに「栗東市障がい福祉のてびき」でサービス周知を図り、利用を促進します。

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援	150 人	160 人	170 人
訪問入浴サービス事業	3 人	3 人	3 人
更生訓練費・施設入所者就職支度金	2 人	2 人	2 人
スポーツ・レクリエーション教室等 開催事業	500 人	500 人	500 人
点字・声の広報等発行事業	9 人	9 人	9 人
自動車運転免許取得・改造助成事業	5 人	5 人	5 人
生活行動訓練事業	30 人	30 人	30 人
芸術・文化開催事業	10 人	10 人	10 人

## 4 障がい児支援サービスの見込み量

### (1) 障がい児通所支援サービス

#### 見込み量設定の考え方

障がい児通所支援サービスについては、アンケート調査やヒアリング調査等で障がい児の保護者からの利用ニーズが拡大していることや、障がい児数が増加していることを考慮すると、今後も拡大されることが予想されます。その結果、障がい児通所支援サービス全体については、引き続きサービス利用が増加するものと見込んでいます。

個々のサービスについてみると、児童発達支援については、これまでの実績を踏まえた上で、障がい児の動向や今後、障がいの早期発見への取り組み体制等を考慮して、サービス量を見込みました。

放課後等デイサービスについては、これまでの実績を踏まえた上で、障がい児の動向や特別支援学校に在籍する児童数や今後の特別支援学級数の動向等を考慮して、サービス量を見込みました。

医療型児童発達支援については、就学前の肢体不自由児や重症心身障がい児童の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

(単位：人日、人)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	2,058 人日	2,058 人日	2,058 人日
	80 日	80 日	80 日
放課後等デイサービス	600 人日	700 人日	800 人日
	60 人	70 人	80 人
医療型児童発達支援	24 人日	24 人日	24 人日
	4 人	4 人	4 人

## (2) 障がい児相談支援

---

### 見込み量設定の考え方

障がい児相談支援については、今後も障がい児の増加に伴い、拡大することが見込まれます。また、障がい児の多様なニーズに対応するために、専門的な相談支援が必要とされるため、相談支援の充実に努めることが必要とされています。

サービス量については、障がい児通所支援サービスの支給決定者数の動向や支給決定者等を考慮して、見込みました。

(単位：人/年)

区分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい児相談支援	85 人	100 人	115 人

## 第6期栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の概要について

健康福祉部 長寿福祉課

### 1. 趣旨

平成12年の介護保険制度の開始以降15年を経るとともに、これまで目標としてきた2015（平成27）年を迎える中で、平成12年に3.9%だった75歳以上の人口比率は、平成22年には6.0%となっており、さらに上昇を続けています。いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える2025（平成37）年には10%を超え、現在よりも3,000人近い増加が予測されています。

こうしたなか、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、健康かつ生きがいを持ちながら自立した日常生活を営むためには、介護サービスの充実はもとより、医療や住まい、予防活動や日常生活への支援が確保される「地域包括ケアシステム」の確立が不可欠であり、さまざまな取り組みを進める必要があります。

本計画は、第5期計画の実績を評価し、2025（平成37）年を視野に入れながら、本市における介護保険事業及び高齢者保健福祉施策を計画的に推進するための目標及び方向性を明らかにし、それらの実現に向けた方策を定めるものです。

2. 計画の名称 「第6期栗東市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」

3. 計画期間 平成27年度から平成29年度の3年間

### 4. 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に規定される「介護保険事業計画」であると同時に、老人福祉法第20条の8に規定される「老人福祉計画」であり、介護保険事業の事業量、保険料及びサービスの供給量確保のための方策、並びに高齢者保健福祉施策の方向性を明らかにするもので、本市の最上位計画である「第五次栗東市総合計画」に即すとともに、県において策定される「介護保険事業支援計画」との整合を図るものとします。

### 5. 策定の体制

- ・日常生活圏域ニーズ調査（平成26年度実施）
- ・栗東市高齢者保健福祉推進協議会の開催（委員11名）4回
- ・パブリックコメントの実施（平成26年12月22日～平成27年1月16日）

## 6. 計画の基本的な考え方

本計画では、「安心を支える福祉を推進するまち」の実現に向けて、これまでの取り組みを発展させつつ、本市の特性に応じた「地域包括ケアシステム」が確立できるよう、7つの基本方向を設定します。

### 施策の体系

基本理念	基本方向	具体的施策
安心を支える福祉を推進するまち (高齢者が健やかに暮らせるまちづくり)	1 地域包括ケア推進体制の確立	1) 地域包括支援体制の充実
		2) ともに助け合い支え合う地域づくりの推進
	2 健康で生きがいある暮らしの実現	1) 健康づくりや生活習慣病の予防の推進
		2) 生きがいづくりの推進
		3) 高齢者の社会参加の促進
	3 介護予防と生活支援サービスの充実	1) 効果的な介護予防の推進
		2) 生活自立への支援の充実
	4 認知症施策と高齢者の尊厳保持	1) 地域における認知症施策の推進
		2) 認知症ケアの推進
		3) 高齢者虐待防止の取り組みの推進
		4) 高齢者権利擁護の推進
	5 在宅医療と介護の連携	1) 医療と介護の連携の促進
		2) 市民意識の啓発
	6 高齢者が住みやすい環境づくりの推進	1) 安心できる住まいの環境づくり
		2) 安全な暮らしの確保
	7 介護サービスの充実	1) 介護サービスの提供
		2) 介護サービスの質の向上
		3) 利用者本位のサービス提供の推進
		4) 介護給付の適正化の推進

第 6 期栗東市高齢者保健福祉計画  
・介護保険事業計画 案

平成 26 年 12 月

# — 目 次 —

<b>第1章 計画の策定にあたって</b>	<b>1</b>
1. 計画策定の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけ .....	1
3. 計画の期間 .....	1
<b>第2章 高齢者を取り巻く現状と課題</b>	<b>2</b>
1. 高齢者と要介護認定の状況 .....	2
2. 日常生活圏域ニーズ調査結果のポイント .....	3
3. 介護保険サービスの推移 .....	17
4. 第5期計画における主な成果と今後に向けた課題 .....	30
<b>第3章 計画の基本的な考え方と基本方向</b>	<b>33</b>
1. 計画の基本的な考え方と視点 .....	33
2. 計画の基本方向 .....	35
3. 施策の体系 .....	37
4. 日常生活圏域の設定 .....	38
<b>第4章 施策の展開</b>	<b>39</b>
1. 地域包括ケア推進体制の確立 .....	39
2. 健康で生きがいある暮らしの実現 .....	43
3. 介護予防と生活支援サービスの充実 .....	46
4. 認知症施策と高齢者の尊厳保持 .....	49
5. 在宅医療と介護の連携 .....	53
6. 高齢者が住みやすい環境づくりの推進 .....	55
7. 介護サービスの充実 .....	57
<b>第5章 介護保険サービス費等の見込み</b>	<b>62</b>
1. 人口及び要介護認定者数の推計 .....	62
2. サービス利用者数の見込み .....	64
3. サービス量の見込み .....	65
4. 介護保険事業費と保険料額の見込み .....	68
<b>第6章 計画の推進</b>	<b>78</b>

# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の趣旨

平成12年の介護保険制度の開始以降15年を経るとともに、これまで目標としてきた2015（平成27）年を迎える中で、平成12年に3.9%だった75歳以上の人口比率は、平成22年には6.0%となっており、さらに上昇を続けています。いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える2025（平成37）年には10%を超え、現在よりも3,000人近い増加が予測されています。

こうしたなか、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、健康かつ生きがいを持ちながら自立した日常生活を営むためには、介護サービスの充実はもとより、医療や住まい、予防活動や日常生活への支援が確保される「地域包括ケアシステム」の確立が不可欠であり、さまざまな取り組みを進める必要があります。

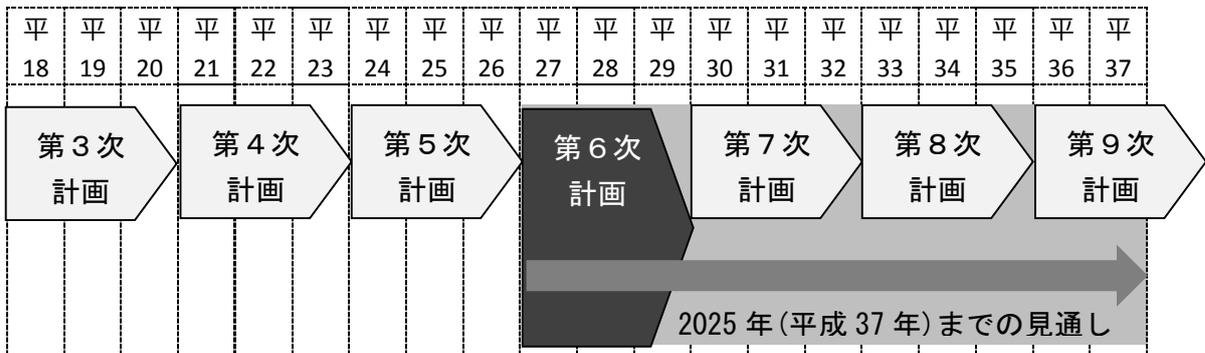
本計画は、第5期計画の実績を評価し、2025（平成37）年を視野に入れながら、本市における介護保険事業及び高齢者保健福祉施策を計画的に推進するための目標及び方向性を明らかにし、それらの実現に向けた方策を定めるものです。

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法第117条に規定される「介護保険事業計画」とすると同時に、老人福祉法第20条の8に規定される「老人福祉計画」であり、介護保険事業の事業量、保険料及びサービスの供給量確保のための方策、並びに高齢者保健福祉施策の方向性を明らかにするもので、本市の最上位計画である「第五次栗東市総合計画」に即すとともに、県において策定される「介護保険事業支援計画」との整合を図るものとします。

## 3. 計画の期間

本計画は、2025（平成37）年を視野に入れつつ、平成27年度から平成29年度までの3年間を計画期間とします。

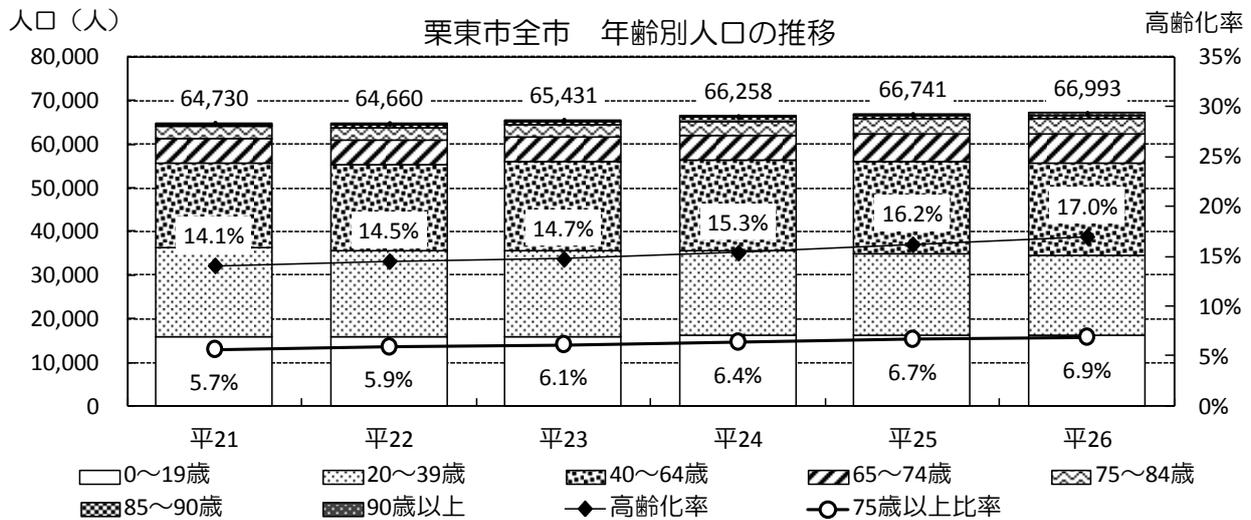


## 第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

### 1. 高齢者と要介護認定の状況

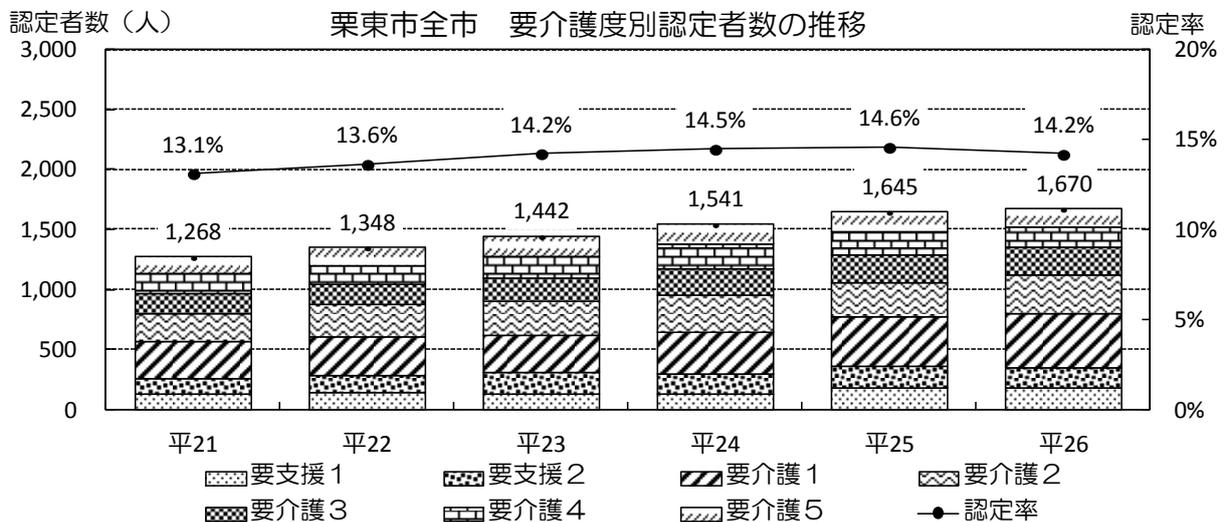
#### 1) 人口・高齢者数・高齢化率の推移

総人口は平成21年から22年にかけて減少したものの増加傾向が続いています。高齢者数も増加しており、平成21年から平成25年にかけて65歳以上の高齢者比率(高齢化率)は2.1ポイント、75歳以上の比率も1.0ポイント上昇しています。



#### 2) 要介護(支援)認定者数・認定率の推移

要支援・要介護認定者数は、第2号被保険者は減少傾向にありますが、第1号被保険者は年間100人前後ずつ増加しており、65歳以上の高齢者数に占める認定者の割合(認定率)も上昇傾向にあります。



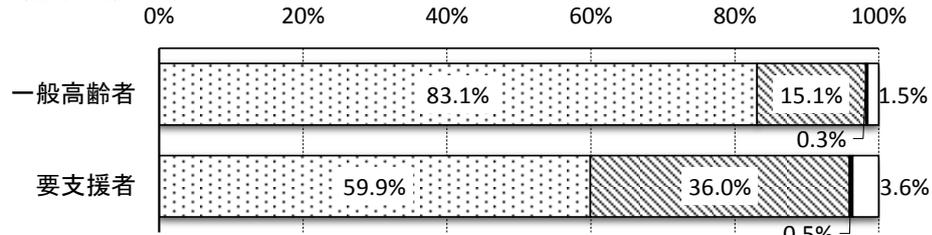
※ 認定率は第1号被保険者(65歳以上)分のみの割合

## 2. 日常生活圏域ニーズ調査結果のポイント

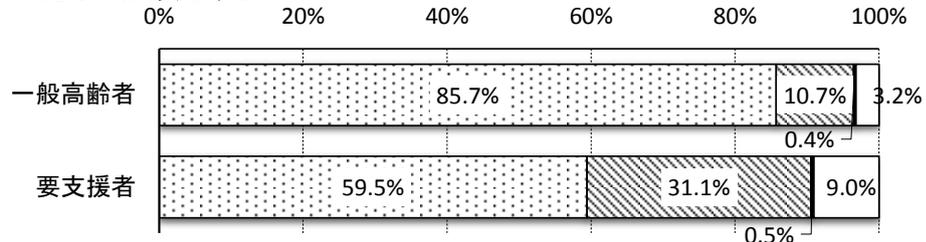
### 1) 高齢者の生きがいづくりと社会参加・参画の促進について

趣味や生きがいについては、一般高齢者の約 80%があると答えており、85 歳以上になるとやや比率が下がるものの、高い値を維持します。一方、要支援者については約 60%となり、支援や介護が必要になることで、趣味などに制約がかかっているものと推測されます。

#### Q. 趣味はありますか



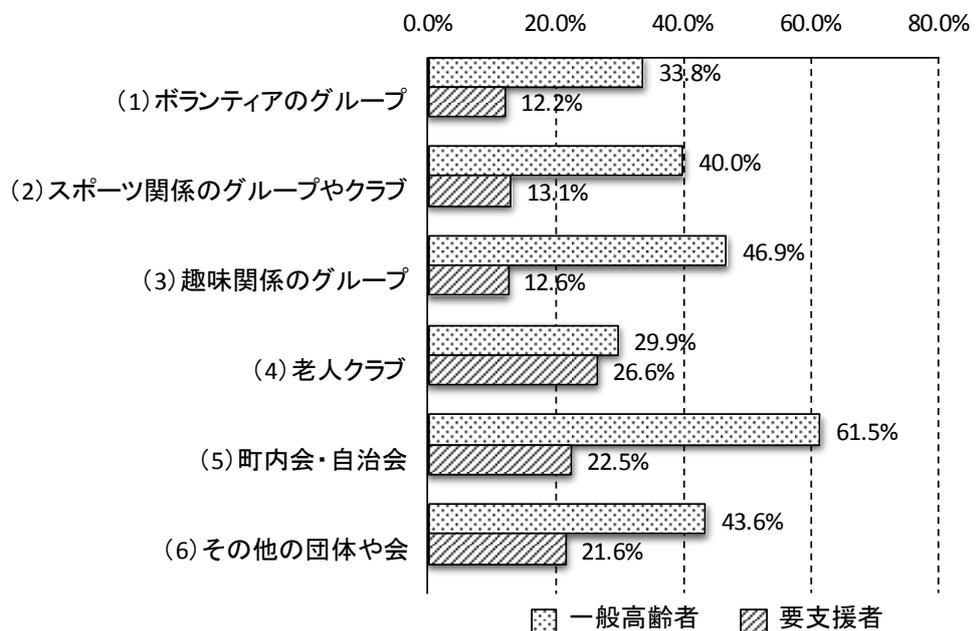
#### Q. 生きがいはありますか



□はい    ▨いいえ    ■無効回答    □無回答

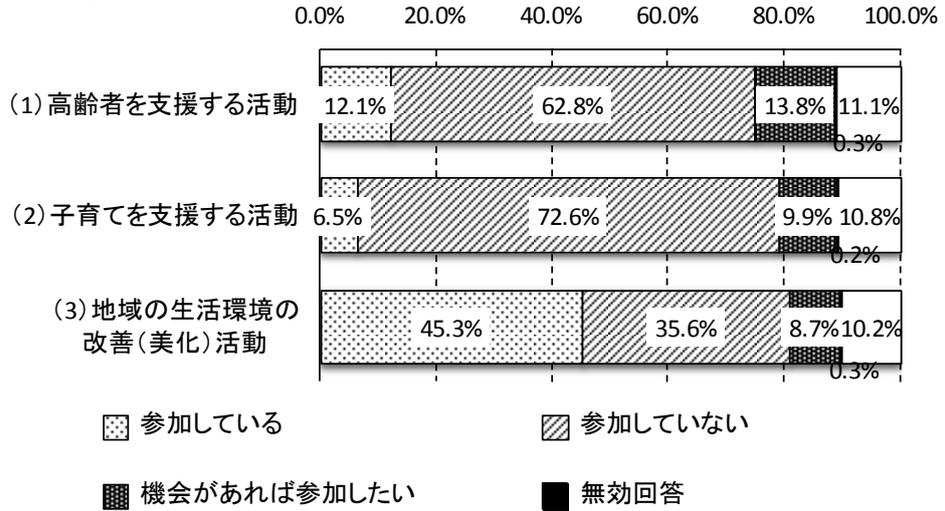
グループ活動への参加状況については、一般高齢者では「町内会・自治会」の約 60%を筆頭に 40%前後に上りますが、要支援者では 10~20%台であり、特にボランティア、スポーツ、趣味の活動への参加が少なくなっています。一般高齢者も、70 歳代から 80 歳代前半までは「参加していない」人の比率にあまり差がありませんが、85 歳以上になると参加していない人の比率が総じて高くなります。

#### Q. 会やグループに参加していますか



社会活動への参加状況については、「生活環境の改善（美化）活動」への参加比率は高く、参加している人が参加していない人を上回っていますが、「高齢者の支援」、「子育ての支援」の活動については参加している人は少数です。また、「機会があれば参加したい」という人は、いずれの活動も 10%前後となっています。これについても、85 歳以上になると、参加していない人の比率が非常に高くなります。

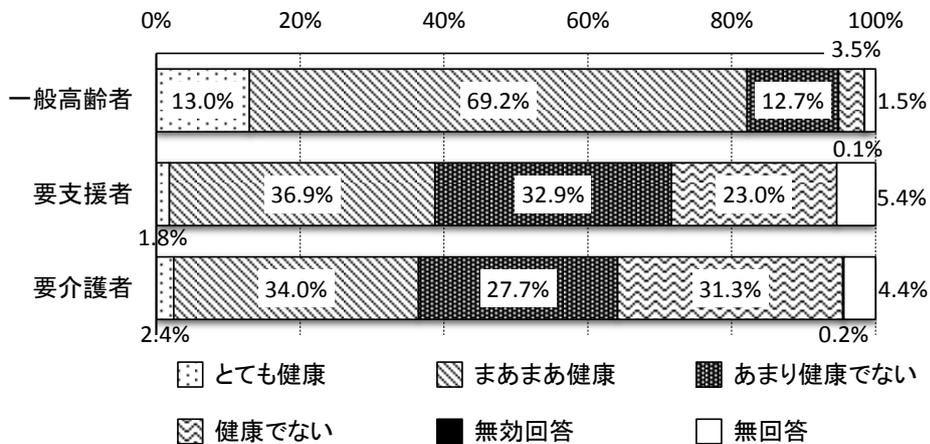
Q. 社会活動に参加していますか



2) 総合的な介護予防の充実について

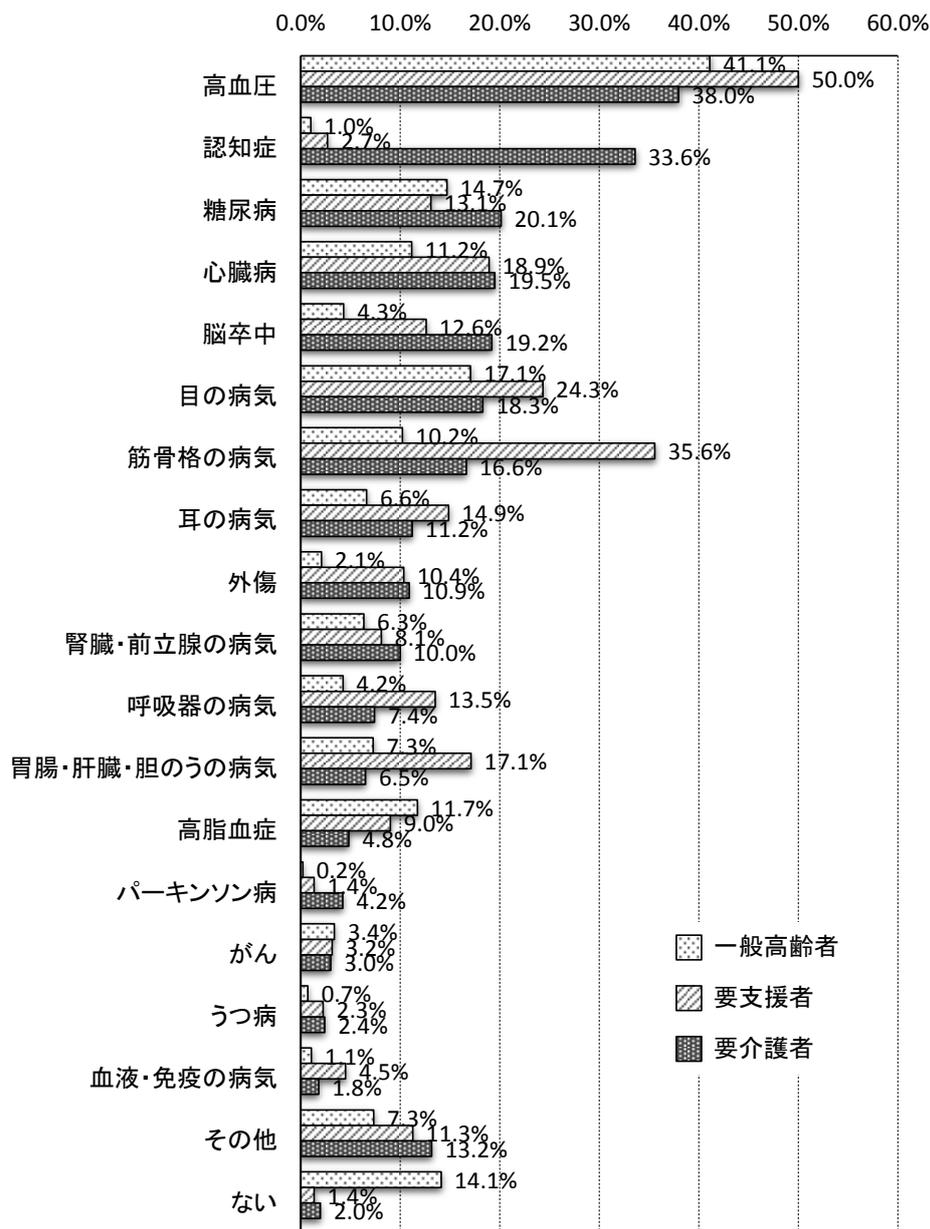
自分で健康だと思うかどうかについては、一般高齢者の 80%以上が「とても」または「まあまあ」健康であると考えており、健康でないと考えている人は合わせて約 15%です。一方、要支援者及び要介護者は 60%弱の人が「あまり健康でない」または「健康でない」と考えています。要介護者については、要介護度が高くなるにつれて、「健康でない」と考える人が多くなります。

Q. 健康だと思いますか



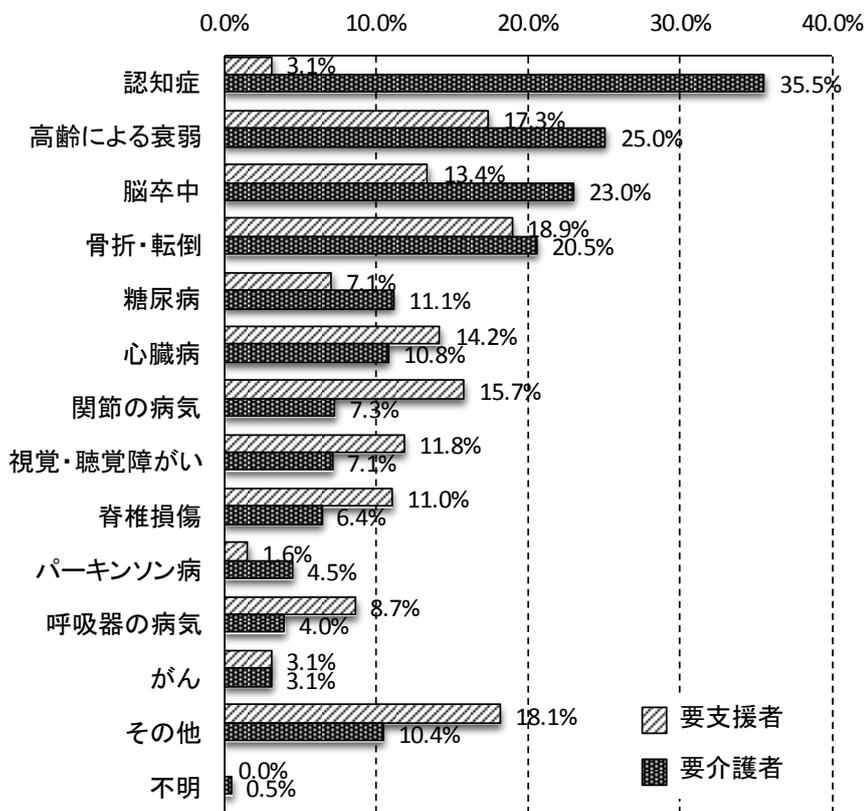
病気の状況については、要介護度のあるなしにかかわらず「高血圧」が最も多くなっています。また、要介護者では「認知症」が、要支援者では「筋骨格の病気」が、それぞれ30%以上に上っており、支援や介護を要する原因となっていることが推測できます。さらに、「脳卒中」も一般高齢者と要介護者との差が大きく、その後遺症が要介護の原因となっていることが考えられます。

**Q. 治療中または後遺症のある病気**



介護・介助が必要になった主な原因については、前ページの分析と同様に、「認知症」、「脳卒中」、「骨折・転倒」が原因の大きなウェイトを占めます。

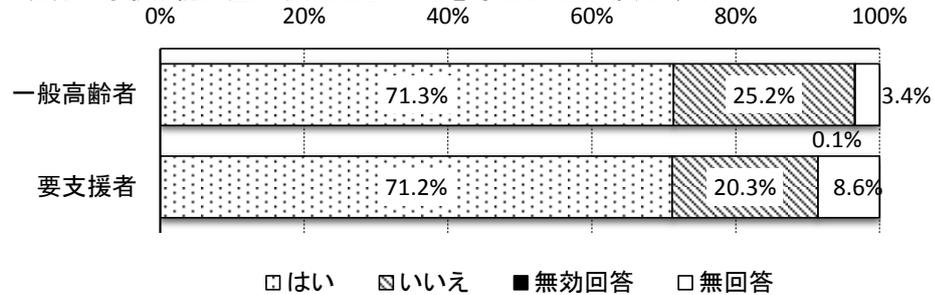
Q. 介護・介助が必要になった主な原因



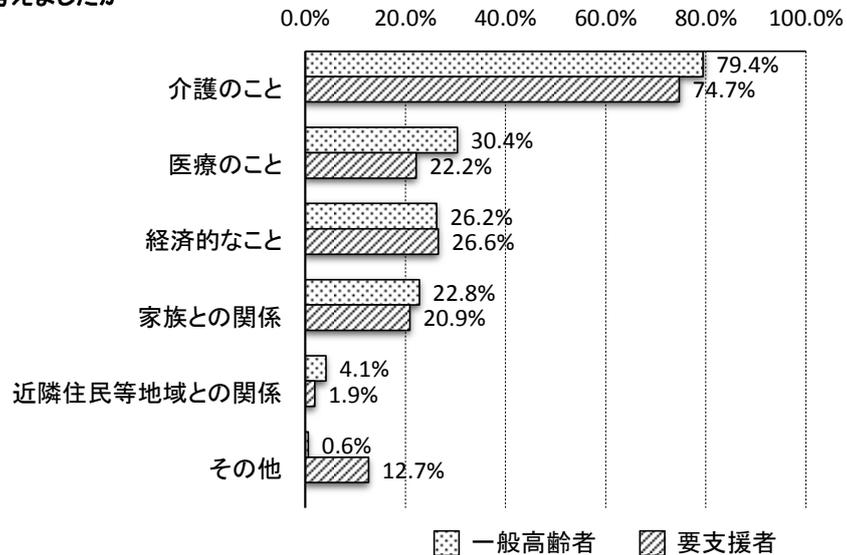
### 3) 高齢者の尊厳維持と権利擁護の推進について

自分や家族が認知症になったときのことについては、一般高齢者、要支援者とも70%以上の方が「考えたことがある」と回答しており、その多くは「介護のこと」について考えたとしています。一方、考えたことがない人の理由は「考えたくない」が40%前後で最も多く、正しい知識の普及の妨げとなり得るおそれがあります。

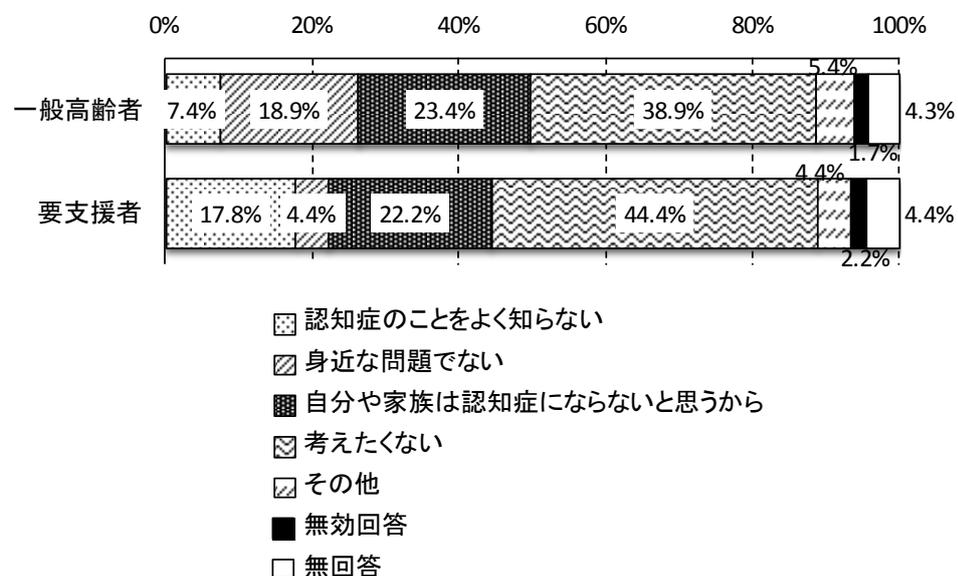
Q. 自分や家族が認知症になったときのことを考えたことはありますか



Q. 何を考えましたか



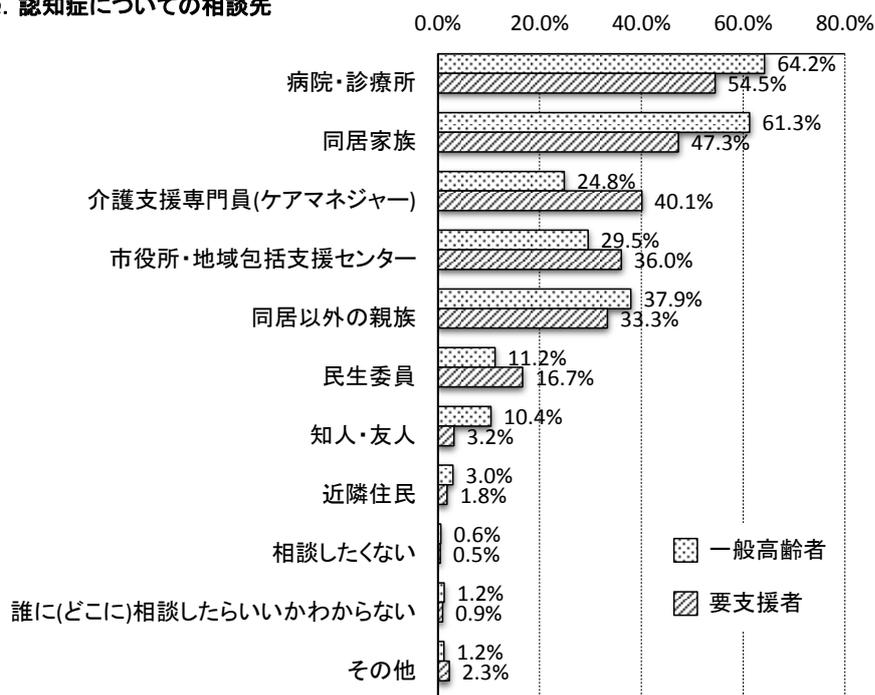
Q. 考えたことがない理由



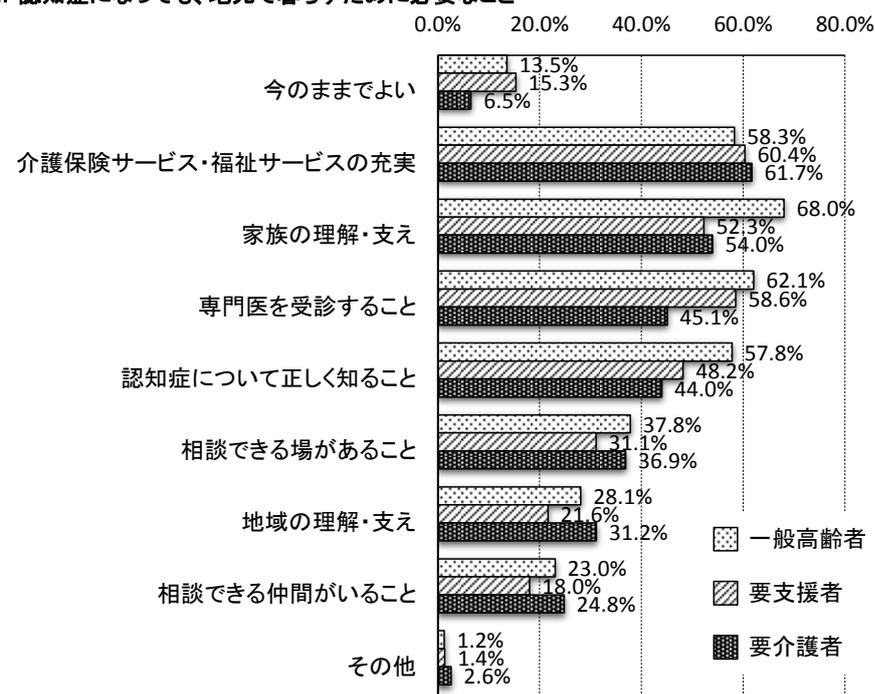
自分や家族が認知症になったときの相談先としては、一般高齢者、要支援者とも「病院・診療所」、「同居家族」が多く、上位は専門機関と家族・親族でしめられています。一方、「相談したくない」、「誰に相談したらいいかわからない」についてはごく少数ながら存在することから、こうした人への対応が求められます。

認知症になっても住みなれた地元で楽しく暮らしていくために必要なこととして、「今のままでよい」という人は少なく、「介護・福祉サービス」や「専門医の受診」とともに、「家族の理解・支え」や「正しく知ること」などが多くなっています。

Q. 認知症についての相談先

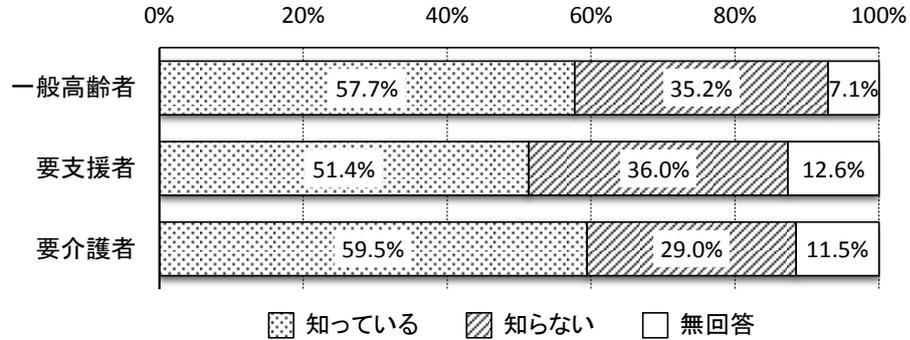


Q. 認知症になっても、地元で暮らすために必要なこと



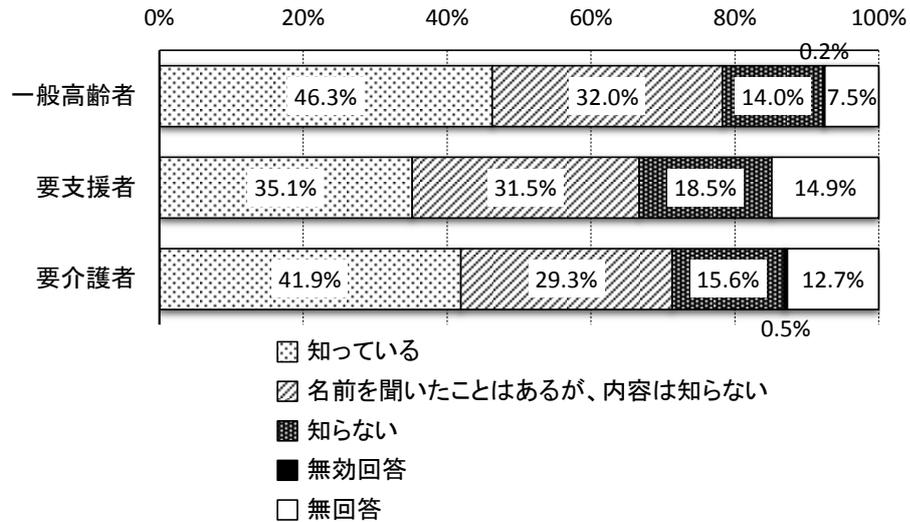
虐待の通報義務については、50～60%の人が「知っている」と答えていますが、「知らない」人も30%前後に上ります。

Q. 虐待の通報義務について

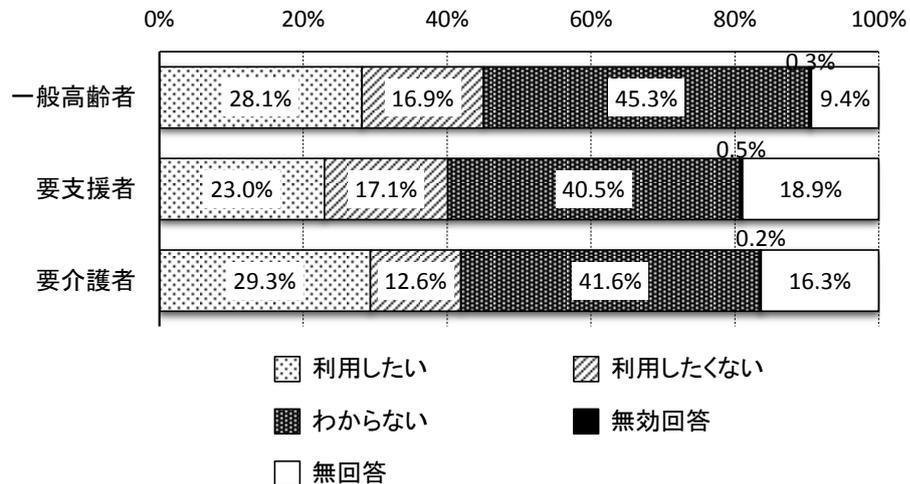


成年後見制度については、40%前後の人が「知っている」としており、30%前後の人が「名前を聞いたことがある」と回答しています。「知らない」人は20%未満であり、制度の認知が進んでいると言えます。利用希望については、「わからない」が多数を占めるものの、「利用したい」が「利用したくない」を上回っています。

Q. 成年後見制度の認知度について



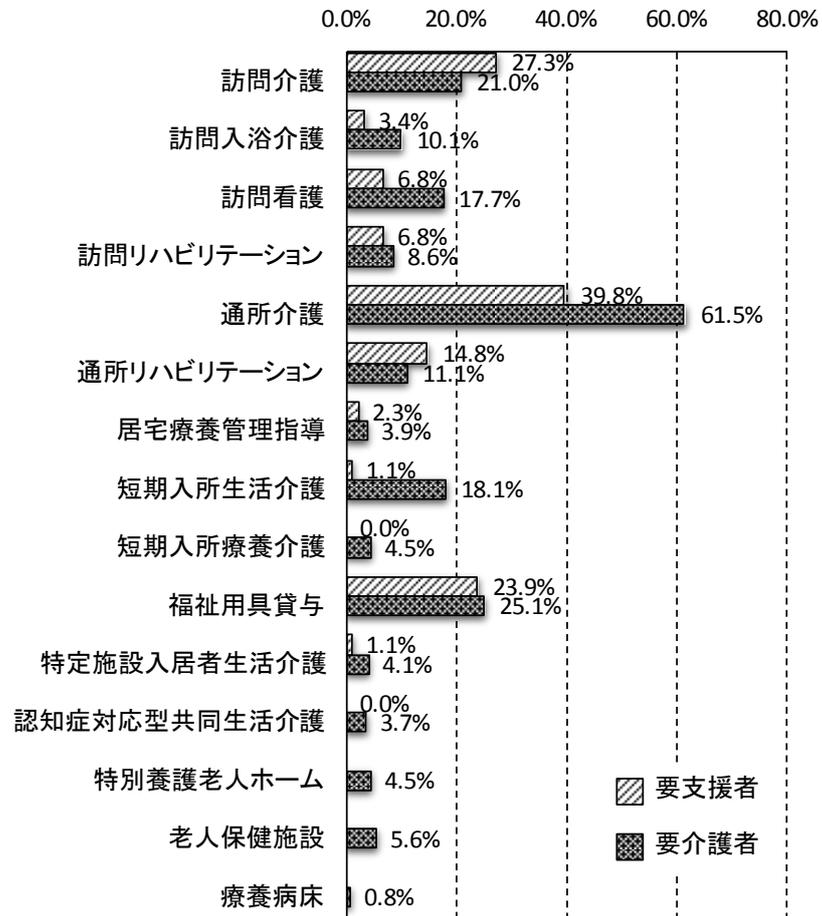
Q. 成年後見制度の利用希望について



#### 4) 介護サービス基盤の充実について

現在、利用している介護保険サービスは、要支援者、要介護者とも「通所介護」が最も多く、「訪問介護」、「福祉用具貸与」も多くなっています。また、要介護者においては、「短期入所生活介護」や「訪問看護」も多いと言えます。

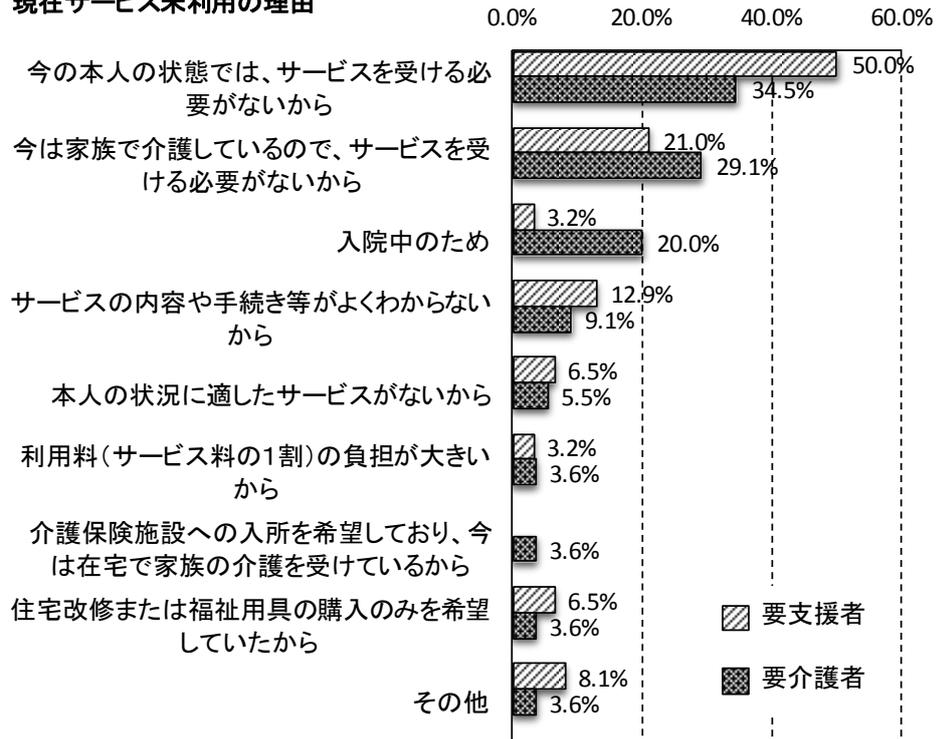
##### Q. 現在利用しているサービス



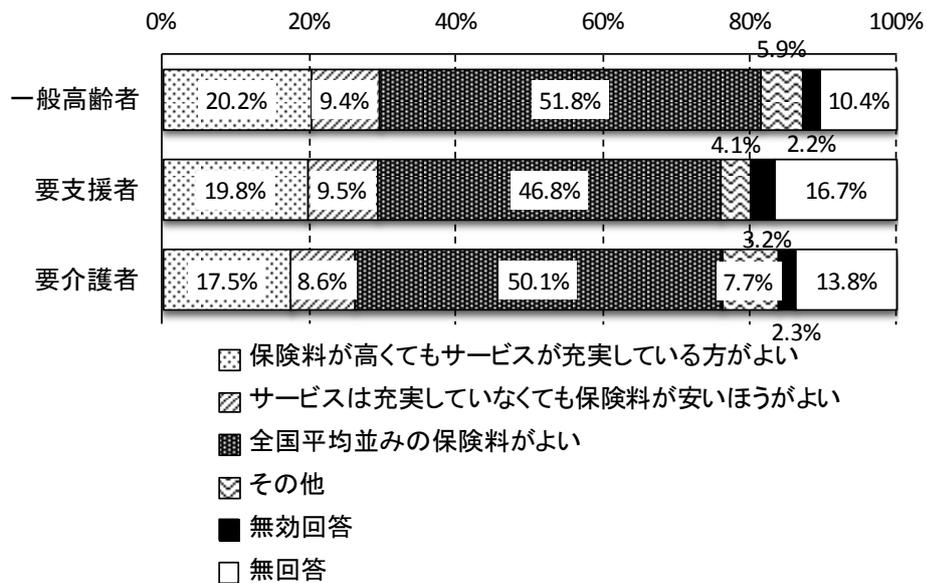
介護保険サービスを利用していない理由は、「今の本人の状態」や「家族で介護している」など、現在は必要がないために未利用である人が多い一方、「内容や手続きがわからない」、「適したサービスがない」なども一定割合に上ることから、利用できるような情報提供やサービスの充実が求められます。

今後の栗東市の介護サービスと保険料についての考えとしては、「全国平均並み」が50%前後で最も多く、「安い方がいい」は10%未満となっています。

**Q. 現在サービス未利用の理由**



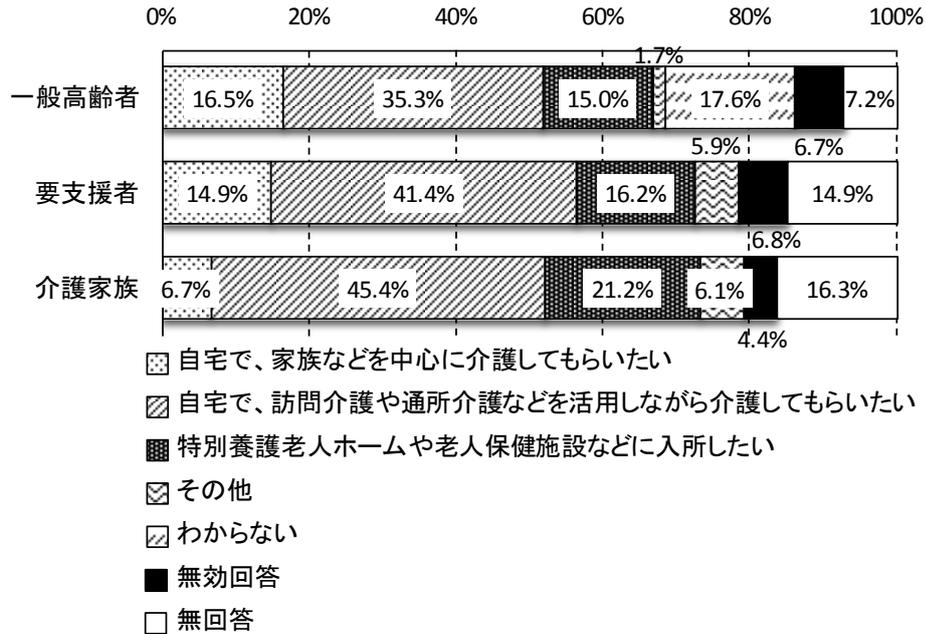
**Q. 介護サービスと保険料のバランスについて**



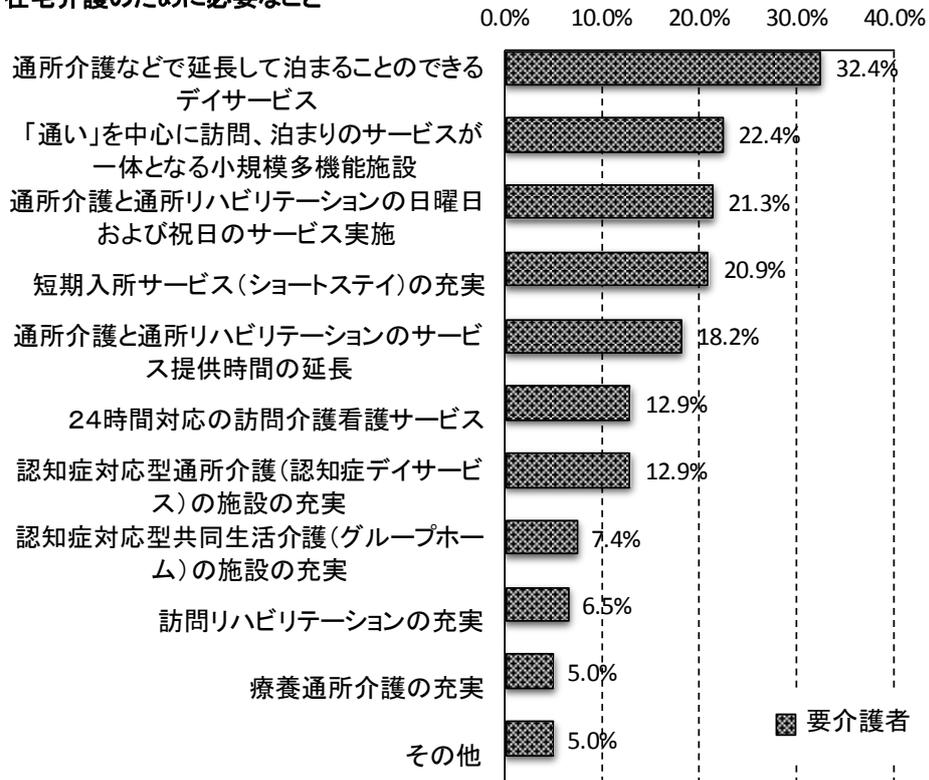
今後、どのような介護を希望するかについては、「自宅で、サービス利用による介護」を希望する人が最も多く、要支援者及び要介護者の家族で40%以上に上ります。一方、「施設入所」を希望する人も20%前後となっています。

在宅介護を継続していくために必要なこととしては、いわゆる「お泊まりデイ」や「小規模多機能施設」のほか、日曜や時間外のサービスを求める声が大きいですと言えます。

Q. 希望する介護形態について



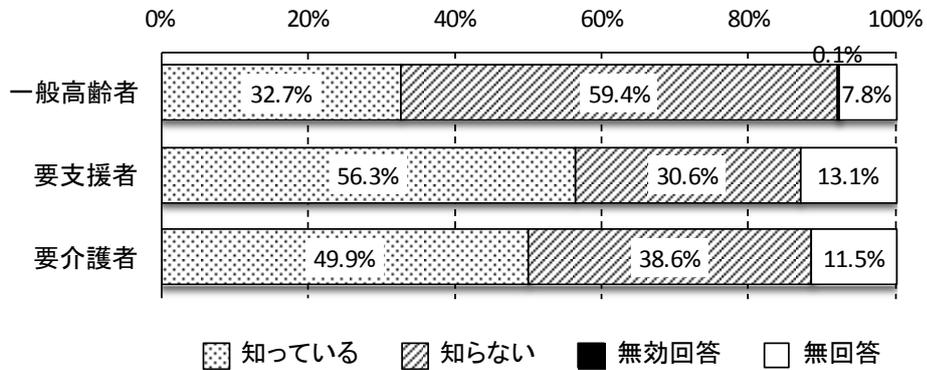
Q. 在宅介護のために必要なこと



## 5) 地域包括ケアの充実について

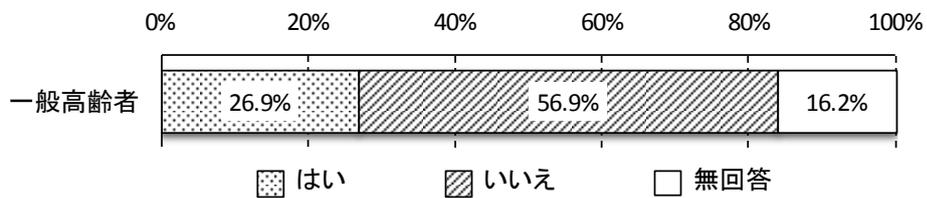
栗東市地域包括支援センターの認知度としては、介護予防のケアプランを作成している要支援者では50%以上に上るものの、一般高齢者では約60%が「知らない」と回答しています。

Q. 地域包括支援センターの認知度

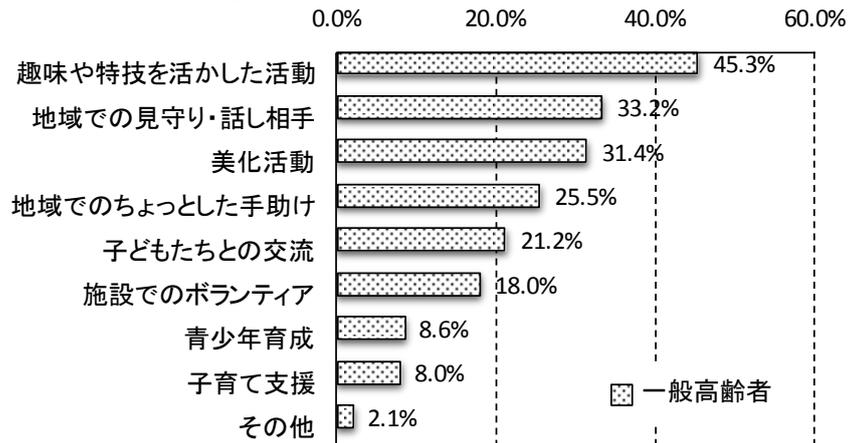


今後のボランティア活動の意向としては、30%弱の人が活動意向を持っていますが、年齢とともに意向は下がる傾向が強くなっています。活動内容については、「趣味や特技を活かした活動」や「見守り・話し相手」、「美化活動」などが多くなっています。

Q. ボランティア活動の意向

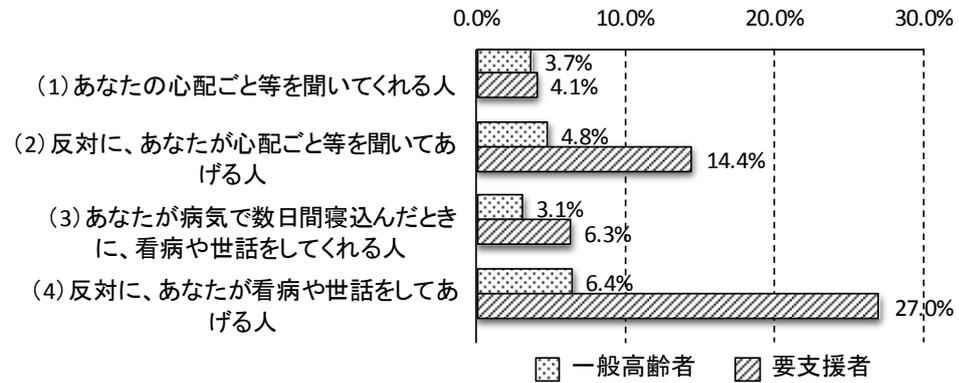


Q. してみたいボランティア活動



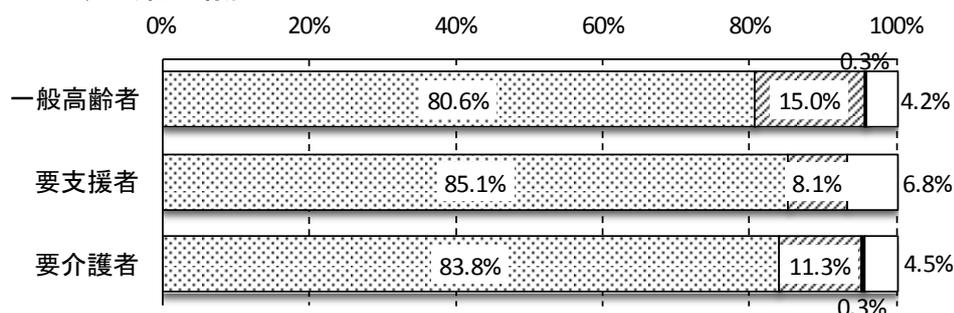
まわりの人との「たすけあい」については、多くの人が心配事を聞いてくれたり、看病や世話をしてくれる人がいますが、5%前後の「いない」という人に対する支援が求められます。特に、「一人暮らし」の一般高齢者は、看病や世話をしてくれる人が「いない」と回答した人が約20%に上ります。

**Q. まわりの人との助け合いについて—次のような人が「いない」という人**

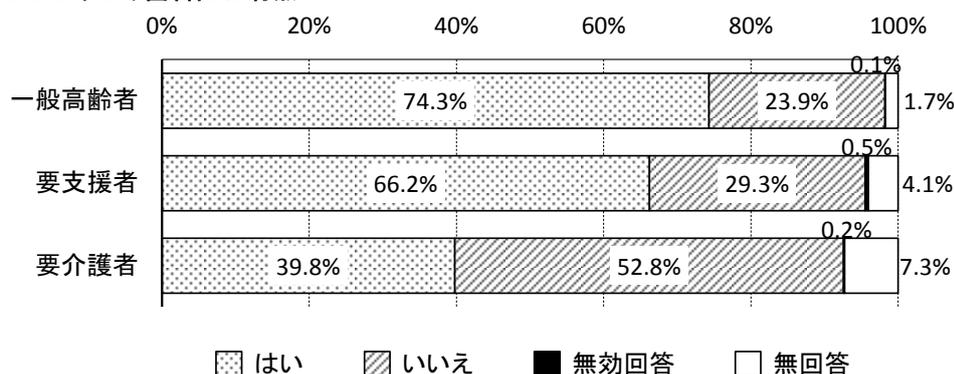


かかりつけ医については、80%以上の方がかかりつけ医を持っていると答えています  
が、一般高齢者の15%が持っていないと答えています。また、かかりつけ歯科医につい  
ては、一般高齢者では70%以上が持っていると答えています。要支援者の約30%、  
要介護者の50%強が持っていないと答えており、健康管理面からもかかりつけ医、かか  
りつけ歯科医の普及が求められます。

**Q. かかりつけ医の有無**



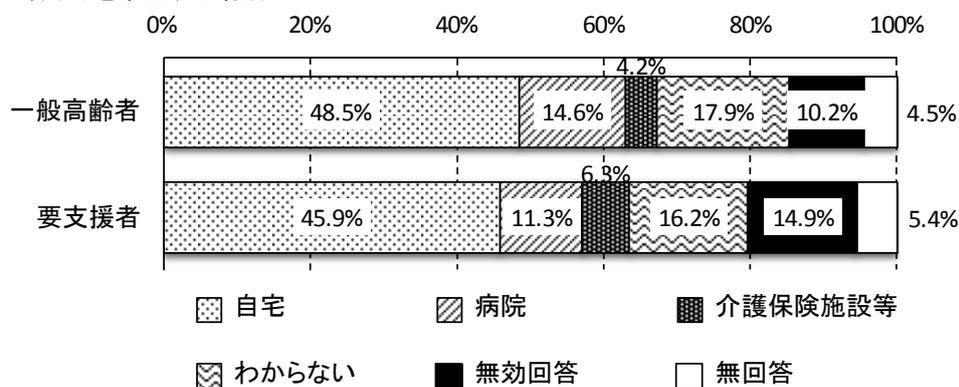
**Q. かかりつけ歯科医の有無**



■ はい ■ いいえ ■ 無効回答 ■ 無回答

看取りを希望する場所としては、「自宅」を挙げる人が50%弱で最も多く、年齢が高くなるにつれてその比率は高くなっています。一方、「病院」については10%強にとどまっています。自宅での看取り、療養を希望しながらも、実際には難しいと考えている人が多いことが伺えます。

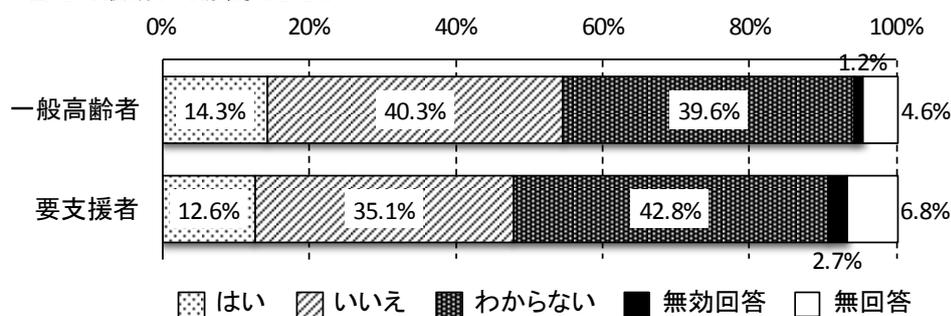
**Q. 看取りを希望する場所**



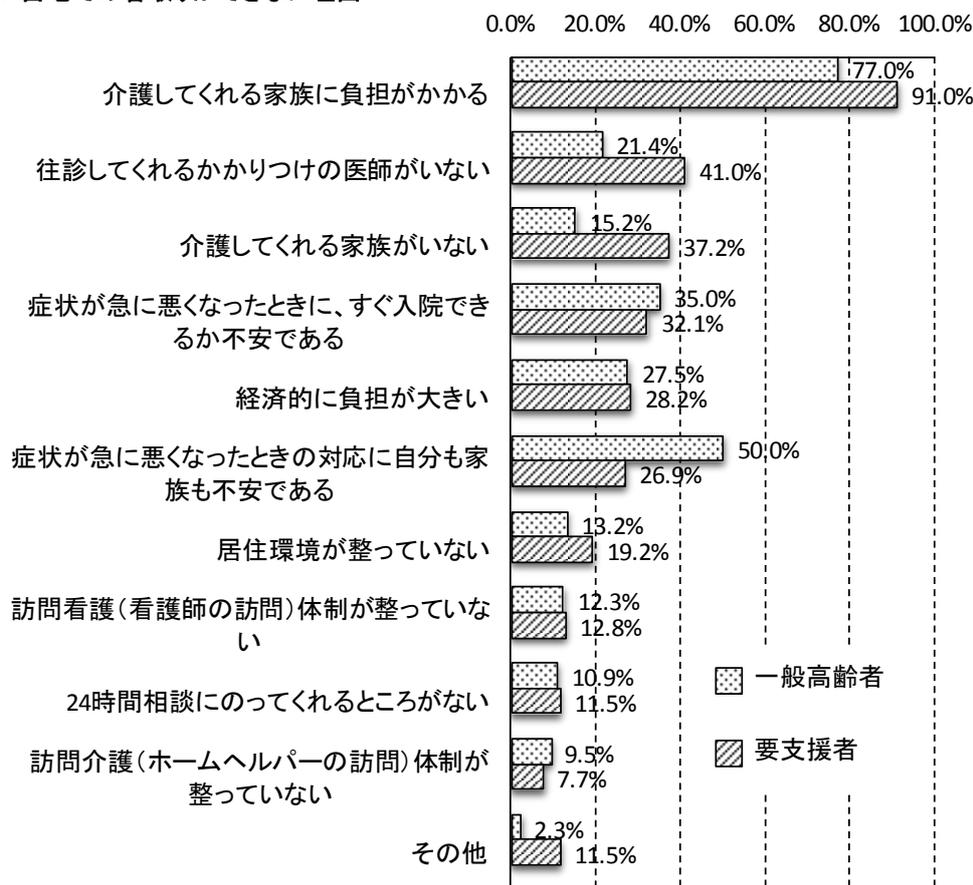
■ 自宅 ■ 病院 ■ 介護保険施設等 ■ わからない ■ 無効回答 ■ 無回答

自宅で最期まで療養できると思うかどうかについては、「わからない」が多いものの、できないと思う人ができると思う人を大きく上回っています。できないと思う理由としては、「家族に負担がかかる」ことを挙げる人が80~90%に上ります。また、一般高齢者では、症状の急変時への対応が不安である人が多いと言えます。

Q. 自宅で最期まで療養できるか



Q. 自宅での看取りができない理由

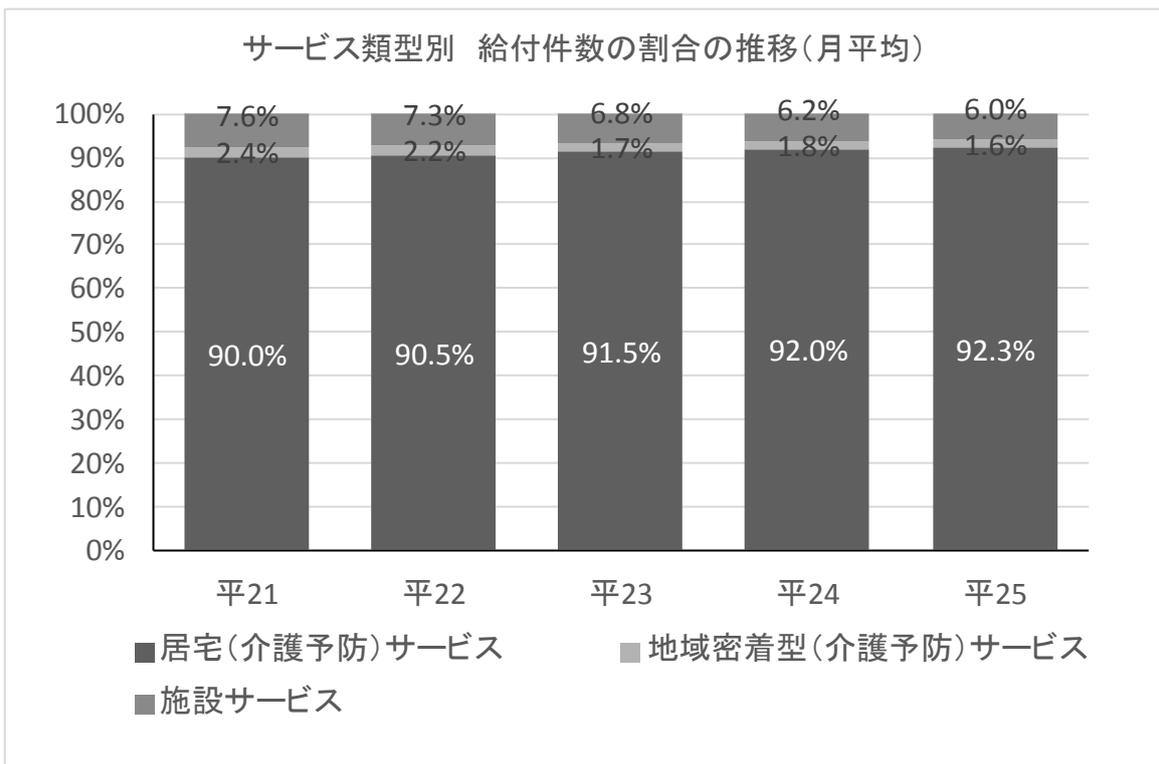
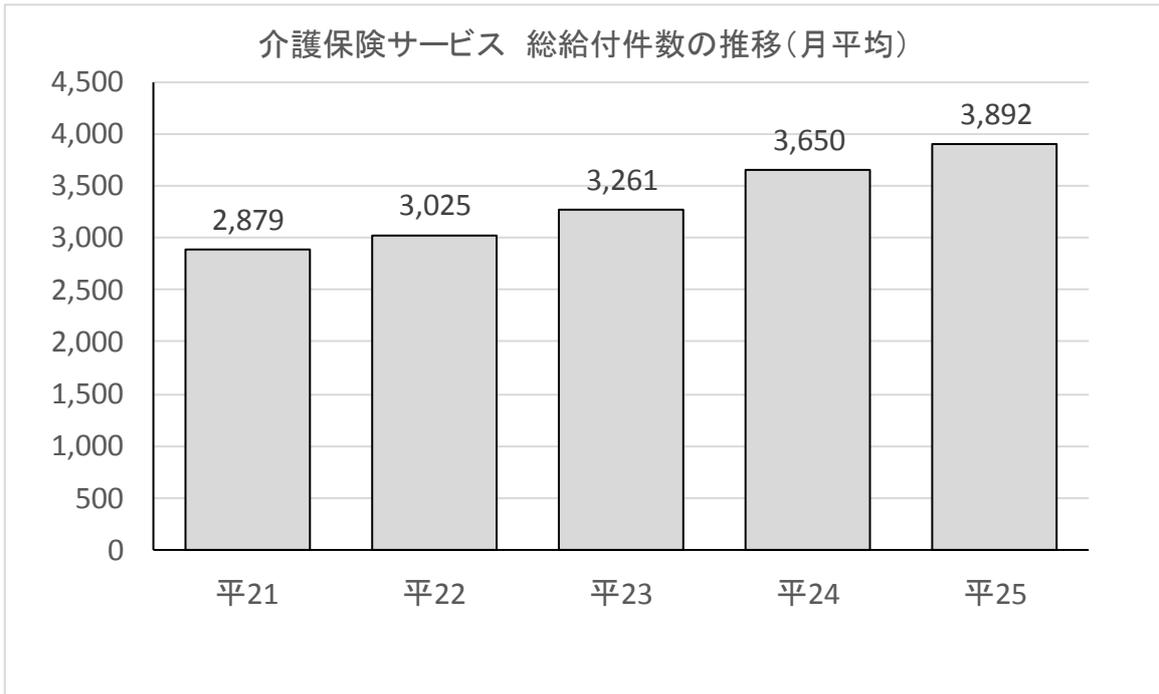


### 3. 介護保険サービスの推移

#### 1) サービス全体の利用推移

介護保険サービス全体の利用者数は年々増加しており、平成21年度から25年度にかけては35.2%の増加となっています。

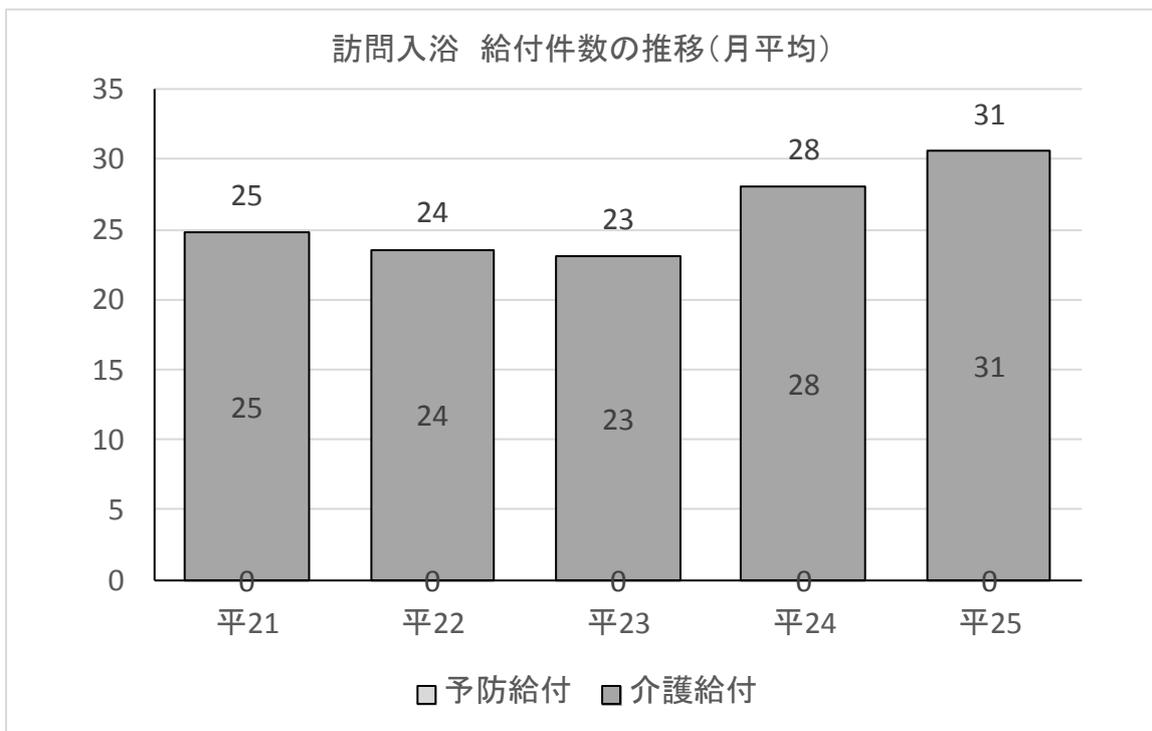
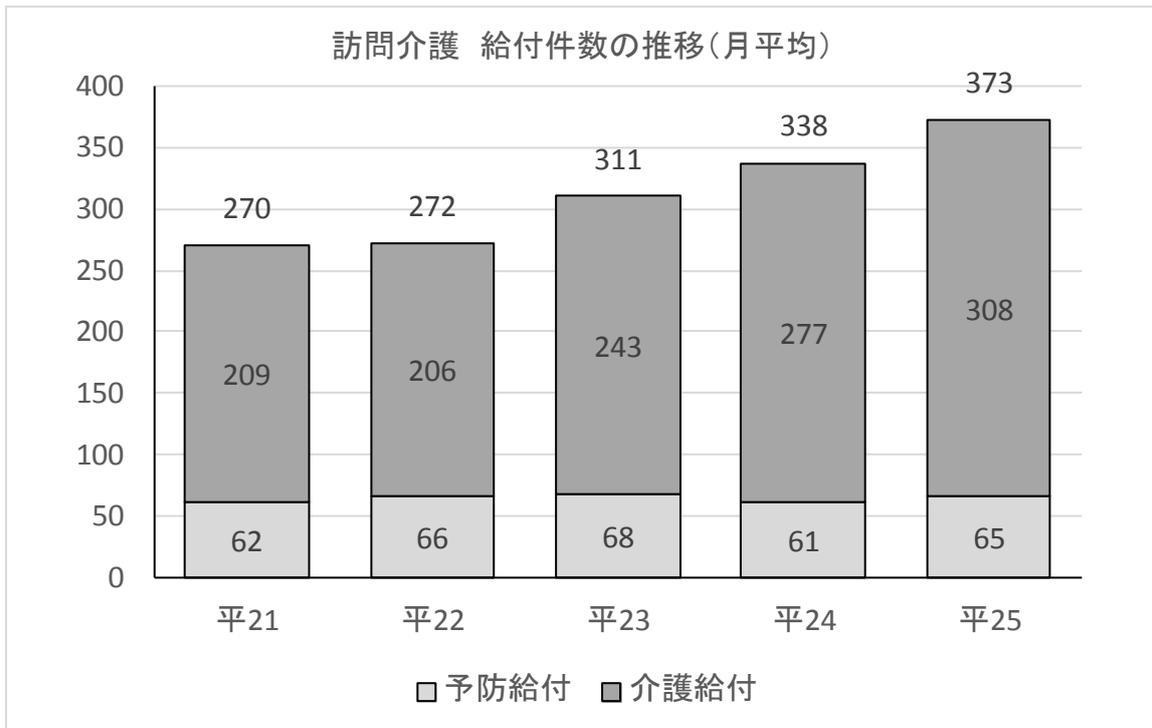
全利用者のうち施設サービスの利用者の割合は6%、地域密着型サービスの利用者は2%弱であり、居宅サービス利用者の割合が増加傾向にあります。



## 2) サービスごとの利用推移

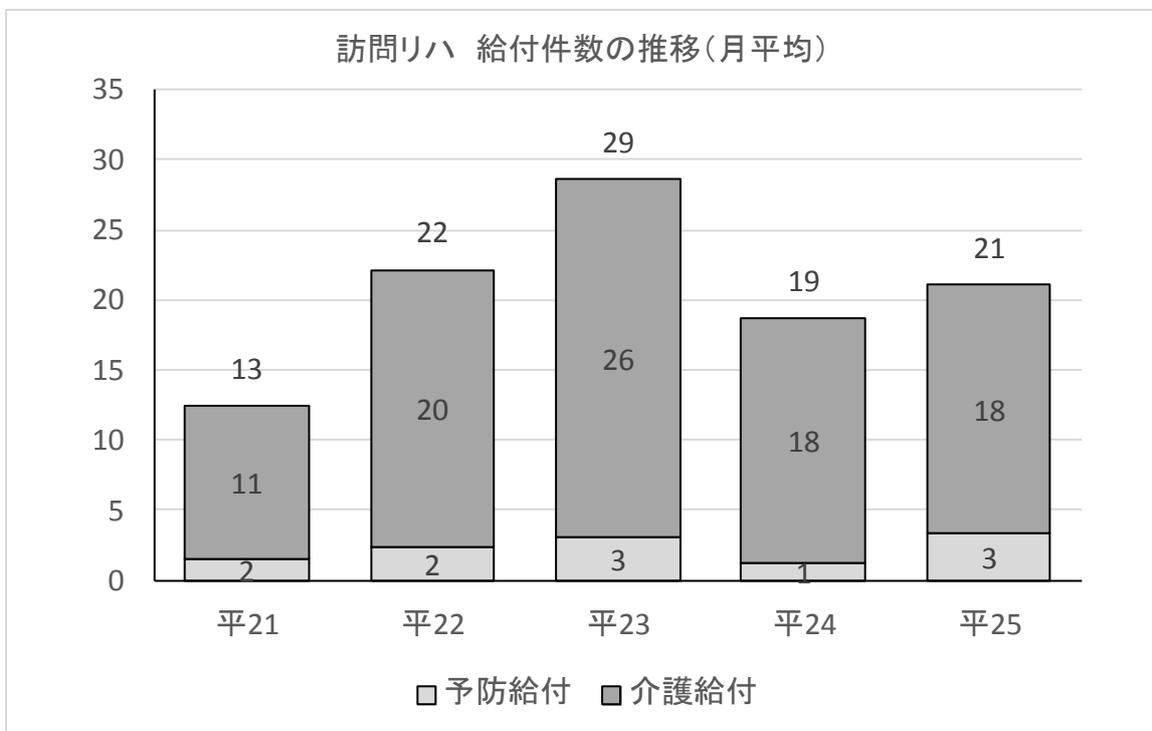
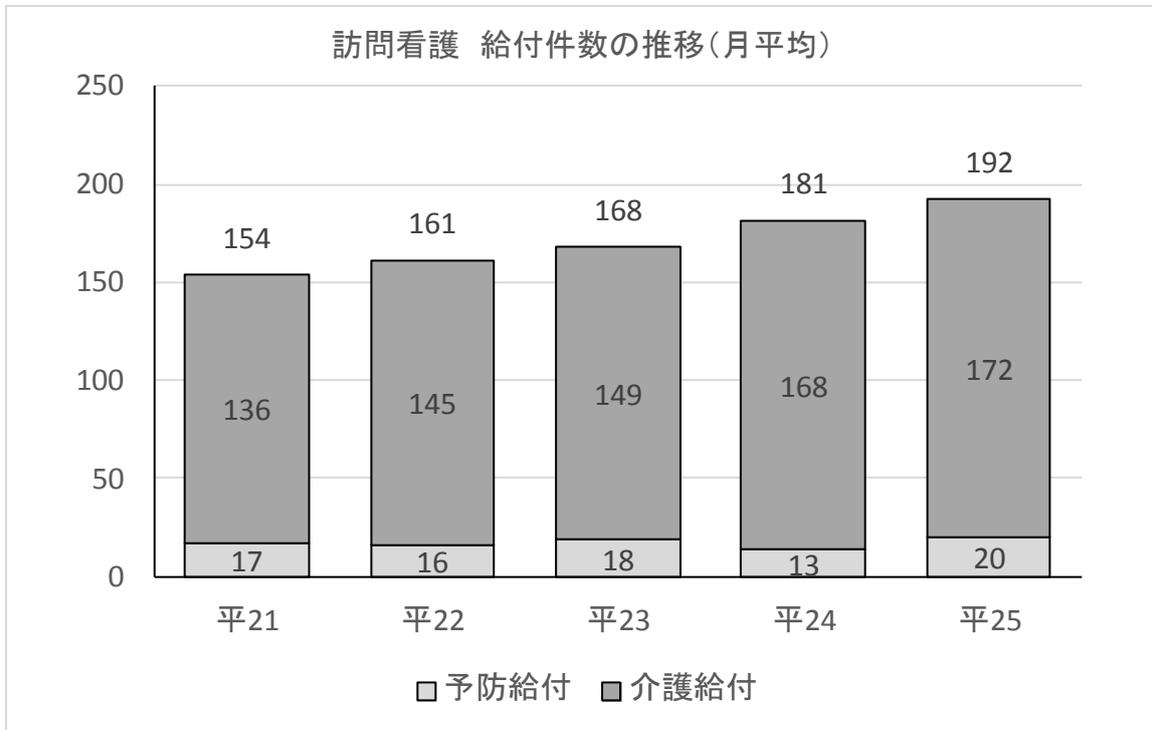
### ① 訪問系サービス

訪問介護の利用者数は、平成 22 年度以降増加し続けています。訪問入浴介護は平成 23 年度まで減少していましたが、その後増加に転じています。

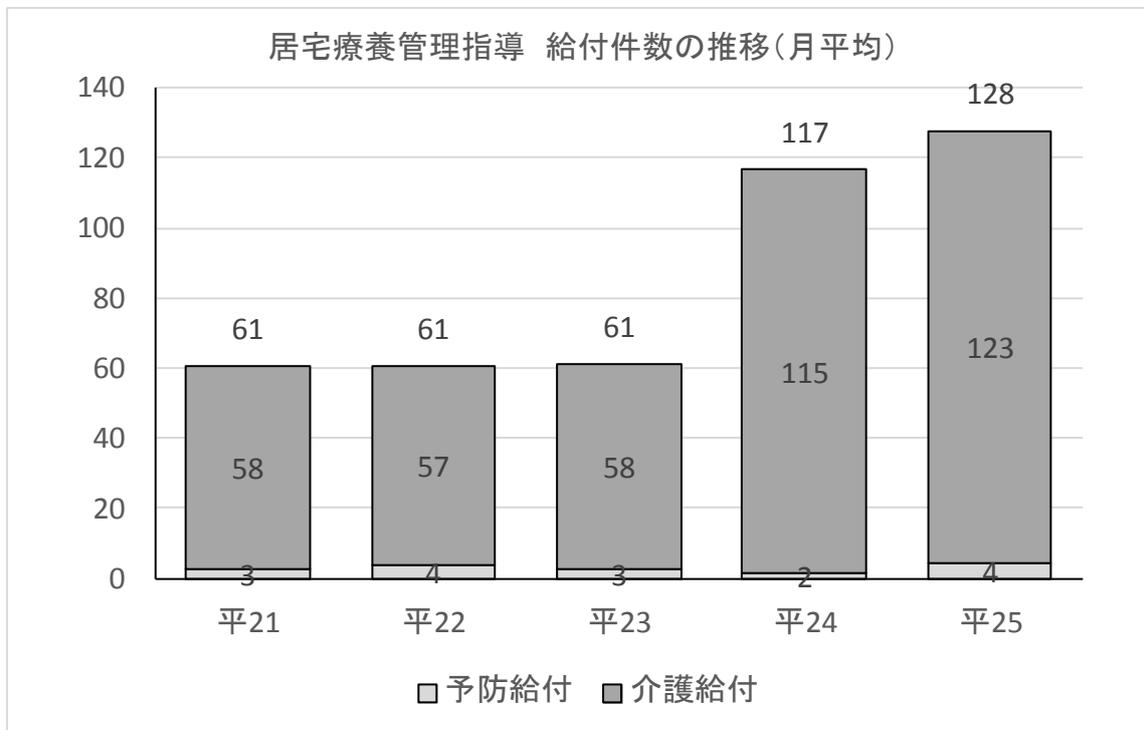


※ サービス利用者数は平均値であり、小数点以下を四捨五入していることから、合計値と合わない場合があります。

訪問看護は年々増加する傾向にあります。訪問リハビリテーションは件数自体が少なく、利用件数も増減しています。



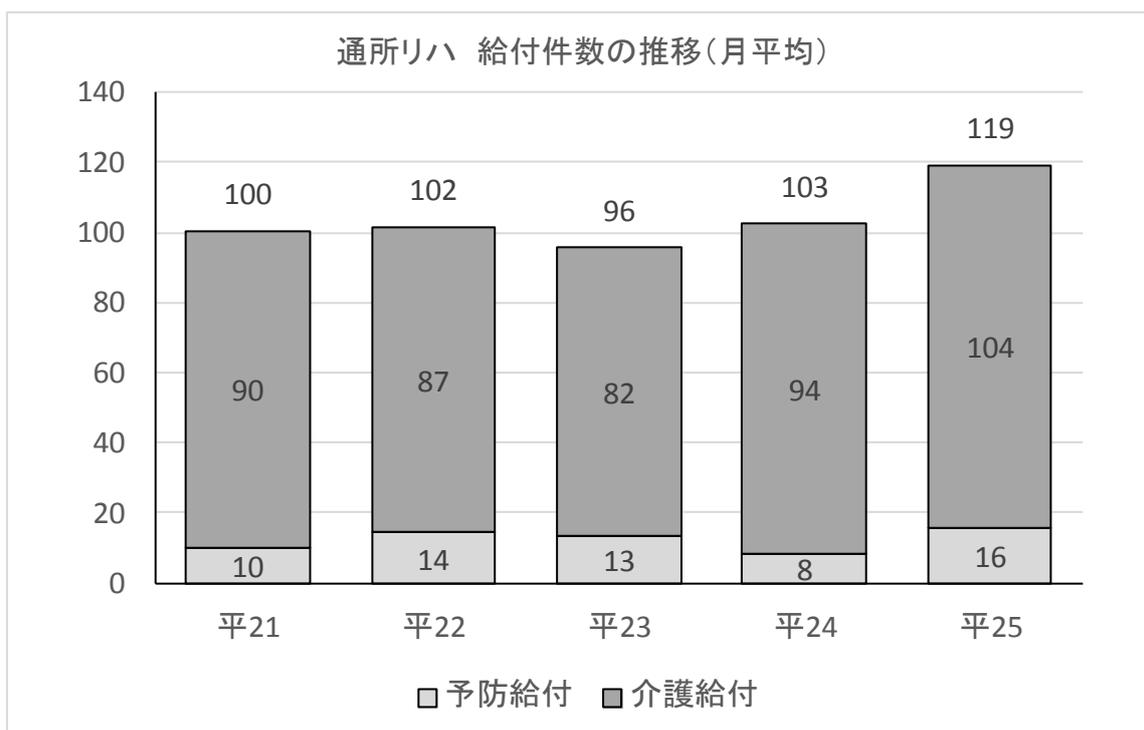
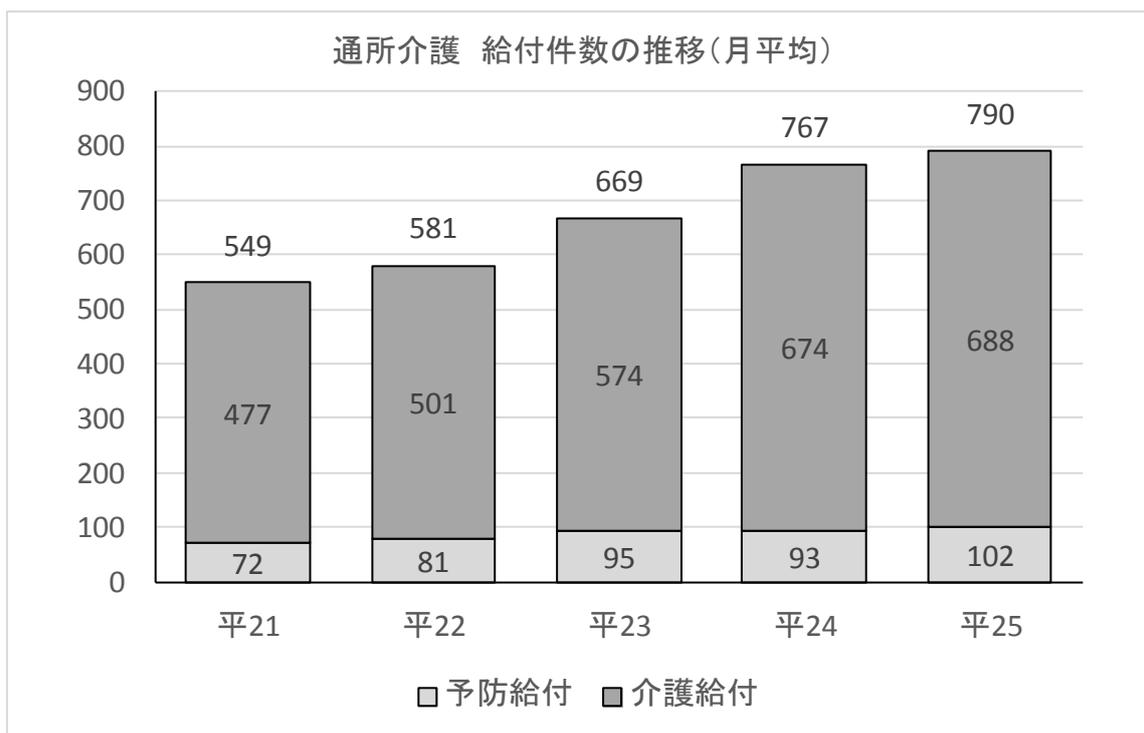
居宅訪問管理指導は平成 23 年度までは横ばいでしたが、平成 24 年度に大きく増加し、その傾向が続いています。



## ② 通所系サービス

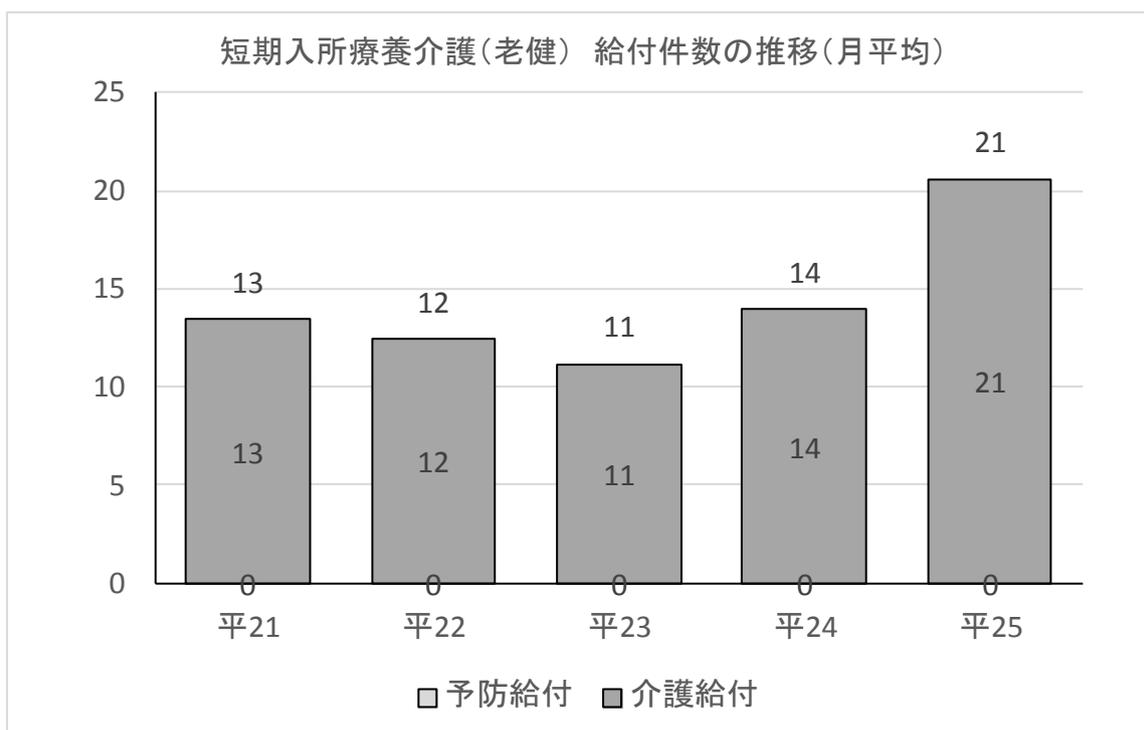
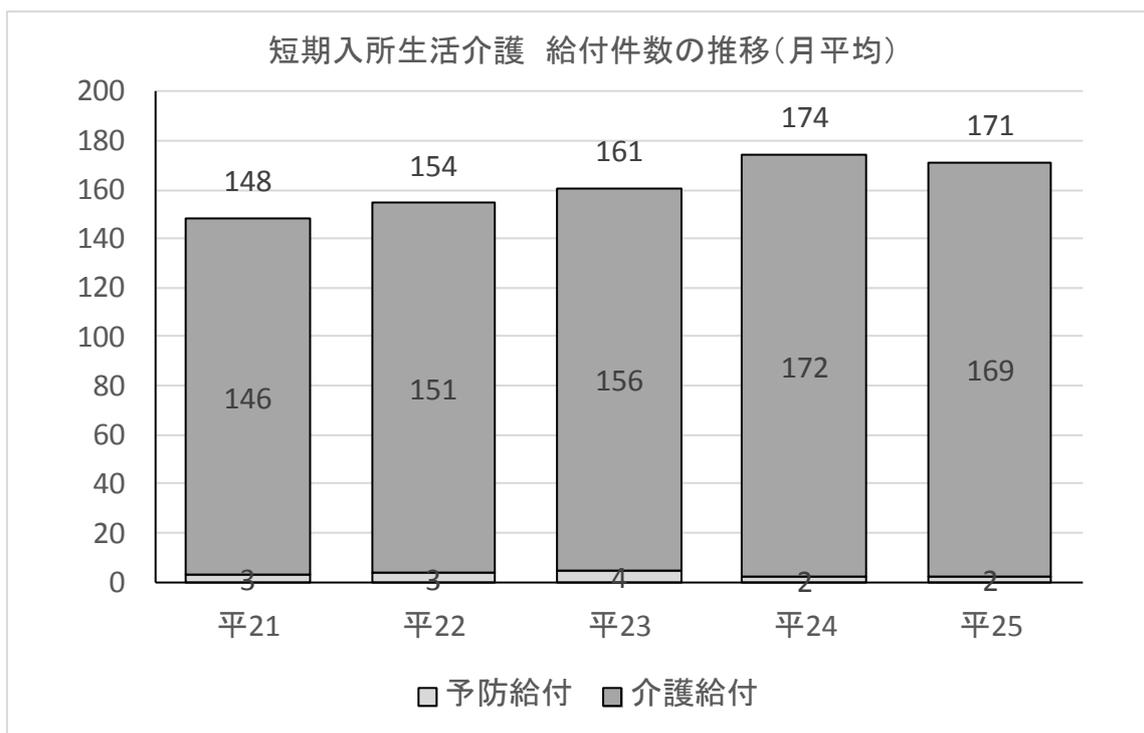
通所介護の利用者数は増加傾向にあります。平成 24 年度から平成 25 年度にかけては、やや伸びが鈍化しています。

通所リハビリテーションは、平成 23 年度に一旦減少しましたが、その後、増加に転じています。



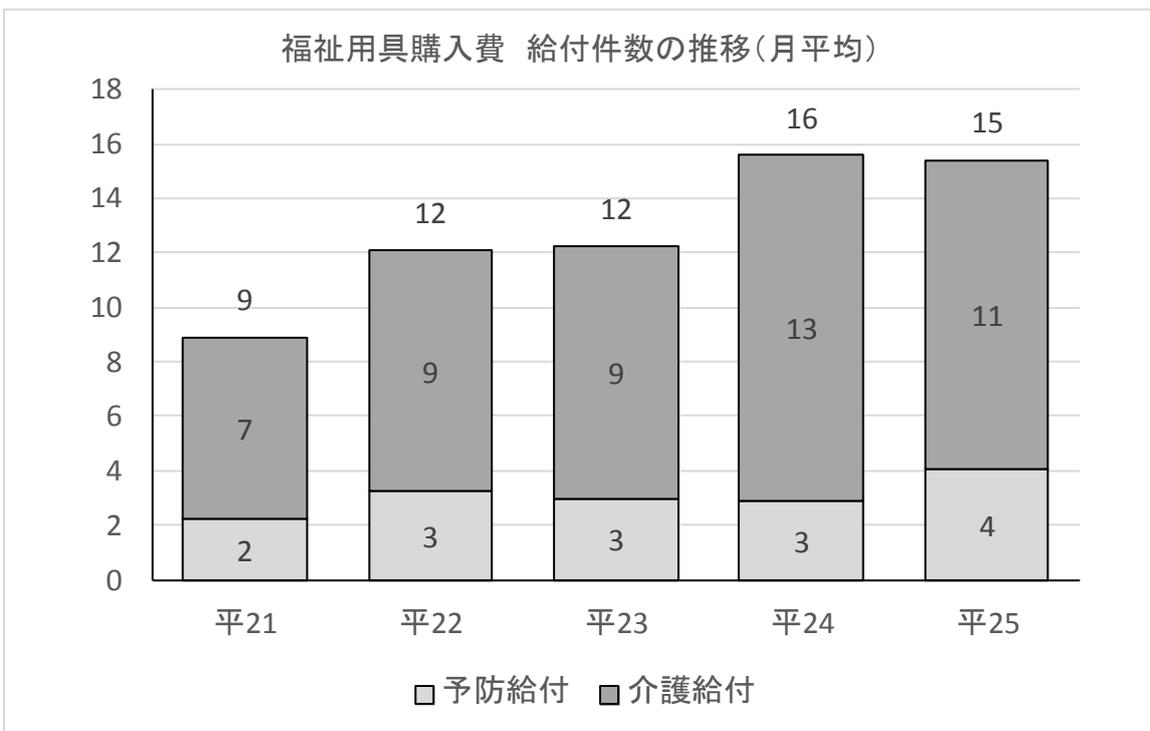
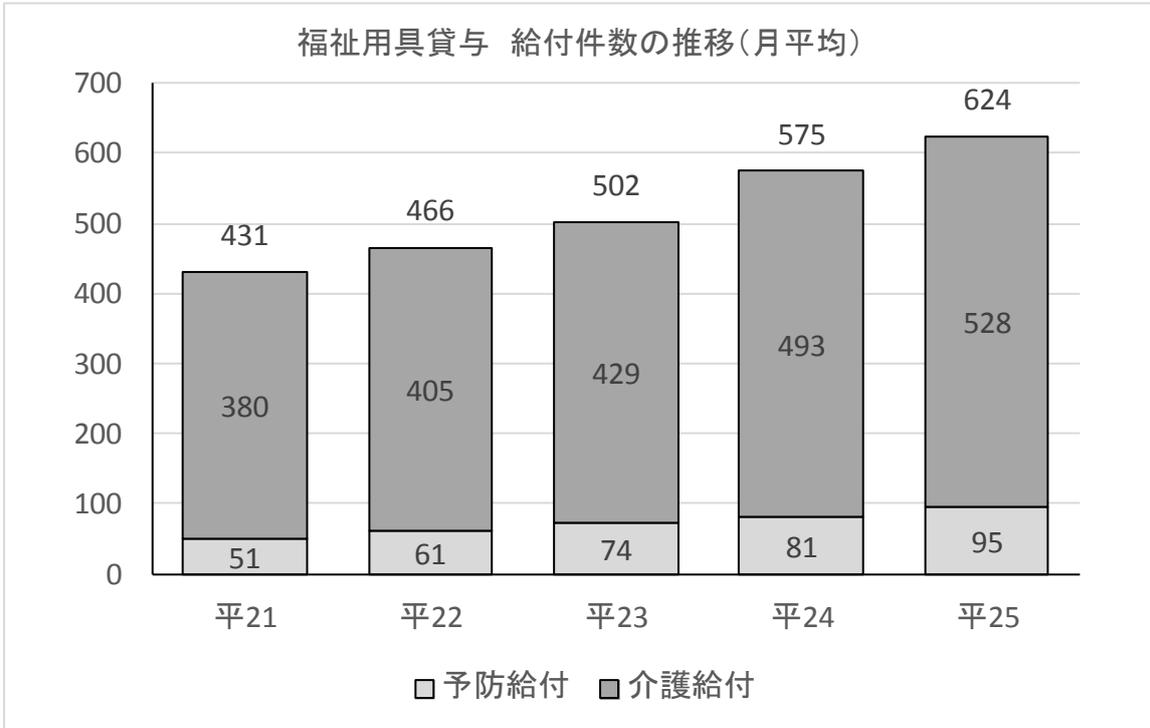
### ③ 短期入所サービス

短期入所生活介護の利用者は、増加傾向にありましたが、平成24年度から25年度にかけてやや減少しました。短期入所療養介護（介護老人保健施設）は平成23年度にかけて減少傾向でしたが、平成24年度から25年度にかけて増加しています。短期入所療養介護（介護療養型医療施設等）の利用は平成23年度以降ありません。

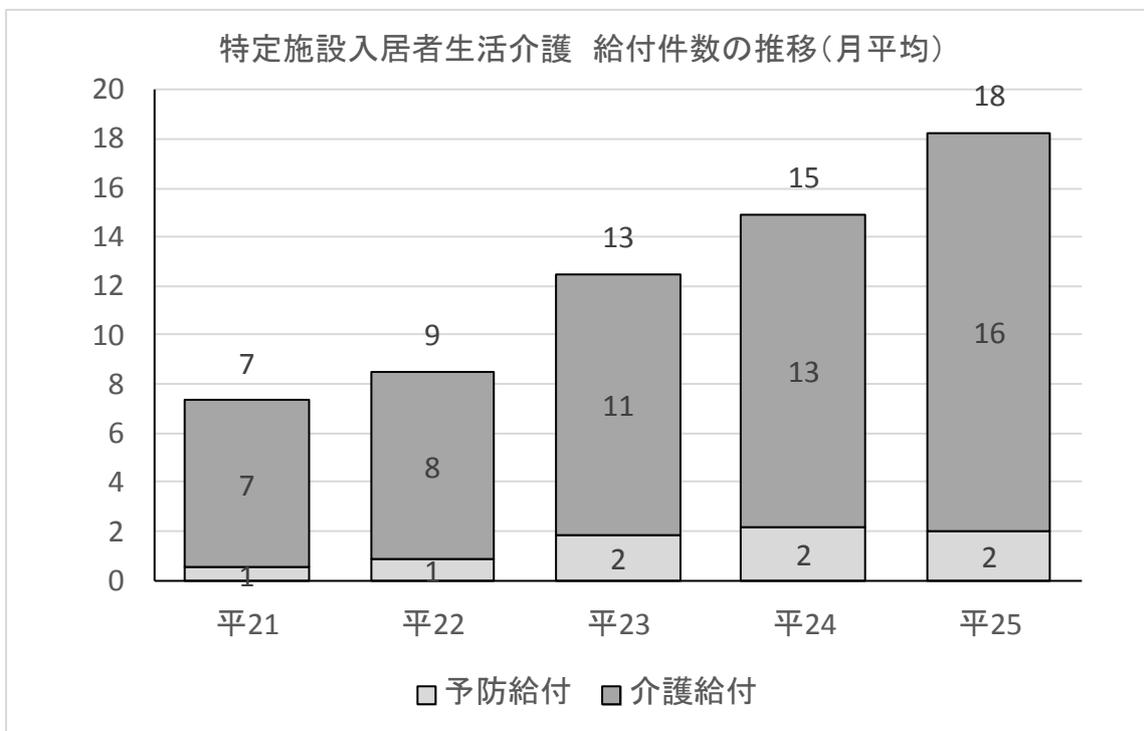
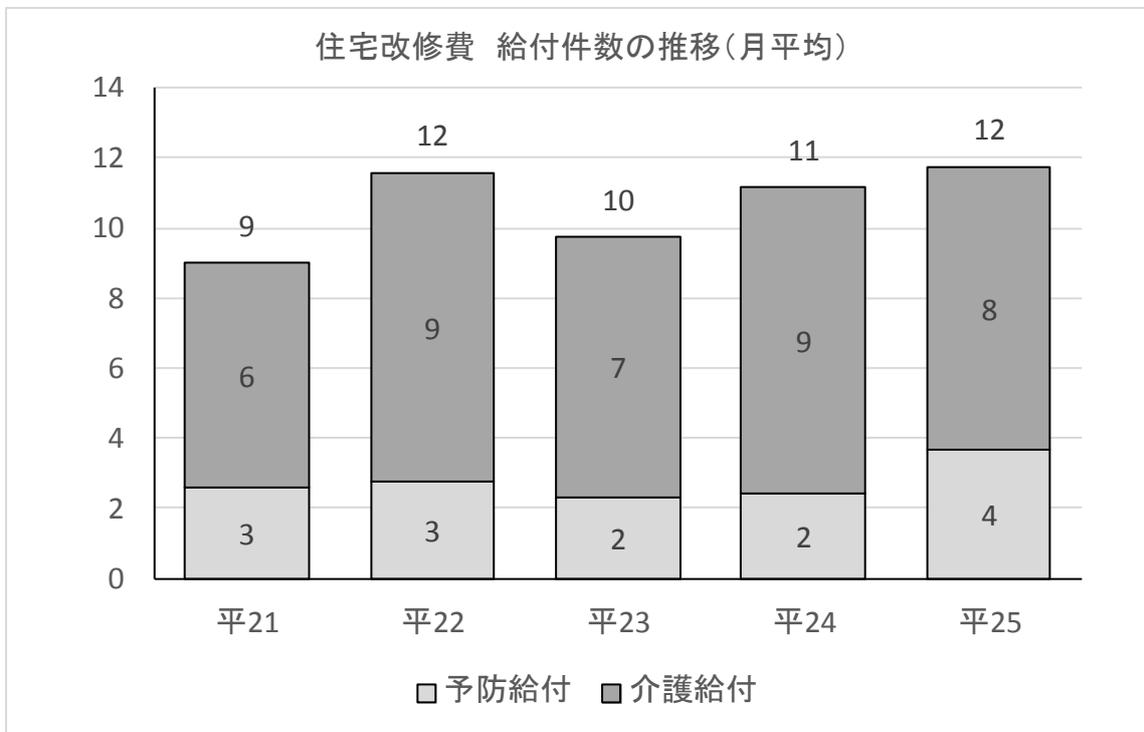


#### ④ その他の居宅サービス

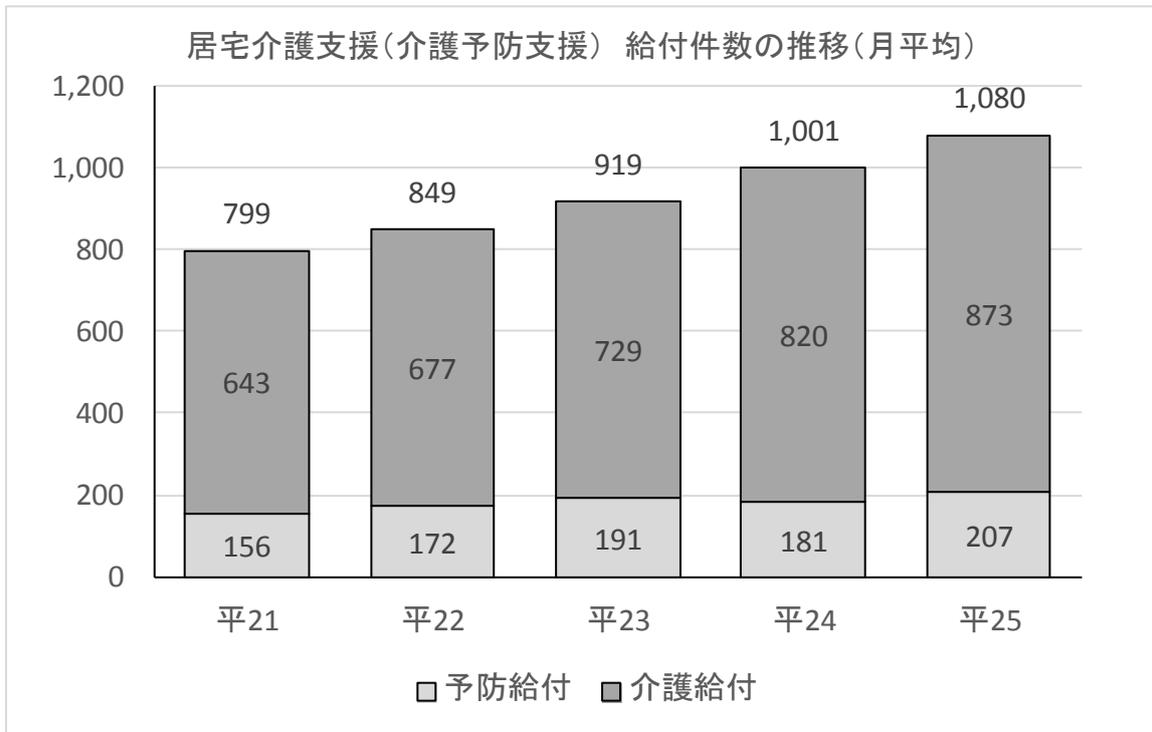
福祉用具貸与は増加を続けています。福祉用具購入費は件数が少ないものの、経年的には増加傾向にあります。



住宅改修費も利用件数が少なく、増減を繰り返しています。特定施設入居者生活介護は年々増加してきています。

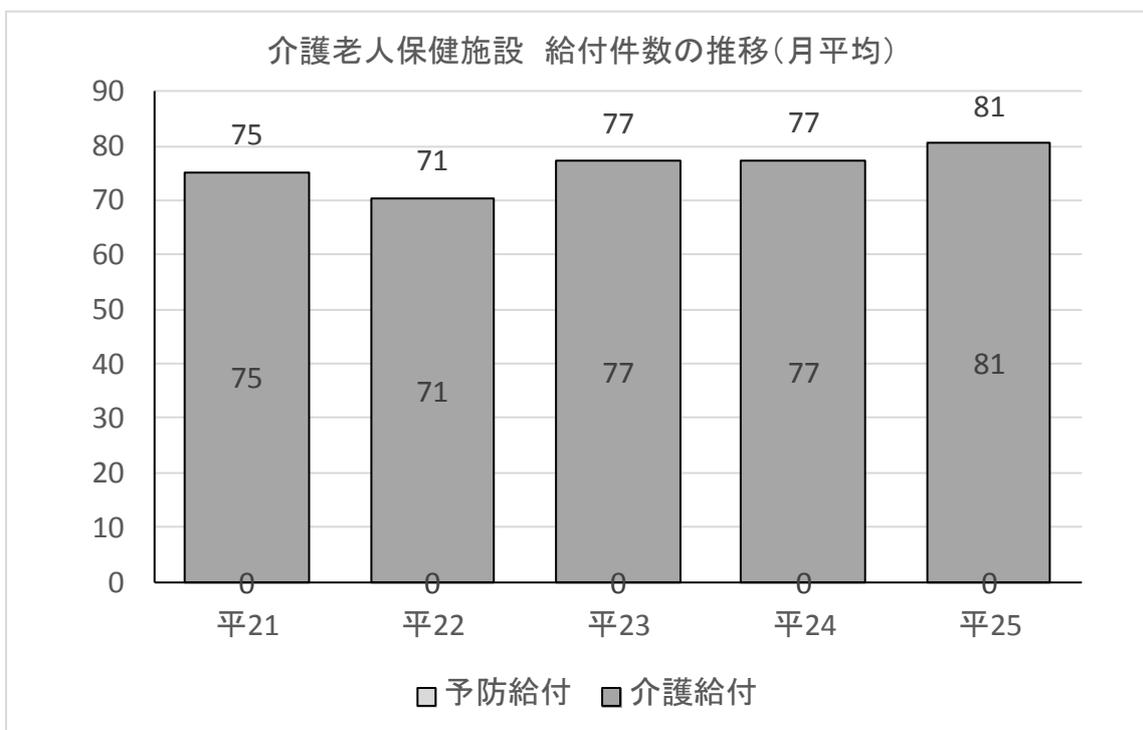
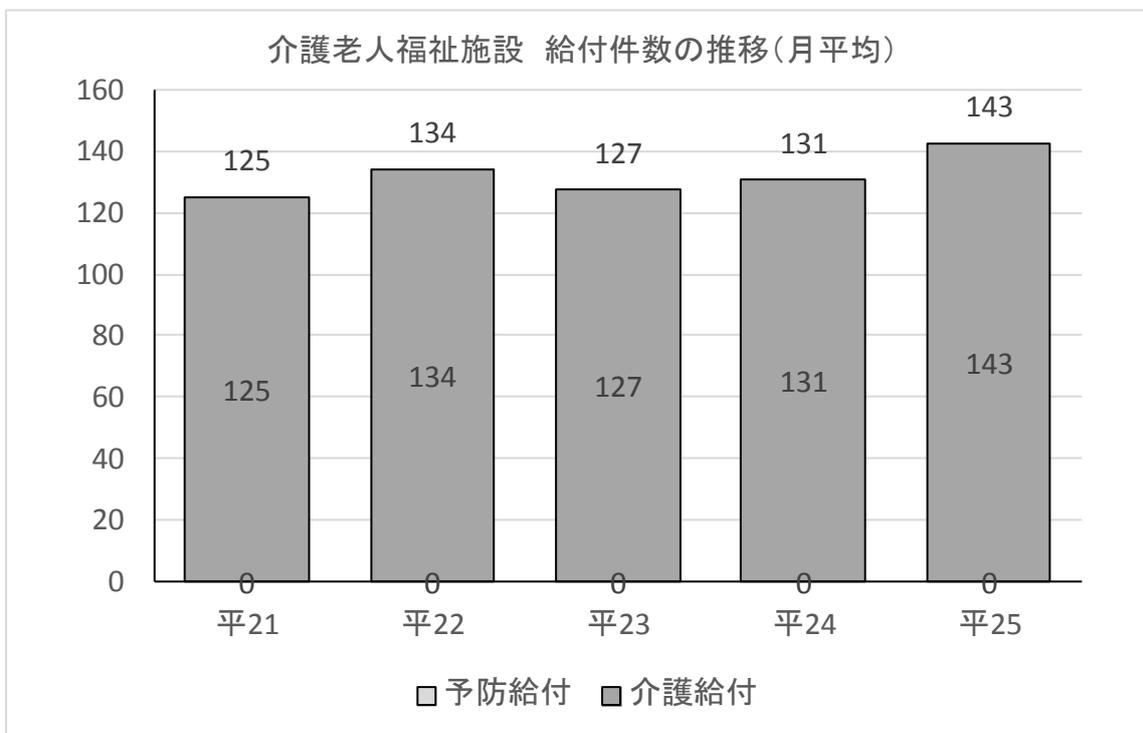


居宅介護支援（介護利用支援）については、利用の増加に伴い件数が増えています。

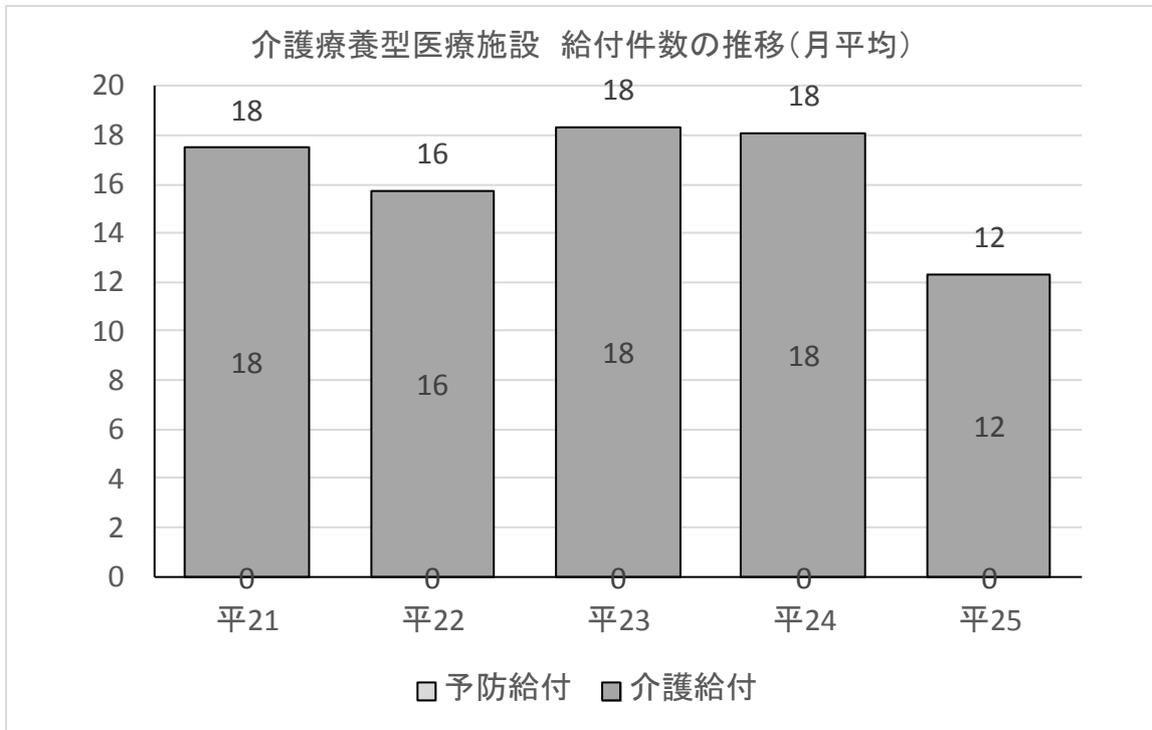


### ⑤ 施設サービス

介護老人福祉施設は 130 件前後で推移していましたが、平成 24 年度から 25 年度にかけて 12 件の増加がみられました。介護老人保健施設は 80 件前後で推移しています。

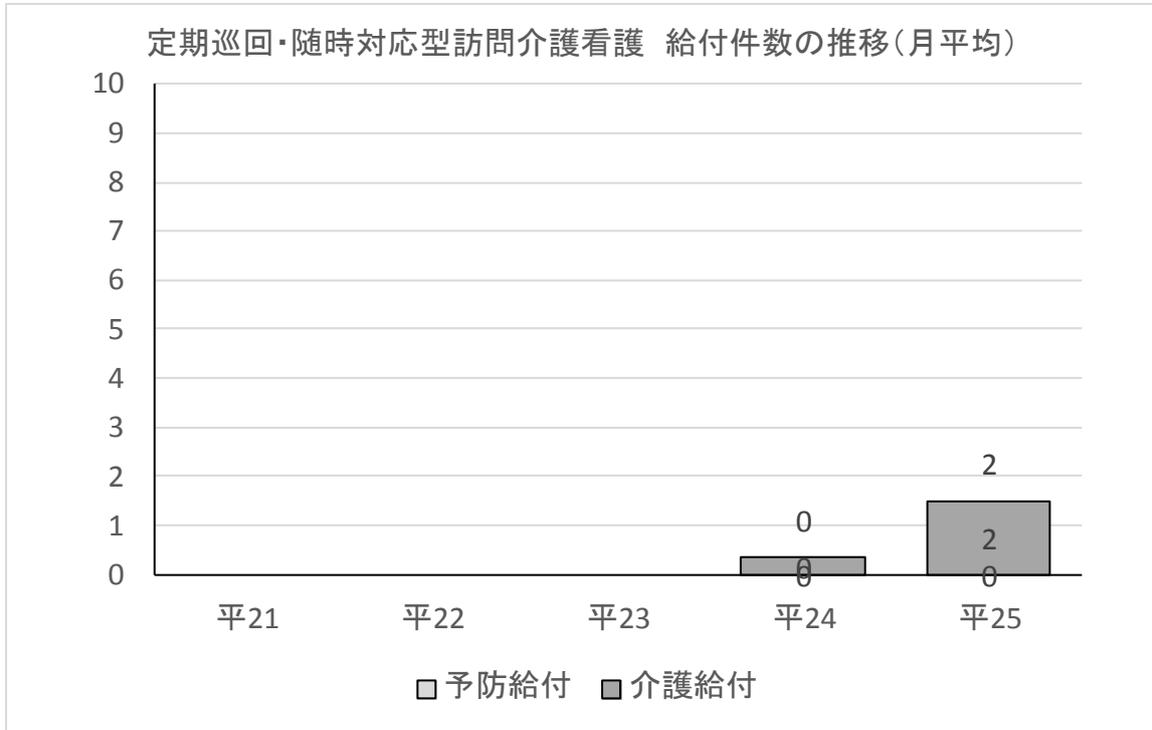


介護療養型医療施設については、平成 24 年度から 25 年度にかけて 6 件の減少となりました。

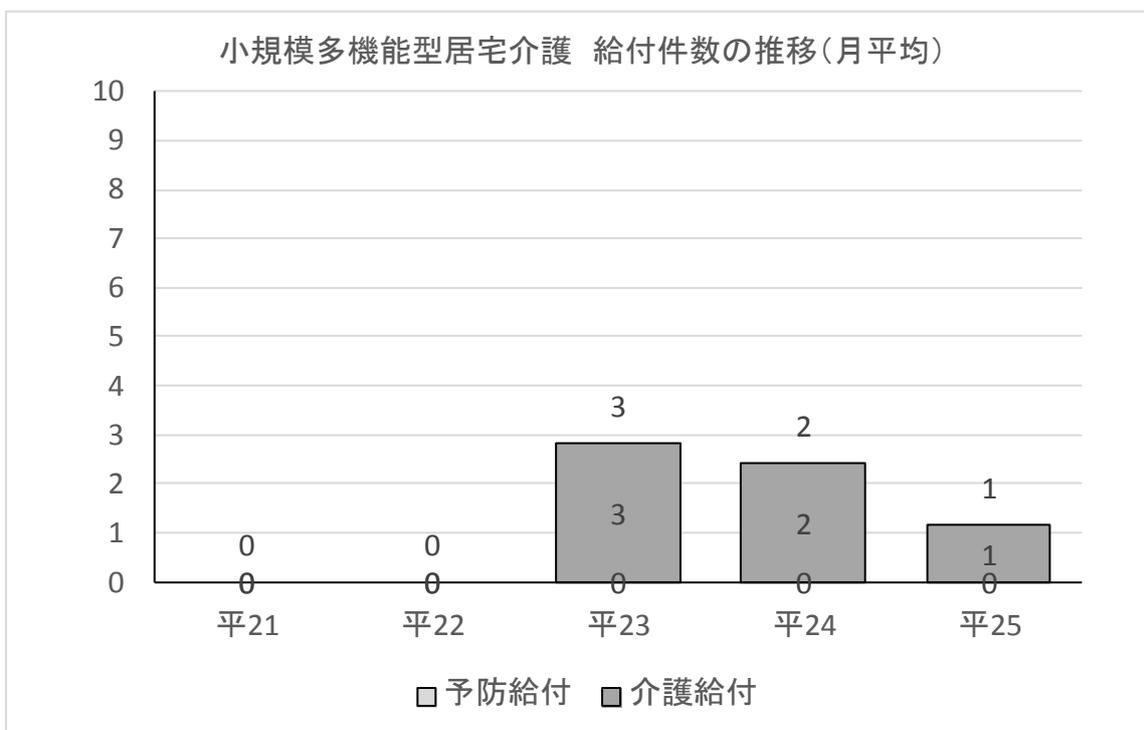
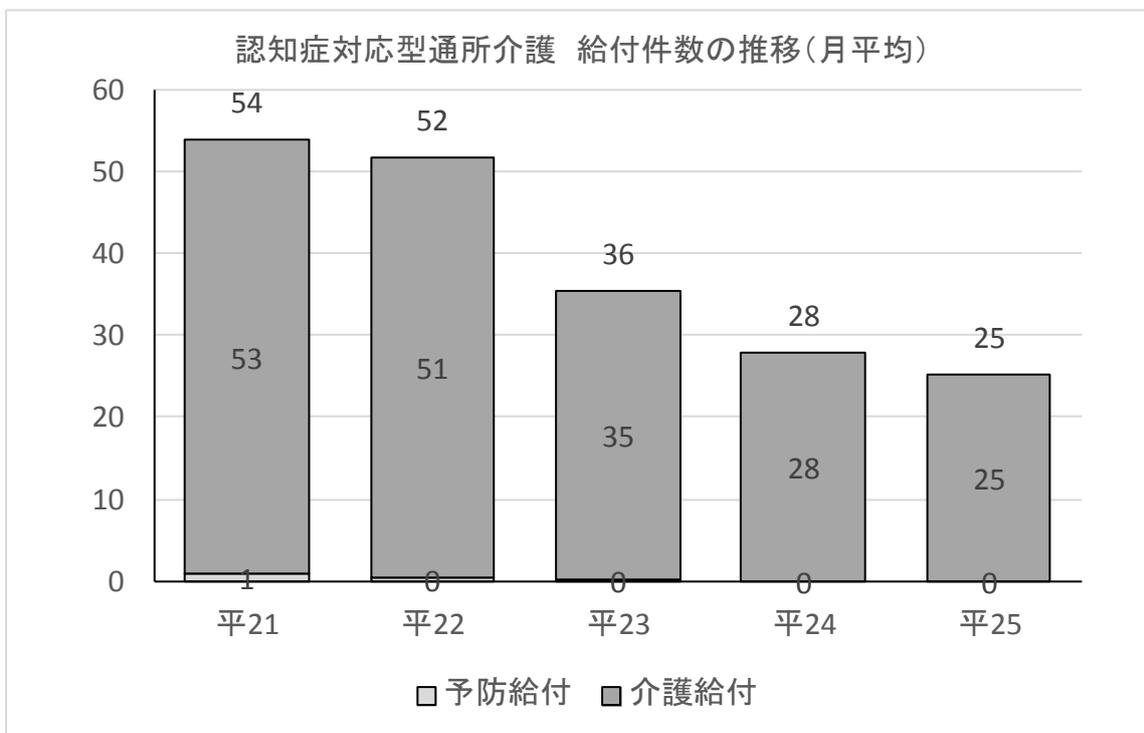


⑥ 地域密着型サービス

平成 24 年度からの新たなサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、10月開始時の1件から平成 25 年度は2件となり、利用はまだ少ない状況です。



認知症対応型通所介護については、平成 23 年に事業所が 1 か所閉鎖したことに伴い、件数が減っています。小規模多機能型居宅介護についても、平成 23 年度以降減少しています。



#### 4. 第5期計画における主な成果と今後に向けた課題

---

##### 1) 高齢者の生きがいがづくりと社会参加・参画の促進について

- └─ ①生きがいがづくりの推進
- └─ ②高齢者の社会参加・参画の促進

栗東市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業や老人クラブ活動、絵本の読み聞かせボランティアなど、高齢者が主体となって自らの生きがいがづくりや健康づくり、世代間交流、社会貢献活動などに取り組まれています。今後も、関心を持ちながらも参加されていない人びとへの動機付けをおこなっていくことが必要です。

老人福祉センターについては、指定管理制度によって運営されており、生きがいがづくり、健康増進の場として活用されています。また、出前講座の要請を受けて、体操やレクリエーション指導もおこなっています。さらに多くの利用につながるよう、魅力ある企画内容を提供していくことが求められます。

シルバー人材センターについては、団塊世代の多様なニーズに応じて就業機会の提供をおこなってきました。今後は、生活支援サービスを担う重要な社会資源であることから、行政との連携を一層深める中で、いかに効果的な事業展開が図れるかが課題です。

##### 2) 総合的な介護予防の充実について

- └─ ①健康づくりや生活習慣病の予防の推進
- └─ ②効果的な介護予防の推進

栗東市健康増進計画「健康りっとう21」に基づき、健康づくり、生活習慣予防や食育の取組を進めています。引き続き、健康診査や保健指導などの周知・啓発が必要です。

介護予防事業のうち、一般の高齢者を対象とした一次予防事業については、「お気軽健康あっぷセミナー」「こころ・からだ・元気セミナー」などを開催し、幅広く啓発活動をおこなっています。参加者の固定化がみられることから、今後も啓発活動をおこない、実践へとつなげていくことが必要です。

また、実践的な取組として、「いきいき百歳体操」を地域で広げる活動を行っており、実践団体も年々増加しているものの、実践団体の少ない地域も見られます。

二次予防事業対象者の通所型介護予防事業については、参加しやすい工夫をしながら実施していますが、年々、参加者が減少しています。今後は、事業の実施方法を含めて検証、検討していくことが必要です。

### 3) 高齢者の尊厳維持と権利擁護の推進について

- ├─ ①認知症支援対策の充実
- ├─ ②高齢者虐待防止の取組みの推進
- └─ ③高齢者権利擁護の推進

認知症対策としては、地域住民だけでなく企業向け認知症サポーター養成講座を開催し、若い世代などに対する認知症の理解と協力者の拡大につながられています。また、グループホームとの協働によって、住民が気軽に相談できる機会、窓口の開発や、地域住民に認知症の理解を深める機会を創出しています。今後、認知症高齢者は増えることが予想され、家族や関係者の正しい知識と理解を持って高齢者本人を支えることが重要になることから、連携や研修の取組を継続することが重要です。

高齢者の虐待については、身近な問題として啓発活動をおこなうとともに、虐待につながるケースの検討などを通じて、緊急時に対応できるネットワークづくりを進めています。虐待防止には、養護者支援が不可欠であることから、その視点の周知とともに、緊急時に迅速に対応できる体制を整えることが必要です。

権利擁護については、ケアマネジャーや民生委員児童委員に研修・啓発をおこない、必要な高齢者に支援が提供されるように努めてきました。また、成年後見センターもだまに、成年後見の相談業務と申し立て支援を委託しています。今後、制度を必要とする高齢者が増えることが考えられる中、適切な利用につながられるよう、関係機関の連携を強化しなければなりません。

### 4) 介護サービス基盤の充実について

- ├─ ①介護サービスの提供
- ├─ ②介護サービスの質の向上
- ├─ ③利用者本位のサービス提供の推進
- └─ ④介護給付適正化の推進

地域密着型のサービスについては、認知症対応型通所介護及び小規模多機能型居宅介護の施設を公募し、平成 26 年 4 月の開設に至りました。新たなサービスの確保ができたことで、身近な地域でのサービス利用の利便性向上につながりました。また、地域密着型の事業者への指導や研修を進めています。今後、さらなる指導・監査を進める上では、体制強化が必要です。

介護保険事業の質の向上に向けて、ケアマネジャーに対する指導研修や情報交換会を開催しています。また、介護相談員の派遣により、利用者の相談や苦情対応にあたっています。今後は、こうした取組の成果を取りまとめ、ケアマネジャーや事業者への指導等に役立てていくことが必要です。

事例検討による介護認定審査会の合議体間の差をなくし、認定の適正化を図るとともに、給付通知などにより給付の適正化をおこなっています。今後は、事業全体の評価ができるよう、体制整備を図ることが必要です。

## 5) 地域包括ケアの充実について

- ┆ ①地域包括支援センターの充実
- ┆ ②ともに助け合い支えあう地域づくりの推進
- ┆ ③生活自立への支援の充実
- ┆ ④医療と介護の連携強化
- ┆ ⑤高齢者が住みやすい環境づくりの推進

包括的支援事業の充実に向けて、葉山中学校区の日常生活圏域において地域ケア会議を開催し、関係者が集まって地域の高齢者の現状と課題を話し合っています。今後は、他の圏域にも広げ、地域課題を把握していくことが必要です。また、現在は地域包括支援センターが直営で1か所となっていますが、今後、身近な地域の課題の抽出や地域包括ケアシステムの体制整備を進める上では、圏域ごとにセンターを整備し、体制強化を図ることが重要です。

地域における福祉活動の担い手として、ボランティアの養成や地域サロンの立ち上げなどが市社会福祉協議会により進められています。また、一部の自治会では高齢者の見守りのためのグループが立ち上がるなど、地域での見守り体制の確立に向けた取組が進んでいます。しかし、担い手の不足や高齢化などによって活動が停滞したり、モデル地区の取組が他地区に展開していかなかったりしています。今後、高齢者の生活支援を進める上で、ボランティアや地域組織の活動が重要度を増すことから、啓発と活動継続のための支援が必要です。

在宅の高齢者の生活不安の解消や、介護家族の負担軽減を図るため、紙おむつ費用の助成や配食サービスなどの生活支援サービスを提供してきました。今後は、介護保険制度の改正による介護予防・日常生活支援総合事業の導入を踏まえて、生活支援サービスのしくみづくりや、地域資源の発掘・育成を進める必要があります。

医療と介護の連携については、相互連携・連絡のためのツールづくりと顔の見える関係づくりを進めています。また、介護者の会と協働して、「生き方カフェ」を実施するほか、在宅での療養や看取りについての啓発をおこなっています。こうした医療と介護の連携は端緒についたところであることから、より一層、取組を進めていくことが必要です。

高齢者が住みやすい環境づくりとしては、バリアフリー化などを進めてきましたが、近年、サービス付き高齢者向け住宅の整備がみられるなど、高齢者の住まいも多様化しています。今後は、いかに「高齢者の住まい」を提供していくかといった方向性を明確にしていくことが重要です。また、災害など緊急時対応の体制整備を進めてきました。特に、平成25年度の台風災害を受けて、避難行動要支援者を見守る気運が高まっていることから、名簿の作成とともに個別計画の策定に向けて検討を進める必要があります。

# 第3章 計画の基本的な考え方と基本方向

## 1. 計画の基本的な考え方と視点

本市では、平成 22 年度からの 10 年間を計画期間とする「第五次栗東市総合計画」において、都市像として『ひと・まち・環境ともに育む「健やか・にぎわい都市」栗東』を掲げ、住み慣れた地域で、安心して生活できるよう「**安心を支える福祉を推進するまち**」を基本政策のひとつとして設定しています。

### 安心を支える福祉を推進するまち

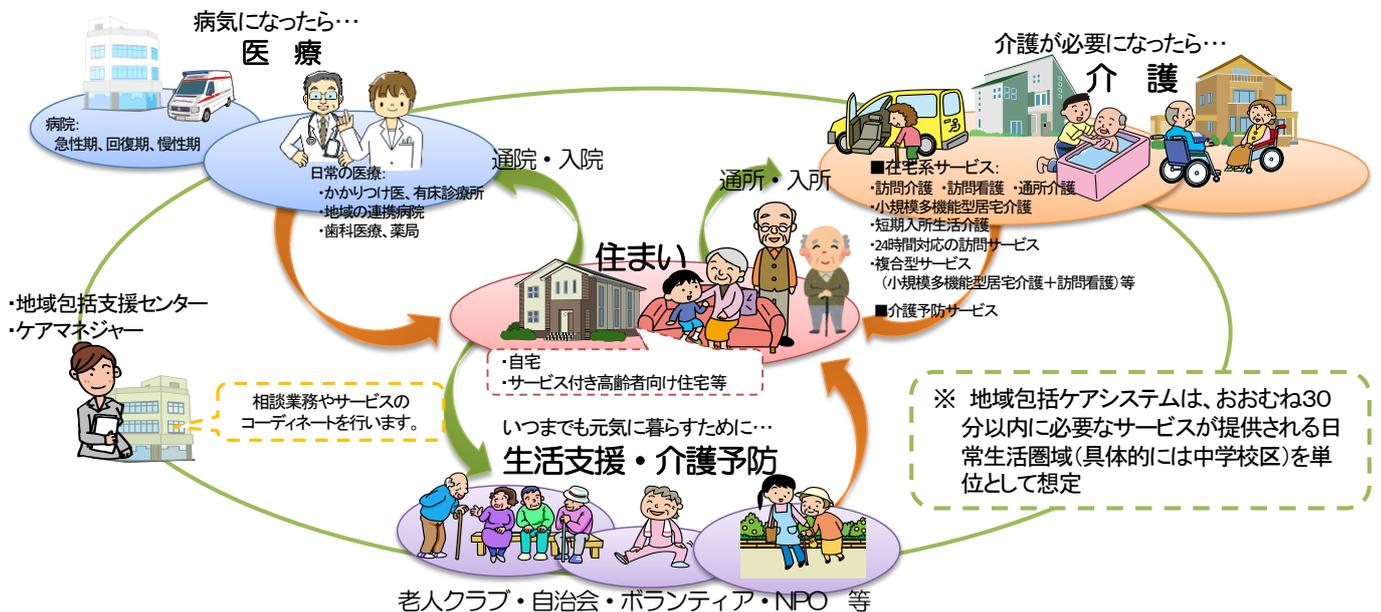
住み慣れた地域で、安心して生活できるよう、市民が互いに支えあう意識や環境づくりを進め、ユニバーサルデザインのまちづくりによる高齢者や障がいのある人の社会参加などを促進し、自立や自己実現ができる取組みを推進します。

さらに、子どもの健やかな育ちを促し、地域ぐるみの取組みや子育て家庭への支援の充実を図り、安心して子どもを生育できる環境づくりに取り組めます。

また、誰もが安心して生活できるよう社会保障制度の周知と適正な運営に取り組めます。

「第五次栗東市総合計画」における上記の基本政策に基づき、本計画では「高齢者が健やかに暮らせるまちづくり」のために、関連する高齢者施策を推進し、「地域包括ケアシステム」を構築することが求められています。

図 地域包括ケアシステムのイメージ（厚生労働省資料より）



栗東市に合った「地域包括ケアシステム」を構築するため、次の5点を基本的視点として本計画を推進することにより、高齢者が健やかに暮らせるまちづくりにつなげます。

#### (1) 個人の尊厳

介護や医療などを必要とする状態にあっても、人としての尊厳を保って生活できることが大切であり、すべての高齢者がそれぞれ、その人らしい生活を継続できることを重視します。

#### (2) 明るく活力ある生活の実現

生涯にわたって健やかな生活を送ることは、すべての人の願いであり、寝たきりや認知症になることをできる限り予防し、明るく活力ある生活を送ることを重視します。

#### (3) 高齢者自身の自由な選択による適切なサービスの提供

高齢者自身の選択に基づいて、心身の状況や置かれている環境などに応じて、必要な医療・介護のサービスが適切に提供されることを保障します。

#### (4) 総合的、一体的、効率的なサービスの提供

単に介護面だけをサポートするのではなく、生活支援の観点から多様なサービスを組み合わせ、生活が維持されるよう、多様な主体から、総合的かつ効率的にサービスが提供されることを重視します。また、十分な量・質のサービスを確保するとともに、公平なサービスの提供を行います。

#### (5) 地域社会全体の福祉力の向上

公的サービスを充実させるとともに、市民のボランティア活動やコミュニティ活動などの活発化と連携強化により、市民が受益者であるばかりでなく、自ら担い手として参画するよう、地域社会全体の福祉力を培っていきます。

## 2. 計画の基本方向

---

本計画では、「安心を支える福祉を推進するまち」の実現に向けて、これまでの取り組みを発展させつつ、本市の特性に応じた「地域包括ケアシステム」が確立できるよう、基本方向を以下のとおり設定します。

### (1) 地域包括ケア推進体制の確立

地域包括ケアシステムの確立に向けた中核的役割として、地域ケア会議を通じた各主体の連携強化とともに、地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

また、ともに助け合い支え合う地域づくりなど地域福祉の推進を通じて、地域包括ケア推進体制のさらなる充実を図ります。

### (2) 健康で生きがいある暮らしの実現

高齢期においても健やかで活力ある生活を送るため、健康づくりや生活習慣病予防対策の充実を図るとともに、高齢者自らが生きがいづくり活動に継続的に取り組める機会を充実させます。

### (3) 介護予防と生活支援サービスの充実

高齢者一人ひとりに合った介護予防や生活支援サービスが受けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を導入し、適切なケアマネジメントを進めます。

地域における多様なサービス主体による多様な生活支援サービスを確保するため、NPOやボランティア活動を育成・支援するとともに、高齢者が自らの経験・知識などを活かし、積極的に社会参加できる環境づくりを進めます。

### (4) 認知症施策と高齢者の尊厳保持

認知症ケアパスを活用しながら、認知症を早期に発見し、認知症高齢者と家族への初期支援と自立生活支援をおこなうとともに、認知症高齢者を地域で見守り、支えられる地域づくりを進めます。

また、高齢者の人権や個性が尊重され、尊厳を保持した生活を送ることができるよう、高齢者虐待防止対策や権利擁護に関する取り組みを推進します。

### (5) 在宅医療と介護の連携

医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせるよう、多職種の連携や病診連携などによって、在宅における医療・介護サービスを切れ目なく提供する体制を充実させます。

また、在宅医療や看取りに関する住民意識の醸成を図るため、広報・啓発活動を充実させます。

#### (6) 高齢者が住みやすい環境づくりの推進

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住宅のバリアフリー化やサービス付高齢者住宅の普及などによって、所得や居住ニーズに応じた住まいが選択できる環境をつくれます。

高齢者の生活安全を図るため、緊急通報システムの普及促進などの災害予防対策とともに、災害時の避難行動対策を進めます。

#### (7) 介護サービスの充実

高齢者が要支援・要介護状態になっても、必要なサービスが切れ目なく安心して受けられるよう、居宅・施設のバランスを取りながら介護サービス基盤の整備や質の向上を図るとともに、介護保険事業の適正な運営に努めます。

### 3. 施策の体系

基本理念	基本方向	具体的施策	
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">安心を支える福祉を推進するまち (高齢者が健やかに暮らせるまちづくり)</p>	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域包括ケアシステムの確立</p>	1 地域包括ケア推進体制の確立	
		1) 地域包括支援体制の充実	
			2) とともに助け合い支え合う地域づくりの推進
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域包括ケアシステムの確立</p>	2 健康で生きがいある暮らしの実現	1) 健康づくりや生活習慣病の予防の推進
		2) 生きがいづくりの推進	
		3) 高齢者の社会参加の促進	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域包括ケアシステムの確立</p>	3 介護予防と生活支援サービスの充実	1) 効果的な介護予防の推進
		2) 生活自立への支援の充実	
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域包括ケアシステムの確立</p>	4 認知症施策と高齢者の尊厳保持	1) 地域における認知症施策の推進
			2) 認知症ケアの推進
			3) 高齢者虐待防止の取り組みの推進
			4) 高齢者権利擁護の推進
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域包括ケアシステムの確立</p>	5 在宅医療と介護の連携	1) 医療と介護の連携の促進
			2) 市民意識の啓発
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域包括ケアシステムの確立</p>	6 高齢者が住みやすい環境づくりの推進	1) 安心できる住まいの環境づくり
			2) 安全な暮らしの確保
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域包括ケアシステムの確立</p>	7 介護サービスの充実	1) 介護サービスの提供
			2) 介護サービスの質の向上
			3) 利用者本位のサービス提供の推進
			4) 介護給付の適正化の推進

#### 4. 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供、地域における継続的な支援体制の整備を図るため、引き続き、市内にある3つの中学校区を日常生活圏域として設定します。

また、地域包括ケアシステムの中核を担う地域包括支援センターについては、日常生活圏域ごとの設置に向けて、委託などの運営方法も含めて検討していきます。



## 第4章 施策の展開

### 1. 地域包括ケア推進体制の確立

地域包括ケアシステムの確立に向けた中核的役割として、地域ケア会議を通じた各主体の連携強化とともに、地域包括支援センターの機能の充実を図ります。

また、ともに助け合い支え合う地域づくりなど地域福祉の推進を通じて、地域包括ケア推進体制のさらなる充実を図ります。

#### 1) 地域包括支援体制の充実

高齢者一人ひとりの状況に応じた適切なサービス提供ができ、地域包括ケアシステムの確立に向けた中核的な役割を果たすことができるよう、地域ケア会議を開催し、関係機関間の連携を強化するとともに、地域包括支援センターの機能・役割の充実を図ります。

#### 【具体的な事業】

##### ①地域ケア会議の開催

(長寿福祉課)

個別地域ケア会議の開催を通して地域でのネットワーク構築を図り、圏域ごとの地域課題の整理と葉山中学校区以外の圏域での地域ケア会議の開催に向けて協議、実施していきます。

さらに、圏域で開催した地域ケア会議の課題整理を行い、市の高齢者施策における政策形成への反映に向けて、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」を市レベルの地域ケア会議として位置づけます。

##### ②地域包括支援センターの機能強化

(長寿福祉課)

地域包括ケアシステムの構築にあたり、高齢者の増加に伴い、身近な圏域ごとの地域包括支援センターの設置に向けて、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」において委託についての協議を実施し、圏域ごとの設置を図ります。

##### ③包括的支援事業の充実

(長寿福祉課)

圏域ごとに地域包括支援センターの設置を進め、必要な専門職を設置することにより、高齢者の総合相談、権利擁護などの包括的支援事業の充実を図ります。

また、高齢者やその家族が、必要に応じて気軽に相談ができるよう、地域包括支援センターの機能・役割を様々な機会や媒体を活用し、積極的に周知・啓発を進めます。

#### ○総合相談支援業務

高齢者やその家族、地域団体などから、高齢者の生活全般（福祉、医療、介護など）に関する相談を受け、どのような支援が必要なのかなどを把握し、地域における適切なサー

ビス、機関または制度の利用につなげるとともに必要時には継続的な支援を行います。

また、既存のネットワークなどを活かし、予防的なアプローチや生活支援の必要な人への早期対応ができるような仕組みづくりを検討します。

#### ○権利擁護事業

認知症の人や虐待を受けている高齢者などが、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活することができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行います。

また、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の周知及び利用支援の充実を図ります。

#### ○包括的・継続的ケアマネジメント支援

高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ケアマネジャー、主治医、サービス提供事業所や地域の関係機関など多職種相互の協働を進めるため、地域包括支援センターが核となった連携のための機会づくりを進めます。

また、個々の高齢者の状況や変化に応じた支援を実践することができるよう、困難事例への対応を含めた個々のケアマネジャーに対する支援などを行います。

#### ○介護予防ケアマネジメント事業

要支援者及び事業対象者に対しては、介護予防と生活支援のサービスが一体的に提供できるよう、多様な社会資源を組み合わせ適切にケアマネジメントします。ケアマネジメントにあたっては、本人がどんな生活を送りたいのかを主眼に置き、本人の可能性を最大限に引き出せるよう目標を明確にし、サービスの実施後はその結果を評価していきます。

#### ○新たな包括的支援事業への対応

介護保険制度改革にともない実施が求められる新たな包括的支援事業（医療・介護連携、認知症対策、生活支援コーディネートなど）についても、地域包括支援センターにおける必要な業務・事業が実施できるよう、体制整備を図ります。

## 2) ともに助け合い支え合う地域づくりの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためにも、公的サービスだけでなく、住民同士の助けあい、支えあいによるきめ細かな支援を受けることができるよう、地域団体やボランティア団体、NPOなどの連携により、見守りや交流などの効果的な福祉活動の展開を図ります。

また、市民の福祉への参加を促進し、地域における課題解決に向けた地域福祉活動に対する支援・基盤づくりを進めます。

### 【具体的な事業】

#### ① 地域福祉システムの構築

(社会福祉課、社会福祉協議会)

総合福祉保健センターや老人福祉センター、ひだまりの家などが連携を図りながら、地域福祉を推進する上での中心的な地域資源として社会福祉協議会を位置づけます。また、各学区コミュニティセンターは地域課題の解決に向けた市民による主体的なまちづくりの拠点施設として、ひだまりの家は地域に密着した地域総合センターとして、地域住民活動の促進などに取り組み、地域福祉を推進します。

総合福祉保健センター・福祉事務所などの専門職については、複雑化・多様化する地域課題に対して、専門的・技術的な支援をおこなえるシステムの構築に取り組みるとともに、生活困窮や障がいのある人など、要援護者となる可能性が高い人への支援をおこないます。

#### ② 地域における福祉活動への支援

(社会福祉課、社会福祉協議会)

社会福祉協議会の小地域活動の推進を図り、それらの活動の周知などについて取り組むとともに、高齢者の身近な相談・支援者として、幅広い福祉活動を展開する民生委員児童委員への支援を進め、民生委員児童委員が活動しやすい環境づくりを進めます。

また、地域団体による福祉活動への支援を進めることで、地域の特性に応じた交流や見守りなどの活動の展開を図ります。

#### ③ 福祉と人権のまちづくりの拠点施設（ひだまりの家）の充実

(ひだまりの家)

部落差別をはじめとするあらゆる差別の撤廃に向け、多くの人のふれあいを大切にする「福祉と人権のまちづくり」の拠点施設であるひだまりの家において、自主活動学級や生きがいデイサービス事業、各種相談業務、各種講座などの充実を図ります。

#### ④ ボランティア団体やNPOへの支援

(社会福祉協議会、自治振興課)

栗東市ボランティア市民活動センターの活動を支援し、ボランティア団体やNPOの情報交換や交流の場づくりを進めることで、団体間のネットワークづくりを促進します。また、ボランティア団体やNPOなどによる非営利公益活動を支援するとともに、市民の公益活動団体への参画を促進します。

#### ⑤市民の地域福祉活動への参加促進

(社会福祉協議会)

市民やボランティア、事業所などが力を合わせ、自分たちが住んでいる地域を暮らしやすくする取組みの必要性や相互に支え合う意識づくりに努めます。また、市民の福祉ボランティア活動の参加への意識啓発を進めるとともに、参加のきっかけづくりや支援する環境の整備を行い、市民や各種団体の主体的な福祉活動への機運の醸成を図ります。

## 2. 健康で生きがいある暮らしの実現

---

高齢期においても健やかで活力ある生活を送るため、健康づくりや生活習慣病予防対策の充実を図るとともに、高齢者自らが生きがいづくり活動に継続的に取り組める機会を充実させます。

### 1) 健康づくりや生活習慣病の予防の推進

健康づくりや生活習慣病の予防などが介護予防の基礎となることから、市民一人ひとりが自分らしく、いきいきと生活できるような健康寿命の延伸を目的とした「第2次健康りっとう21」や、「第2次栗東市食育推進計画」「第2期栗東市国民健康保険特定健康診査等実施計画」などに基づく様々な取組みをとおして、関係機関・団体などと連携を図り、市民一人ひとりの主体的かつ多様な健康づくりを支援します。

#### 【具体的な事業】

##### ①「第2次健康りっとう21」による健康づくりの推進 （健康増進課）

健康に関する情報提供や啓発、健康教育や健康相談の取組みなど、生活習慣病の予防や健康寿命の延伸に向けた健康づくりの行動計画である「第2次健康りっとう21」に沿った様々な取組みを展開します。併せて、「健康づくり推進協議会」の開催を通じて、市民や関係機関、行政の連携を強化することで市民が地域で健康づくりに取組みやすい環境づくりを推進し、市民一人ひとりの主体的かつ継続的な健康づくりを支援します。

##### ②食育の推進 （健康増進課、長寿福祉課）

乳幼児から高齢者まで生涯にわたる健康づくりのための望ましい生活習慣や健全な食生活の実践に向けて、関係機関が連携しつつ、市民活動として地域に根ざした食育を推進します。

##### ③各種健診・検診の推進 （健康増進課、保険年金課、長寿福祉課）

40～74歳の栗東市国民健康保険に加入している方を対象とした特定健康診査・特定保健指導・節目歯科検診、75歳以上で後期高齢者医療に加入している方を対象とした健康診査を実施するとともに、各種がん検診などを実施します。併せて、それらの健診・検診などの周知・啓発、情報提供を行うなどして健診・検診が受けやすい体制づくりなどを進め、疾病予防や早期発見に努めます。

## 2) 生きがいつくりの推進

高齢者が継続的に生きがいを持って暮らしていくため、多様な生きがいつくりや交流、仲間づくりなどの支援を目指し、生涯学習推進体制の拡充とともに、文化芸術活動の推進、生涯スポーツ・レクリエーションの普及を図ります。また、老人福祉センターの運営を通じて、高齢者の多様な活動を支援します。

### 【具体的な事業】

#### ①生涯学習の支援と充実 (生涯学習課)

はつらつ教養大学や生涯学習講座などの社会教育事業とともに、コミュニティセンターを中心に地域の個性を生かした生涯学習の推進と生涯学習に関する情報の受発信を進めます。また、学習の成果を地域社会に生かすことができる仕組みづくりなどを併せて進めます。

#### ②文化・芸術活動の推進 (スポーツ・文化振興課)

心豊かに暮らすうえで重要となる文化・芸術活動とのふれあいの場づくりをめざして、市民の自主的な文化活動を促進するとともに、文化祭・美術展などの活動を支援します。

#### ③生涯スポーツなどの普及 (スポーツ・文化振興課)

高齢者一人ひとりの体力や年齢、目的などに応じて楽しむことができるレクリエーションや軽スポーツ、生涯スポーツ活動などの普及・支援を図るとともに、総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体の主体的な活動を支援し、生涯スポーツ推進体制の強化を図ります。

#### ④世代間交流活動の推進 (子育て応援課、幼児課、生涯学習課、自治振興課)

核家族化の進行に伴い家庭での世代間の交流の機会が希薄化する中、若い世代の人や子育て世代の人、子どもたちが世代間交流により高齢者から学ぶことは多く、世代間交流を通して、これまでの経験や体験・技能などを次世代に伝えていくことは大切であり、高齢者にとっても生きがいや役割を見出すことにもつながる一面があることから、地域でのボランティア、生涯学習やスポーツ、子育て支援事業などの機会を通じた世代間交流活動を推進します。

#### ⑤高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実施 (長寿福祉課)

高齢者の生きがいと健康づくり活動の活発化、及び参加者同士の交流の場となり、社会参加が促進されるよう、高齢者自らの企画による「栗東市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を実施します。

#### ⑥老人福祉センターの運営 (長寿福祉課)

老人福祉センターにおいて、健康相談や趣味・教養の向上、レクリエーションなどの機会を提供し、高齢者の生きがいつくりや健康増進などに努めます。

### 3) 高齢者の社会参加の促進

高齢者が社会の中で積極的に役割を果たしていくためにも、老人クラブ活動の活性化を図るとともに、高齢者が地域活動やボランティア活動などに参加・参画するための機会・場づくりや、それらの活動を継続していくための環境づくりを進めます。

また、高齢者の豊かな経験や知識、技術などを地域社会に生かせるよう、就業機会の確保・支援に努めます。

#### 【具体的な事業】

##### ①老人クラブ活動への支援

(長寿福祉課)

高齢者の教養や文化・健康づくりの推進、社会奉仕などの活動を促すため、今後も引き続き、老人クラブ活動への支援を進めます。

##### ②高齢者のボランティア活動などへの参加促進と活動団体の育成・支援

(長寿福祉課、社会福祉協議会)

高齢者を含めた地域住民のボランティア活動の参加への意識啓発を進めるとともに、参加のきっかけづくりなどを進めます。あわせて、ボランティアへの契機づくりにつながる介護支援ボランティア制度の導入を図ります。

また、社会福祉協議会や地域団体、ボランティア団体などの連携により、効果的な活動が展開されるようネットワークづくりなどを進め、高齢者が地域活動やボランティア活動などに気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。

##### ③シルバー人材センターへの支援

(経済振興労政課)

長年の人生の中で培ってきた経験や優れた能力、技能を持つ高齢者が自己の能力を活かした就業機会を得られるよう、また、社会参加による生きがいづくりにつながるよう、シルバー人材センターの創意工夫ある取組みに対して支援を行います。

### 3. 介護予防と生活支援サービスの充実

---

高齢者一人ひとりに合った介護予防や生活支援サービスが受けられるよう、介護予防・日常生活支援総合事業を導入し、適切なケアマネジメントを進めます。

地域における多様なサービス主体による多様な生活支援サービスを確保するため、NPOやボランティア活動を育成・支援するとともに、高齢者が自らの経験・知識などを活かし、積極的に社会参加できる環境づくりを進めます。

#### 1) 効果的な介護予防の推進

高齢者一人ひとりが健康づくりや介護予防に関して自ら実践し、継続していけるよう、関係機関との連携のもと、高齢者全般を対象とした介護予防の普及・啓発を進めます。

また、地域において自主的な介護予防活動の育成・支援など重点的に進めるとともに、地域の中で社会参加、活躍できる場や助け合いができるよう、生涯スポーツ、地域コミュニティづくりに関連する団体・機関や事業者などの関係機関との連携を図りながら、しくみづくりを進めます。さらに、事業評価などを通じて、効果的な介護予防事業の実施につなげます。

#### 【具体的な事業】

##### ①介護予防普及啓発事業（一般介護予防事業）（長寿福祉課、社会福祉協議会）

出前トークをはじめとして、老人クラブやサロン、自治会など、あらゆる場や機会を活用し、広く啓発することにより、健康づくりや介護予防を考えるきっかけづくりとして継続します。

また、セミナー（講座）を開催し、健康づくりや介護予防について、「筋力運動」、「仲間づくり」、「社会参加」をキーワードに取り組むことを啓発します。

さらに、広報等により、高齢社会の現状や今後の動向などのデータを掲載し、情報提供するとともに、地域における自主的な活動などを紹介し、介護予防の実践者の増加、継続につなげます。

##### ②地域介護予防活動支援事業（一般介護予防事業）（長寿福祉課、社会福祉協議会）

高齢者一人ひとりが主体的かつ継続的に身近な地域において介護予防（筋力運動）活動に取り組むことができるよう、引き続き、自治会や老人クラブ、地域サロン、民生委員児童委員、健康推進員などさまざまな分野の団体・個人との連携を積極的に図り、「いきいき百歳体操」についての啓発を行い、実践団体を増やすとともに、自主活動団体の育成や継続運営の支援を行います。

また、地域コミュニティづくりに関係する団体や機関等と連携を図りながら、地域の中での居場所や活躍できる場づくり、助け合いができるしくみづくりを進めます。

### ③介護予防把握事業（一般介護予防事業） （長寿福祉課）

これまでの基本チェックリストによる介護予防が必要な人の把握方法を見直し、介護予防の取り組みが効果的・効率的にできる新たな手法によって取り組みます。

また、介護予防・生活支援サービス事業の対象者への相談に活用するため、日常生活圏域ニーズ調査と合わせて、個々の健康行動や介護予防の取り組み状況などを把握し、事業に活かしていきます。

### ④地域リハビリテーション活動支援事業（一般介護予防事業） （長寿福祉課）

介護予防活動におけるリハビリテーション効果を高めるため、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリ専門職等の派遣を行い、助言等を行います。

## **2) 生活自立への支援の充実**

高齢者が支援や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域において自立した生活ができるよう、介護予防の要素も合わせた生活支援サービスの提供に向けて、これまでの介護保険による訪問・通所の予防給付に加えて、住民活動やボランティア活動も含めた、多様な主体による多様な生活支援サービスの提供を促します。

あわせて、地域に根ざした活動を充実させるため、小地域で取り組まれている介護予防事業やサロン活動、見守り支援活動などの育成・支援をおこないます。

また、介護家族などの心身の負担を軽減するための支援を進めます。

## **【具体的な事業】**

### ①通所型サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業） （長寿福祉課）

要支援者及び事業対象者に対し、これまでの介護予防通所介護サービスや二次予防事業を再編し、平成29年度から新たな介護予防・日常生活支援総合事業として事業を開始し、地域の自主活動団体の取り組みなども含めた多様な主体によるサービス提供による通所型の介護予防・生活支援サービスを提供します。

特に、従来の運動器の機能向上、口腔機能向上及び栄養改善事業については、「いきいき百歳体操」や「かみかみ百歳体操」、地域での取り組みとあわせて啓発し、実践者の拡大を図り、継続していけるよう支援します。

### ②訪問型サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業） （長寿福祉課）

要支援者及び事業対象者に対し、これまでの介護予防訪問介護サービスや二次予防事業（保健師などによる訪問指導等）を再編し、平成29年度から新たな介護予防・日常生活支援総合事業として事業を開始し、地域の自主活動団体の取り組みなども含めた多様な主体によるサービス提供による訪問型の介護予防・生活支援サービスを提供します。

**③その他の生活支援サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）** （長寿福祉課）

通所型及び訪問型の介護予防・生活支援サービスと組み合わせて提供される、栄養改善を目的とした配食や一人暮らし高齢者等への見守りについて、平成 29 年度からの新たな介護予防・日常生活支援総合事業の中での事業実施を検討します。

**④介護予防ケアマネジメント事業（介護予防・生活支援サービス事業）** （長寿福祉課）

要支援者及び事業対象者に対する介護予防・生活支援サービス事業の提供が適切に図られるよう、地域包括支援センターによる介護予防ケアマネジメントを実施します。

**⑤介護予防・生活支援サービスの提供基盤の整備** （長寿福祉課）

地域の社会資源を活かし、住民の主体的な取り組みの中から生活支援のサービスが展開されるよう、生活支援にかかる協議体についての体制を検討し、平成 28 年度の設定をめざすとともに、その取り組みの調整役を担う生活支援コーディネーターについての機能等を検討し、平成 28 年度の任命・研修を経て、平成 29 年度の運用開始をめざします。

あわせて、生活支援コーディネーターがかかわりながら、各地域において多様化する高齢者や介護家族のニーズを踏まえた自主的な活動が展開されるよう、社会福祉協議会（ボランティアセンター）やシルバー人材センターと連携しながら、住民組織やボランティア活動による取り組みの掘り起こし、育成を進め、活動を支援していきます。

**⑥高齢者の自立を促す生活支援サービスの提供** （長寿福祉課）

高齢者や介護家族の多様化するニーズを踏まえ、高齢者の日常生活を支援するサービスの充実を図るため、下記の事業を継続していきます。

- 在宅要介護高齢者等紙おむつ費用助成事業
- 高齢者日常生活用具の給付・貸与
- 緊急通報システム事業
- すこやか住まい助成事業
- 徘徊高齢者家族支援サービス事業
- 配食サービス
- 福祉タクシー運賃助成券交付事業

## 4. 認知症施策と高齢者の尊厳保持

---

認知症ケアパスを活用しながら、認知症を早期に発見し、認知症の人と家族への初期支援と自立生活支援をおこなうとともに、認知症の人を地域で見守り、支えられる地域づくりを進めます。

また、高齢者の人権や個性が尊重され、尊厳を保持した生活を送ることができるよう、高齢者虐待防止対策や権利擁護に関する取り組みを推進します。

### 1) 地域における認知症施策の推進

認知症に対する正しい理解が地域社会に広がるよう、積極的かつ効果的な意識啓発にあたるとともに、地域ぐるみでの見守り体制を構築します。

また、認知症になっても、住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、認知症地域支援推進員を設置し、関係機関との連携のもとで認知症の人やその介護家族などを支えるための取り組みを総合的に進めます。

#### 【具体的な事業】

##### ①認知症に対する理解の促進 (長寿福祉課)

認知症に対する誤解や偏見を解消し、正しい理解が地域社会全体に広まるよう、広報や出前講座、各分野の事業・イベントなどのあらゆる機会・場を活用し、グループホームなどとの協働も図りながら、若年層・介護世代から高齢者までを含めた幅広い世代に対して、認知症や認知症予防に関する正しい知識・情報などを積極的に提供します。

##### ②キャラバン・メイト活動の促進と認知症サポーター養成講座の開催 (長寿福祉課)

各分野の事業やイベントなど、あらゆる機会・場を活用し、認知症に対する正しい理解が地域社会全体に広まるよう、認知症サポーター養成講座を開催するとともに、主体的に活動できるキャラバン・メイトの養成、スキルアップと情報交換のための湖南4市での交流会や、キャラバン・メイト連絡会を開催します。

##### ③初期集中支援チームの設置 (長寿福祉課)

認知症に関する相談と早期発見、初期支援を集中的に行う機関として、介護職、医療職及び認知症サポート医（嘱託）からなる「認知症初期集中支援チーム」の平成29年度の設置に向けて検討を行います。このため、認知症の相談に対する訪問活動を充実させるとともに、地域包括支援センター職員の地域におけるコーディネート力や支援体制の構築に取り組むためのスキルを向上させます。

##### ④地域密着型施設と協働した地域見守り体制と居場所づくり (長寿福祉課)

グループホームとの協働により、認知症の人への地域での見守り体制づくりを進めます。その他、地域密着型事業所をはじめとする介護施設・事業所への働きかけにより、各圏域で地域見守り体制の構築及び認知症カフェ・サロン等の居場所づくりができるよう努めます。

## ⑤認知症ケアパスの作成と活用

(長寿福祉課)

地域に住む高齢者の状況把握と社会資源の把握をし、地域に不足している社会資源や活用可能な既存サービスなどを検討します。そのうえで、認知症の人への支援の流れを示す「認知症ケアパス」として取りまとめ、活用していきます。

## ⑥認知症に関する相談支援体制の充実

(長寿福祉課)

高齢者やその家族、地域住民が認知症について身近に相談できる窓口として、ケアマネジャーや介護サービス事業者、薬局などを位置づけ、必要に応じて「認知症初期集中支援チーム」につなぐことができる仕組みを確立します。また、地域包括支援センターはもちろん、グループホームなどとの協働も図りながら、地域で気軽に認知症に関する相談ができる窓口などについて、周知・啓発に努めます。

## 2) 認知症ケアの充実

認知症は早期に発見し、初期支援を行うことが重要であることから、相談支援や医療機関・専門機関などとの連携に努め、認知症の早期発見・早期対応の体制づくりを進めます。

### ①多職種協働による認知症専門職研修等の実施

(長寿福祉課)

ケアマネジャーや介護サービス事業所職員に対し、認知症の人の生活全般をサポートできるアセスメント力の向上のみならず、介護家族へも十分焦点を当てるとともに、その理解や対応力の向上、多職種連携やコーディネート力の向上を目的とした研修を企画し、実施します。

### ②若年性認知症への支援

(長寿福祉課)

若年性認知症の実態を把握し、若年性認知症の人やその家族の経済的かつ精神的負担の軽減に努めるとともに、地域での孤立を防ぎ、住み慣れた地域で安心して暮らせる支援体制の構築を図ります。

### ③介護家族に対する支援

(長寿福祉課、社会福祉協議会)

認知症の人を介護する家族の心身の負担の軽減を図るため、各事業の周知・啓発を行うとともに、介護者の会等と連携し、相談に応じた情報提供を行います。

また、徘徊行動のある（またはおそれのある）高齢者の所在確認に利用できるGPS機能付携帯端末の費用助成制度（徘徊高齢者家族支援サービス）の周知を進めるとともに、認知症の人の権利擁護を図るため、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度の利用の促進を図ります。

あわせて、徘徊高齢者への対応ができるネットワークの整備に向けて協議を進め、平成28年度の設立をめざします。

### **3) 高齢者虐待防止の取り組みの推進**

高齢者虐待の防止や早期発見・早期対応を図るため、市民一人ひとりへの高齢者虐待に関する意識醸成を積極的に図るとともに、地域包括支援センターが中心となり相談支援や虐待防止に関する取り組みを進めます。

また、虐待の早期発見や適切な対応はもとより、予防を図るためにも地域団体を含めた関係団体・機関などとのネットワークを強化し、高齢者虐待防止対策の充実を図ります。

#### **【具体的な事業】**

##### **① 高齢者虐待防止に関する意識づくり**

(長寿福祉課)

高齢者虐待やその防止に対する正しい理解を促進するとともに、虐待を見聞きした場合の通報義務など早期発見のために、地域住民一人ひとりができることについての周知・啓発を積極的に進めます。あわせて、高齢者虐待の通報先・相談先として地域包括支援センターの周知に努めます。

また、地域における高齢者虐待の早期発見のため、民生委員児童委員等に対して、地域での高齢者の見守りについての啓発に努めます。さらに、高齢者虐待やその防止に対する正しい理解を促進するため、ケアマネジャー、介護サービス事業所等の関係機関に対して、虐待防止にかかる出前講座を実施します。

##### **② 高齢者虐待ケース検討会議、定例虐待ケース会議の開催**

(長寿福祉課)

高齢者虐待に関する相談、通報、届け出が行われ、事実確認を行った事例に関して、虐待の判定や緊急性の判断、今後の方針と支援内容の決定、各支援者の役割について協議を行います。

##### **③ 高齢者虐待に関する相談支援や対応の充実**

(長寿福祉課、社会福祉協議会)

地域包括支援センターにおける高齢者虐待に関する相談支援の充実を図るとともに、高齢者虐待対応支援ネットを活用し、個別の虐待ケースへの適切かつ迅速な対応を図ります。また、多職種が連携して虐待の防止や早期対応ができるようになるための取り組みを実施し、チームでの対応力の向上に努めます。

#### 4) 高齢者権利擁護の推進

地域包括支援センターにおいて、総合相談や権利擁護に関する事業を推進するとともに、判断能力が不十分な高齢者が日常生活において不利益を受けないよう、地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)や成年後見制度の適切な運営と利用促進・利用支援を進めていきます。

##### 【具体的な事業】

##### ①成年後見制度の普及・啓発 (長寿福祉課)

成年後見制度に関する市民の理解を深めるための啓発について、湖南4市での「成年後見センターもだま」への委託により推進します。

##### ②成年後見制度の利用支援 (長寿福祉課)

湖南4市での「成年後見センターもだま」への委託により、財産管理や福祉サービスの利用などを自分で行うことが困難で判断能力が十分でない認知症の人などを援助する成年後見制度の利用促進を図るとともに、成年後見制度の相談支援を行います。また、身寄りのない人や低所得者世帯に対しても、円滑に利用できるよう支援します。

##### ③地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用促進・利用支援 (長寿福祉課、社会福祉協議会)

判断能力が十分でない高齢者の日常生活を支援するため、栗東市社会福祉協議会において福祉サービスなどの利用援助、日常生活上の金銭管理などの直接的なサービスを提供する地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)の利用支援や周知を進めます。

##### ④高齢者の権利擁護にかかる検討会の開催 (長寿福祉課)

高齢者虐待を含めた高齢者の権利擁護に関する課題について協議し、地域や関係機関などと連携して課題解決に取り組みます。

##### ⑤地域包括支援センターにおける総合相談の推進 (長寿福祉課)

地域包括支援センターにおいて、権利擁護に関する情報提供や支援が必要となった場合に、適切な相談機関につなげるなど総合的な相談支援を提供することにより、判断能力が不十分な高齢者の権利擁護に努めます。

## 5. 在宅医療と介護の連携

---

医療・介護が必要となった人が、できる限り在宅で安心して過ごせるよう、多職種の連携や病診連携などによって、在宅における医療・介護サービスを切れ目なく提供する体制を充実させます。

また、在宅医療や看とりに関する住民意識の醸成を図るため、広報・啓発活動を充実させます。

### 1) 医療と介護の連携の促進

在宅医療ニーズの増加などに対応し、高齢者一人ひとりの状況に応じて包括的かつ継続的に支援ができるよう、医療と介護の連携のさらなる強化を目指します。

また、病院以外での看とりの増加への対応のため、24 時間訪問看護の提供や、在宅療養支援診療所が比較的多い本市の特性なども踏まえ、医療と介護が連携した自宅や施設における看とりを推進します。

#### 【具体的な事業】

##### ①在宅医療・介護連携の強化

(長寿福祉課)

多職種地域リーダー検討委員会等の活用により、地域の在宅医療・介護連携の推進のための地域の現状と課題の抽出、課題解決に向けた協議ができる場の体制整備を行い、在宅医療や介護の方向性の確認とともに、課題の共有化を図りながら連携を進めていきます。

あわせて、医師会の圏域を同じくする草津市や湖南圏域における連携を強化します。

##### ②在宅医療・介護連携における相談支援の充実

(長寿福祉課)

安心して在宅療養生活がおくれるよう、ケアマネジャー等に対して、医療と介護のアドバイザーとして相談に応じるとともに、多職種の連携において、各種連携連絡票、「私の在宅療養手帳」などの有効活用に向けた支援を行います。また、高齢者に対しては、自分の健康についての相談ができる「かかりつけ医」を持つことを勧めていきます。

さらに、医師会等との連携のもと、在宅医療や介護に関する相談の充実を図るため、在宅医療・介護連携支援センターの設置を検討します。

あわせて、24 時間 365 日対応型の医療・介護サービスの拡充を図るとともに、その質の向上を図るための研修等を充実させます。

## 2) 市民意識の啓発

在宅療養生活や看とりに関する市民の意識を高め、在宅での看とりを希望する人が、それを実現できるよう、情報提供などを行います。

### 【具体的な事業】

#### ①在宅療養生活や看とりへの支援 (長寿福祉課)

在宅医療・介護に関する市民理解を促進するため、出前トーク、大切な人や自分の最期を考え「生き方を見つめる」集い（生き方カフェ）の開催を継続的に行い、自分の生き方について見直す機会づくりとともに、住み慣れた地域で最期まで生活できるようにするための「自助」、「互助」の地域づくりへの支援を行います。

## 6. 高齢者が住みやすい環境づくりの推進

---

高齢者が、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住宅のバリアフリー化やサービス付高齢者住宅の普及などによって、所得や居住ニーズに応じた住まいが選択できる環境をつくります。

高齢者の生活安全を図るため、災害予防対策や災害時の避難行動対策とともに、交通安全や防犯などにおける高齢者対策を進めます。

### 1) 安心できる住まいの環境づくり

高齢者が住み慣れた地域においていつまでも安心して暮らすことができるように、都市基盤や住環境の整備を進めます。

#### 【具体的な事業】

#### ①健康・福祉のまちづくりの推進 (都市計画課)

すべての市民が安全で快適にいきいきと活躍できる都市の実現を目指し、公共公益施設や鉄道駅およびその周辺において一体的なバリアフリー化を進めます。

#### ②高齢者が住みやすい住環境の整備 (住宅課)

高齢者が住み慣れた自宅で日常生活を送ることを目指し、「木造住宅耐震・バリアフリー改修工事費補助事業」による持ち家のバリアフリー化に対する支援を進めるとともに、住宅改修にあたって適切な助言ができるように体制の充実を図ります。

また、高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)を有する市営住宅毎に設置した高齢者生活相談所に生活援助員(LSA)を配置し、派遣対象世帯に対して、安否確認・生活相談などのサービスを提供します。

#### ③高齢者の住まいに関する情報提供 (住宅課)

高齢者が自らのニーズに合った住まいを選択することができるよう、サービス付き高齢者向け住宅をはじめとする高齢者向けの賃貸住宅の普及を図るとともに、その情報提供に努めます。

## 2) 安全な暮らしの確保

高齢者が地域において安全に暮らせるよう、災害などの緊急時における安全対策などに取り組みます。

### 【具体的な事業】

#### ①災害など緊急時の支援体制の強化 (危機管理課、社会福祉課)

避難行動要支援者情報については、自治会や民生委員児童委員などの地域の支援者との共有を図るとともに個別の避難計画づくりを進めることにより、災害などの緊急時に支援が必要な高齢者などの避難支援や安否確認を進めます。

また、防災に関する出前トークや講演会の開催、防災訓練の充実など、防災意識を高める啓発活動を推進するとともに、自主防災組織及び地域防災リーダーを育成し、地域での連絡体制の整備や初動体制の強化を図ります。

#### ②防犯・消費者被害防止に向けた取組みの推進 (危機管理課、生活交通課)

地域での自主防犯活動が積極的に展開されるよう、出前トークや連絡会、情報交換会の開催を通じた組織の育成、活性化や防犯意識の高揚を図るとともに、登録制メールなどを活用した不審者情報の配信など防犯環境の整備に努めます。

また、高齢者などが消費者被害に遭わないよう、関係機関との連携による消費生活相談を推進するとともに、様々な機会や媒体を通じて、消費者問題や被害の未然防止の方法に関する啓発を行います。

#### ③交通安全の推進 (生活交通課)

参加・体験・実践型の交通安全教育を推進し、関係団体や福祉施設関係者などと連携して、社会教育活動・福祉活動、各種の催しなどの多様な機会を活用した高齢者の交通安全教室を開催します。また、地域における高齢者の交通安全のリーダー的な役割を果たしているシルバーキャラバン隊などを対象とした安全教育を進めます。

## 7. 介護サービスの充実

---

高齢者が要支援・要介護状態になっても、必要なサービスが切れ目なく安心して受けられるよう、居宅・施設のバランスを取りながら介護サービス基盤の整備や質の向上を図るとともに、介護保険事業の適正な運営に努めます。

### 1) 介護サービスの提供

高齢者一人ひとりの心身の状況や生活環境、ニーズなどに応じ、介護サービスが提供できるよう、サービス供給量の確保など、介護サービス基盤の整備に努めます。

#### 【具体的な事業】

#### ①居宅サービス（介護予防含む） （長寿福祉課）

要支援・要介護認定者一人ひとりの状態や生活環境などに応じ、可能な限り住み慣れた地域において在宅生活を継続していけるよう、サービスの提供状況を踏まえつつ、必要なサービス量の確保に努めます。

#### ②地域密着型サービス （長寿福祉課）

認知症の人をはじめとした高齢者が身近な地域で安心して介護サービスの提供を受けられるよう、平成 28 年度に認知症対応型共同生活介護（グループホーム）18 人分、及び地域密着型介護老人福祉施設（小規模特養）29 人分の整備を図ります。

その他の地域密着型サービスについては、本計画期間中の整備及び指定はしないものとします。

#### ③施設サービス （長寿福祉課）

在宅生活を支援する居宅サービスとのバランスなどを踏まえ、在宅生活が困難になった要介護高齢者が円滑に施設サービスを利用できるよう、平成 28 年度に介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）30 人分の整備を図ります。

【地域密着型サービスの整備計画】

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	箇所数	1	1	1
	新規整備分	—	—	—
夜間対応型訪問介護	箇所数	0	0	0
	新規整備分	—	—	—
認知症対応型通所介護	箇所数	3	3	3
	栗東中学校区日常生活圏域	1	1	1
	葉山中学校区日常生活圏域	1	1	1
	栗東西中学校区日常生活圏域	1	1	1
	新規整備分	—	—	—
	栗東中学校区日常生活圏域	—	—	—
	葉山中学校区日常生活圏域	—	—	—
	栗東西中学校区日常生活圏域	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	箇所数	1	1	1
	新規整備分	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	定員数	37	37	55
	栗東中学校区日常生活圏域	0	0	18
	葉山中学校区日常生活圏域	0	0	18
	栗東西中学校区日常生活圏域	37	37	37
	新規整備分	—	+18	—
	栗東中学校区日常生活圏域	—	+18	—
	葉山中学校区日常生活圏域	—	+18	—
栗東西中学校区日常生活圏域	—	—	—	
地域密着型特定施設入居者生活介護	定員数	0	0	0
	新規整備分	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員数	0	0	29
	栗東中学校区日常生活圏域	0	0	29
	葉山中学校区日常生活圏域	0	0	29
	栗東西中学校区日常生活圏域	0	0	29
	新規整備分	—	+29	—
	栗東中学校区日常生活圏域	—	+29	—
	葉山中学校区日常生活圏域	—	+29	—
栗東西中学校区日常生活圏域	—	—	—	
複合型サービス	箇所数	0	0	0
	新規整備分	—	—	—

## 2) 介護サービスの質の向上

介護保険制度の改正により介護保険サービスの選択肢が拡大するなか、介護サービス事業者への指導や助言を充実するとともに、ケアマネジャーや介護に関わる人への支援や資質向上などに取組み、介護保険サービスの質の向上を図ります。

### 【具体的な事業】

#### ①地域密着型サービス事業者への指導 (長寿福祉課)

地域密着型サービスについては、指定権者として、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」の意見などを踏まえ、地域密着型サービス事業者への指導・監督、処分を行います。

#### ②ケアマネジャーへの支援の充実 (長寿福祉課)

ケアマネジャー一人ひとりに対する支援における地域包括支援センターの役割などを明確にするとともに、ケアマネジャーに対する相談や処遇困難事例の対応、医療との連携などについて支援の充実を図ります。

また、介護支援専門員連絡会と居宅介護支援事業所管理者会議を連動させて、ケアマネジャーが主体的に学ぶ機会づくりやケアマネジャー同士のネットワーク構築を図ります。さらに、ケアマネジメント能力向上のための研修などを実施します。

#### ③利用者の人権を尊重したサービス提供の充実 (長寿福祉課)

認知症に関する研修や高齢者虐待防止の啓発の研修など、あらゆる機会を通じて、サービス提供事業者に対して、身体拘束や高齢者虐待防止の啓発・研修会を実施するとともに、利用者の人権に配慮したケアができるよう、事業者自らが関連する研修実施への支援を進めます。

### 3) 利用者本位のサービス提供の推進

高齢者やその家族などが、より安心して適切な介護サービスが利用できるよう、介護保険制度や介護サービスに関する周知・啓発や情報提供を積極的に進めるとともに、相談支援体制の充実や様々な介護サービスに対する苦情への対応を図ります。

#### 【具体的な事業】

##### ①介護保険制度・介護サービスの周知・情報提供の推進 (長寿福祉課)

介護保険をはじめとする各種制度・サービスが適切に利用されるよう、市広報紙やホームページ、パンフレットなど様々な媒体とともに、出前講座やイベントなどの機会・場を活用して、制度やサービスの周知・普及に努めます。また、民生委員児童委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどを通じた普及啓発活動も実施します。

なお、媒体による情報提供にあたっては、できるだけ平易な表現を用いるとともに、拡大文字の使用など高齢者一人ひとりの状況や多様なニーズに配慮します。

さらに、制度・サービス利用にあたっては、高齢者やその家族などの自己選択を支援するため、介護保険サービス事業者による情報提供を促進します。

##### ②介護保険制度・介護サービスに関する相談体制の充実 (長寿福祉課)

地域包括支援センターや市担当課において、介護保険の資格・保険料・給付・要介護認定に関する問い合わせや相談に対して、適切な対応を行うとともに、高齢者や家族が気軽に相談しやすい体制づくりを進めます。

##### ③介護サービスに関する苦情対応体制の構築 (長寿福祉課)

市内の通所施設や入所施設に介護相談員を派遣し、施設利用者の相談に応じて、利用者の疑問や不満・不安の解消を図るとともに、介護相談員と施設職員双方が派遣相談業務の目的を共有できるよう努めることで、介護サービスの質的な向上を図ります。

また、市のみでの対応が難しい苦情や問題、市域を超えた広域的な苦情などについては、県や滋賀県国民健康保険団体連合会と連携し、適切かつ迅速な問題解決を図っていきます。

#### 4) 介護給付の適正化の推進

介護保険制度の安定的な運営を図るため、要介護認定の客観性、公正・公平性を保持するために要介護認定及び給付の適正化に努めます。

##### 【具体的な事業】

##### ①要介護認定の適正化 (長寿福祉課)

介護認定審査会の審査の公平性・公正性を保持するため、認定審査会委員に対する研修機会を提供するとともに、審査会の円滑な運営に努めていきます。

また、判定結果に偏りなく、対象者の状況を十分反映したものとするため、要介護認定調査結果について、定期的かつ一定基準に沿って内容の検証・評価を行い、調査精度の向上に努めていきます。

##### ②介護給付等費用適正化事業の実施 (長寿福祉課)

県の第3期介護給付適正化計画に基づき、ケアプランの点検、住宅改修及び福祉用具の実態調査、縦覧点検及び医療情報との突合、介護給付費の通知などを実施し、より一層の介護給付費適正化の推進に向けた取り組みを行います。

また、質の高いリハビリサービス提供を目的に、地域リハビリテーション推進協議会の開催や住宅改修・福祉用具の貸与・購入時にリハビリ専門職による提案指導などを実施します。

##### ③介護保険事業に関する評価の推進 (長寿福祉課)

介護給付の適正化に向けて、定期的な介護保険サービスの利用動向や給付実績などの分析を通じ、介護保険事業に関する評価を行います。

## 第5章 介護保険サービス費等の見込み

### 1. 人口及び要介護認定者数の推計

#### 1) 高齢者人口の見込み

本市における、計画期間（平成27～29年度）及び2025年（平成37年）の人口を次のように見込みます。

65歳以上の高齢者人口は、平成26年で11,365人であったものが、平成29年には12,435人と伸び続けるものと考えられますが、その後の伸びは鈍化します。一方、75歳以上の人口は平成26年の4,615人から、平成29年には5,388人、平成37年には7,496人と大幅に増加することが見込まれ、75歳以上人口比率は10.5%まで上昇します。

表 年齢別人口の推移及び推計（各年10月1日現在）

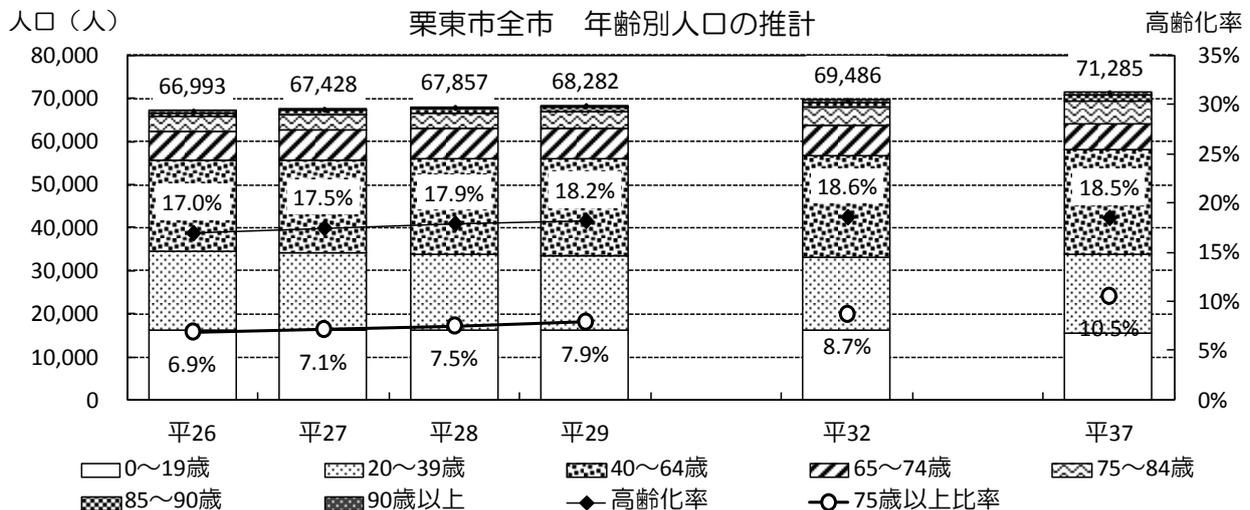
単位：人

項目	実績			推計（計画期間）			推計	
	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成32年	平成37年
総人口	66,258	66,741	66,993	67,428	67,857	68,282	69,486	71,285
40～64歳人口	20,752	21,164	21,406	21,778	22,085	22,418	23,465	24,597
65歳以上人口	10,162	10,795	11,365	11,783	12,165	12,435	12,914	13,196
65～74歳	5,928	6,342	6,750	6,967	7,073	7,047	6,880	5,700
75歳以上	4,234	4,453	4,615	4,816	5,092	5,388	6,034	7,496
高齢化率	15.3%	16.2%	17.0%	17.5%	17.9%	18.2%	18.6%	18.5%
75歳以上比率	6.4%	6.7%	6.9%	7.1%	7.5%	7.9%	8.7%	10.5%

※平成27年以降は、平成21～26年の各年度10月1日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

図 年齢別人口の推計



## 2) 要介護認定者数の見込み

これまでの認定率の推移をもとに推計し、平成 29 年の要介護認定者数は 1,913 人、認定率は 14.9%と見込みます。

将来的には、認定率の高い 75 歳以上の高齢者が増加することにもない認定者数も増加し、平成 32 年には 2,132 人、平成 37 年には 2,507 人となることを見込まれます。

表 要介護度別認定者数の推移及び推計（各年 10 月 1 日現在）

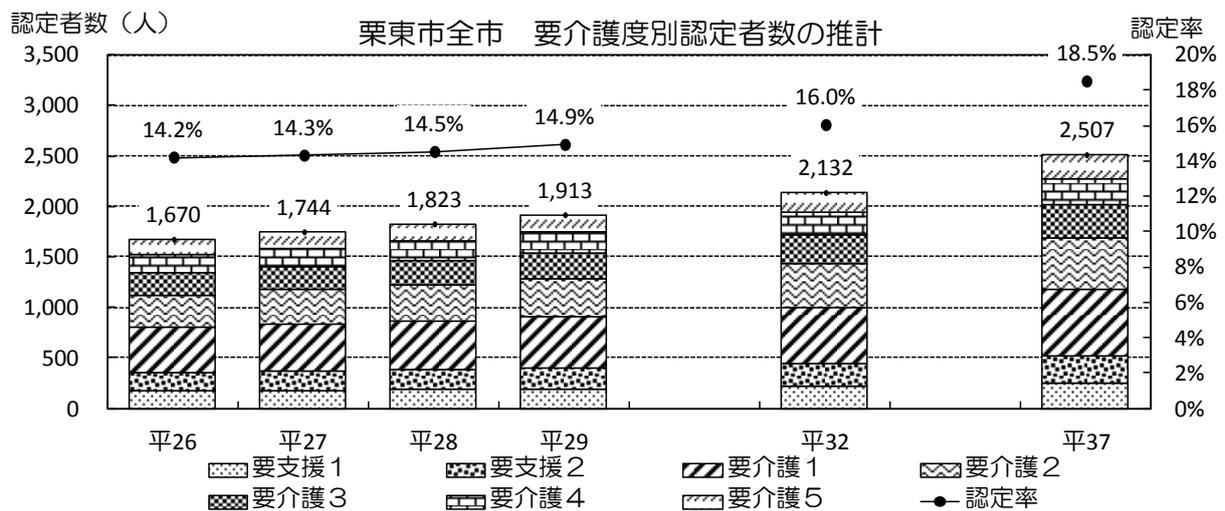
単位：人

項目	実績			推計 (計画期間)			推計	
	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 32 年	平成 37 年
認定者数	1,541	1,645	1,670	1,744	1,823	1,913	2,132	2,507
要支援 1	115	168	166	173	179	188	209	245
要支援 2	174	180	180	187	195	203	227	264
要介護 1	350	416	446	465	486	509	565	668
要介護 2	315	286	328	343	360	378	423	502
要介護 3	219	229	224	235	246	259	290	338
要介護 4	207	197	175	183	192	202	225	263
要介護 5	161	169	151	158	165	174	193	227
認定率	14.5%	14.6%	14.2%	14.3%	14.5%	14.9%	16.0%	18.5%

※平成 27 年以降は、平成 24～26 年の男女別・年齢別認定率の伸び率をもとに認定率を予測し、人口推計値に掛け合わせて推計しています。

※認定者数には住所地特例分を含みます。認定率は第 1 号被保険者分のみです。

図 要介護度別認定者数の推計



## 2. サービス利用者数の見込み

### 1) 施設・居住系サービス利用者数の見込み

施設・居住系サービスの利用者数については、基盤整備の見通しを踏まえて、下記の通り見込みます。

#### 【施設・居住系サービス利用者数】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
①居宅（介護予防）サービス			
特定施設入居者生活介護（人）	21	27	34
②地域密着型（介護予防）サービス			
認知症対応型共同生活介護（人）	37	37	55
地域密着型特定施設入居者生活介護（人）	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（人）	0	0	29
③施設サービス			
介護老人福祉施設（人）	156	186	186
介護老人保健施設（人）	84	84	84
介護療養型医療施設（人）	8	8	8

### 2) 標準的居宅サービス利用者数の見込み

要支援・要介護認定者が増加すると見込まれることから、標準的居宅サービス利用者も年々増加するものと見込み、平成 29 年度で 1,515 人が居宅サービス利用の対象になるものと推計します。

#### 【居宅サービス利用対象者数（居住系サービスを除く）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅サービス利用対象者数（人）	1,437	1,481	1,515
要支援 1（人）	173	179	188
要支援 2（人）	186	193	202
要介護 1（人）	424	443	456
要介護 2（人）	306	324	339
要介護 3（人）	160	164	168
要介護 4（人）	102	100	94
要介護 5（人）	85	79	70

### 3. サービス量の見込み

各サービスの見込量については、過去の給付実績から利用率及び平均利用回数・日数を算出し、前述の標準的居宅サービス利用者数に掛け合わせることで算出します。

#### 1) 地域密着型以外の居宅サービス

【サービス見込量（一月当たり）】

〔①予防給付〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防訪問介護 (人)			
介護予防訪問入浴介護 (回)			
(人)			
介護予防訪問看護 (回)			
(人)			
介護予防訪問リハビリテーション (回)			
(人)			
介護予防居宅療養管理指導 (人)			
介護予防通所介護 (人)			
介護予防通所リハビリテーション (人)			
介護予防短期入所生活介護 (日)			
(人)			
介護予防短期入所療養介護 (日)			
(人)			
介護予防福祉用具貸与 (人)			
介護予防特定福祉用具販売 (人)			
介護予防住宅改修 (人)			
介護予防特定施設入居者生活介護 (人)			
介護予防支援 (人)			

〔②介護給付〕

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問介護	(回)			
	(人)			
訪問入浴介護	(回)			
	(人)			
訪問看護	(回)			
	(人)			
訪問リハビリテーション	(回)			
	(人)			
居宅療養管理指導	(人)			
通所介護	(回)			
	(人)			
通所リハビリテーション	(回)			
	(人)			
短期入所生活介護	(日)			
	(人)			
短期入所療養介護	(日)			
	(人)			
福祉用具貸与	(人)			
特定福祉用具販売	(人)			
住宅改修	(人)			
特定施設入居者生活介護	(人)			
居宅介護支援	(人)			

## 2) 地域密着型サービス

【サービス見込量（一月当たり）】

〔①予防給付〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護予防認知症対応型通所介護 (回)			
(人)			
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人)			
介護予防認知症対応型共同生活介護 (人)			

〔②介護給付〕

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)			
夜間対応型訪問介護 (人)			
認知症対応型通所介護 (回)			
(人)			
小規模多機能型居宅介護 (人)			
認知症対応型共同生活介護 (人)			
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)			
複合型サービス (人)			

## 3) 地域密着型以外の施設サービス

【サービス見込量（一月当たり）】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
介護老人福祉施設 (人)			
介護老人保健施設 (人)			
介護療養型医療施設 (人)			

#### 4. 介護保険事業費と保険料額の見込み

##### 1) 介護保険の総事業費等の見込み

###### ① 予防給付

本計画期間における各サービスの予防給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で約●億円となります。

表 予防給付費（総費用額の90%）の推計

単位：千円

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27～29 年度 計
(1) 地域密着型以外のサービス				
介護予防訪問介護				
介護予防訪問入浴介護				
介護予防訪問看護				
介護予防訪問リハビリテーション				
介護予防居宅療養管理指導				
介護予防通所介護				
介護予防通所リハビリテーション				
介護予防短期入所生活介護				
介護予防短期入所療養介護				
介護予防特定施設入居者生活介護				
介護予防福祉用具貸与				
特定介護予防福祉用具販売				
(2) 地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護				
介護予防小規模多機能型居宅介護				
介護予防認知症対応型共同生活介護				
介護予防地域密着型通所介護				
(3) 住宅改修				
(4) 介護予防支援				
予防給付費計				

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

## ②介護給付

本計画期間における各サービスの介護給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス標準単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で約●億円となります。

表 介護給付費（総費用額の90%）の推計

単位：千円

項目	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 27～29 年度 計
(1) 地域密着型以外のサービス				
訪問介護				
訪問入浴介護				
訪問看護				
訪問リハビリテーション				
居宅療養管理指導				
通所介護				
通所リハビリテーション				
短期入所生活介護				
短期入所療養介護				
特定施設入居者生活介護				
福祉用具貸与				
特定福祉用具販売				
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
夜間対応型訪問介護				
認知症対応型通所介護				
小規模多機能型居宅介護				
認知症対応型共同生活介護				
地域密着型特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
複合型サービス				
地域密着型通所介護				
(3) 住宅改修				
(4) 居宅介護支援				
(5) 介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設				
介護老人保健施設				
介護療養型医療施設				
介護給付費計				

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

### ③標準給付費の算出

標準給付費は、介護給付費と予防給付費の合計である「総給付費」に、「特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付額）」、「高額介護サービス費等給付費（利用者が1か月間に支払った1割負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付額）」、「高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付額）」、及び「算定対象審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）」を加えた費用であり、下記の通り設定します。

なお、総給付費は、介護報酬の改訂分及び地域区分の見直し分を加え算定しました。

#### 【標準給付費見込額の見込み】

（単位：千円）

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	3 年間合計
総給付費				
予防給付費				
介護給付費				
特定入所者介護サービス等費				
高額介護サービス費等給付額				
高額医療合算介護サービス等費				
算定対象審査支払手数料				
支払件数（件）				
一件あたり単価（円）				
標準給付費				

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

#### ④地域支援事業費の算出

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されます。

その実施のための地域支援事業費のうち、「介護予防・日常生活支援総合事業費」については75歳以上の高齢者人口の伸びに応じて設定します。また、「包括的支援事業・任意事業費」については、従来の事業費（基本事業分）に加えて、新たに包括的支援事業に加えられる在宅医療・介護連携の推進、認知症総合支援、地域ケア会議の実施、生活支援体制の整備にかかる事業費（重点事業分）を見込み、下記の通り設定します。

##### 【地域支援事業費の見込み】

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	3 年間合計
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業費・任意事業費				
地域支援事業費				

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

#### ⑤介護保険事業費総額の算出

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計し、下記の通り設定します。

##### 【介護保険事業費の見込み】

(単位：千円)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	3 年間合計
標準給付費				
地域支援事業費				
総事業費				

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

## 2) 介護保険料基準額の設定

### ① 保険給付費の財源

介護保険事業では、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、高額介護サービス、特定入所者介護サービス）を実施していく際の標準給付費は、サービスの提供内容によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分（10%）を除いた標準給付費の負担は、原則として50%を被保険者の保険料、50%を公費としています。また、被保険者の保険料のうち、平成27年度から29年度においては、原則として22%を第1号被保険者、28%を第2号被保険者がまかなうこととなります。

### 【介護給付サービス、予防給付サービスにかかる費用額の財源構成】

費用額						利用者負担 (費用額の10%)
介護給付費・予防給付費（費用額の90%）						
保険料 50%		公費 50%				
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者保険料 (支払基金から交付)	国		県	市	
22% (※)	28% (定率)	調整交付金 5% (※)	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)	

(施設等給付費の公費部分の財源割合)			
国		県	市
調整交付金 5% (※)	15% (定率)	17.5% (定率)	12.5% (定率)

なお、「調整交付金」とは、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。

## ②地域支援事業費の財源

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、半分を公費（国、県、市）で負担し、残りの半分を第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で負担します。

また、包括的支援事業・任意事業については、78%を公費（国、県、市）で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で負担します。

### 【地域支援事業の財源構成】

#### 介護予防・日常生活支援総合事業費

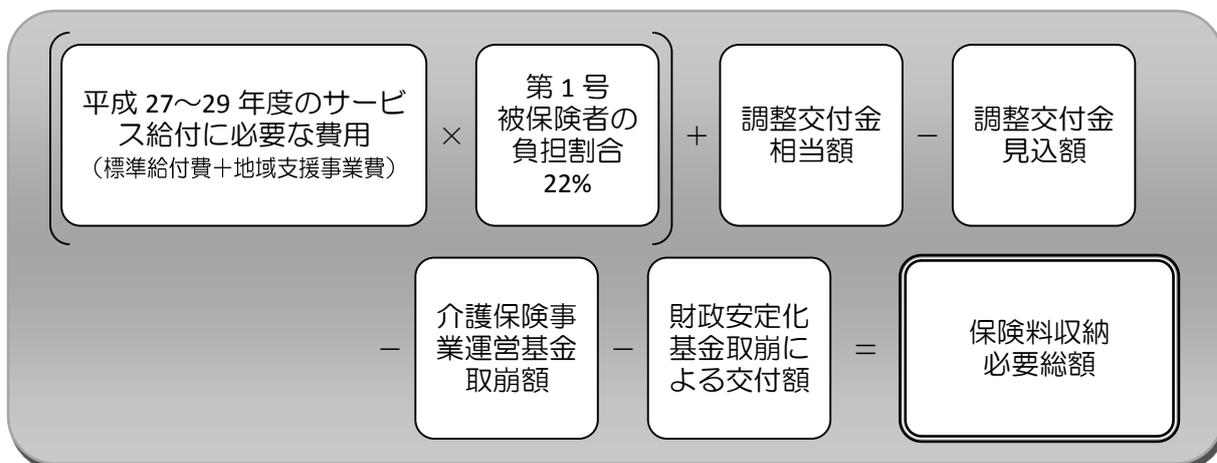
第1号被保険者 保険料 22%	第2号被保険者 保険料 28%	国 25%	県 12.5%	市 12.5%
-----------------------	-----------------------	----------	------------	------------

#### 包括的支援事業、任意事業費

第1号被保険者 保険料 22%	国 39%	県 19.5%	市 19.5%
-----------------------	----------	------------	------------

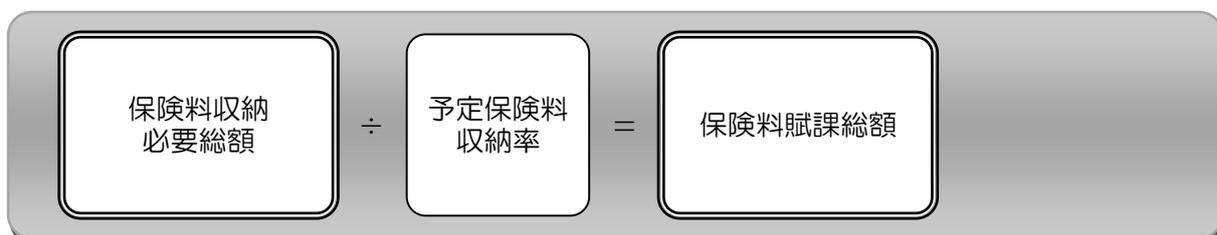
### ③第1号被保険者の介護保険料基準額の算出

保険料収納必要総額は、次の方法で算出します。



その結果、本市の平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料収納必要総額は、約●億円となります。

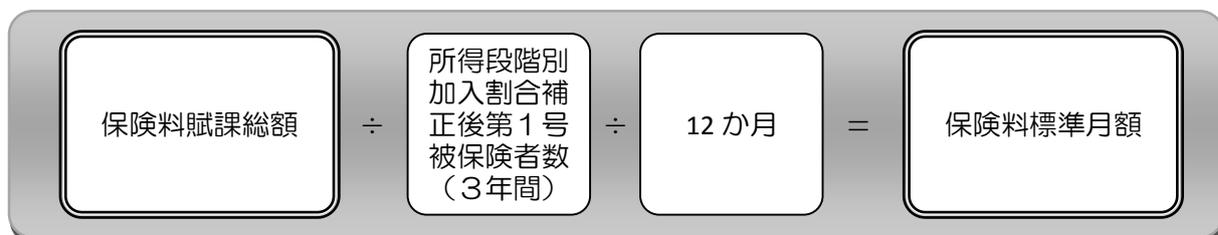
さらに、保険料賦課総額は、次の方法で算出します。



その結果、本市の平成 27 年度から平成 29 年度までの保険料賦課総額は、約●億円となります。

本市の第1号被保険者数は平成27年度から29年度の3年間で延べ●人と推計されますが、保険料基準額については、所得段階別加入割合に応じて算出します。

保険料賦課総額に対して、所得段階別加入割合を考慮して介護保険料基準額を算出すると、●円/月となります。



【保険料収納必要額（3年間合計）の算出】

（単位：千円）

	3年間合計
総事業費	
第1号被保険者負担分相当額	
調整交付金相当額	
調整交付金見込額	
財政安定化基金拠出金見込額	
財政安定化基金償還金	
介護保険給付費支払準備基金取崩額	
財政安定化基金取崩による交付額	
市町村特別給付費等見込額	
保険料収納必要額	

※調整交付金相当額と調整交付金見込額との差額は第1号被保険者の負担となります。

【保険料基準額の算出】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	3年間合計
予定保険料収納率	%			
第1号被保険者数	11,783人	12,165人	12,435人	
所得段階別加入割合補正後被保険者数	12,759人	13,172人	13,466人	
保険料基準額（月額）				円

#### ④所得段階に応じた保険料の設定

第1号被保険者の保険料については、所得に応じて保険料が段階的に設定され、低所得者を負担軽減し、高所得者を負担加増します。

#### ※参考・第5期計画における所得段階の内訳と保険料基準額に対する割合

段階	所得などの条件	基準額に対する比率
第1段階	①生活保護受給者 ②老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税	×0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.50
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を越えて120万円以下の人	×0.70
	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人	×0.75
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	×0.85
	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税で前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	×1.00
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の人	×1.10
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上190万円未満の人	×1.25
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が190万円以上300万円未満の人	×1.40
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	×1.50
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	×1.75
第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上の人	×1.95

### 3) 利用者負担の適正化

#### ①介護保険料

介護保険料については、特に国の標準段階における第1段階から第3段階までの所得段階の人への公費による負担軽減を図ります。

#### ②サービス利用料等

介護保険サービス利用料については、国の制度などを最大限に活用し、以下のような関連する制度の周知を図るとともに利用者などへの勧奨に努め、利用者の負担軽減を図ります。

- 社会福祉法人などによる利用者負担額軽減制度
- 高額介護サービス費支給
- 高額医療・高額介護合算制度
- 特定入所者介護サービス費支給（居住費・食費の軽減制度）

一方、一定以上の所得や資産のある人に対しては、介護保険制度を持続する観点から負担の加増を図り、理解を求めています。

## 第6章 計画の推進

### 1) 栗東市高齢者保健福祉推進協議会

保健・福祉・医療の各関係機関の連携により、保健・福祉ならびに介護保険事業の運営を円滑に推進するため、引き続き「栗東市高齢者保健福祉推進協議会」を計画の進行管理を行う機関と位置づけ、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」と連携しながら、計画の推進と施策の円滑な運営を図ります。

計画の着実な遂行と保健・福祉ならびに介護保険事業の円滑な運営の観点から、協議会は、計画の進捗状況の点検・評価を毎年、定期的実施するものとします。

### 2) 栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会

地域包括支援センターによる包括的支援事業の円滑な実施や中立性・公平性、人材の確保と、地域密着型サービスの適正な運営の確保を図るため、「栗東市地域包括支援センター・地域密着型サービス運営協議会」での協議を行います。この協議会は、地域包括ケアシステムの確立に向けて、各日常生活圏域の地域課題などを共有し、政策に反映させていくための地域ケア会議としても位置づけることとします。

### 3) 庁内における連携体制

本計画の推進にあたっては、関係課間での情報共有や施策・事業の調整を行い、施策・事業を展開していきます。

### 4) 計画の周知・啓発

平成27年度の介護保険制度の改正等を踏まえて、本計画について、市広報紙やパンフレット、ホームページなどの多様な媒体や各種事業をとおして広報活動を行い、市民やサービス提供事業所等への周知・啓発を図っていきます。

# まち・ひと・しごと創生法案の概要

## 目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

## 基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備

- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

## まち・ひと・しごと創生本部 （第10条～第18条）

本部長：  
内閣総理大臣  
副本部長：  
内閣官房長官  
地方創生担当大臣  
本部員：  
上記以外の全閣僚

案の作成  
実施の推進

実施状況の  
総合的な検証

## まち・ひと・しごと創生 総合戦略（閣議決定）（第8条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

勘案

勘案

## 都道府県まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：都道府県の区域におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標や基本的方向等

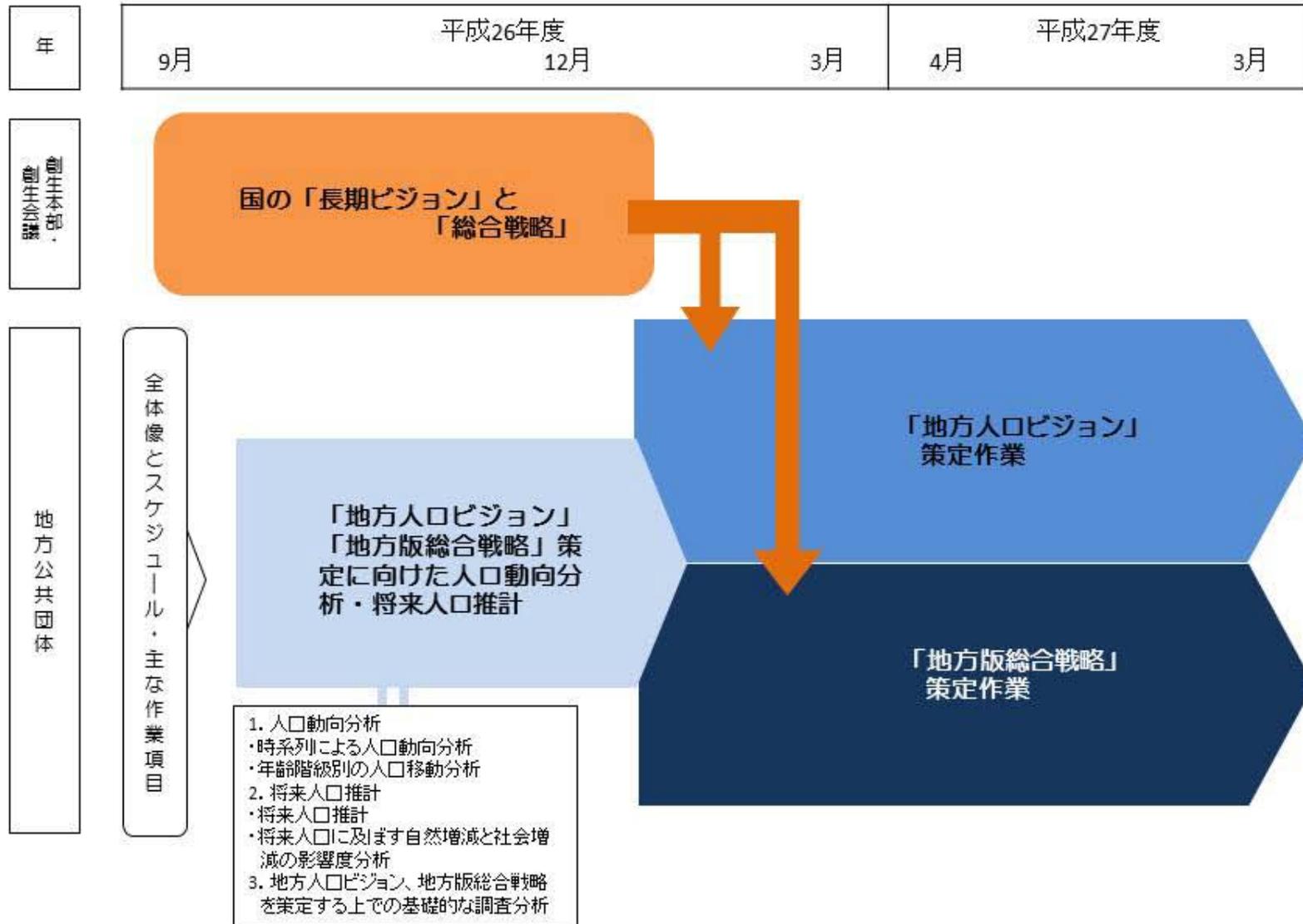
勘案

市町村まち・ひと・しごと創生  
総合戦略（作成できる）（第9条）

施行期日：公布日（創生本部・総合戦略に関する規定は、公布日から1か月を超えない範囲内で政令で定める日）



# 「地方人口ビジョン」及び「地方版総合戦略」の策定スケジュール



## 地方創生コンシェルジュ制度

内閣官房  
地域活性化統合事務局

地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取り組みを行うにあたり、国が相談窓口を設け積極的に支援するための体制として、国の職員等による「地方創生コンシェルジュ」の仕組みを構築する。

	地方公共団体	地方創生コンシェルジュ
対象	支援を要望する市町村等を公募	① 関係府省庁において意欲のある人に手を挙げてもらい、その応募を受けて各府省庁が選任(原則補佐以上、出先機関等の職員を含む)。 ② 当該地域の出身者や出向経験者など地域への愛着や関心がある者とする。
位置づけ		① 担当コンシェルジュは、各府省庁の窓口として、相談を受けるものとする。 ② 各府省庁において、業務命令を行うことにより、職務としての位置づけを明確にする。
規模		① 各府省庁の地方創生への関連の度合いに応じ、必要人数を確保。
役割		① 地方公共団体が、地方版総合戦略の策定を含め地域の地方創生の取り組みを行うにあたり、国が積極的に相談・支援を行う
相談の手順		① 地方公共団体ごとの担当コンシェルジュの名簿に従い、全体についての相談を行う場合や、相談内容に応じた具体の担当府省庁がわからない場合は、内閣官房地域活性化統合事務局の地方創生コンシェルジュが全体の窓口となり対応。必要に応じて、関係府省庁の担当を紹介。 ② 具体の担当府省庁が明確な場合は、当該府省庁の地方創生コンシェルジュが対応。 ③ より専門的な知見が必要な場合は、各々の担当部局が協力対応。 ※地方公共団体は、必要に応じて、国等の専門家派遣制度(実務者、大学教員、コンサルタントなど)を活用(関係府省庁の協力を得て、地域活性化統合事務局が一元的な情報提供の仕組みを整備)。
推進体制		①各府省庁の協力を得て、とりまとめの実務及び全体の窓口は、内閣官房地域活性化統合事務局が行う。 ※必要に応じて、当該担当を支援できるよう、各府省庁において、体制整備を行う(出先機関等の活用を含む)。

# 日本版シティマネージャー派遣制度

内閣官房まち・ひと・しごと  
創生本部事務局

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、首長の補佐役（日本版シティマネージャー）として派遣し、地域に応じた「処方せんづくり」を支援する。

	派遣先市町村	派遣人材	
		国家公務員	大学研究者、民間シンクタンク
対象	以下の市町村を対象として募集する。 ア 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ウ 原則人口5万人以下	以下に該当する者を募集する。 ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること ウ 公務員の経験が原則5年以上15年未満であること (事務、技術、採用区分を問わない)	以下に該当する者を公募する。 ア 地方創生の取組に強い意欲を持っていること イ 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること
派遣規模	100市町村規模 ※派遣先市町村と派遣人材のマッチングを行う	① 副市町村長、幹部職員（常勤一般職）（25人程度）	① 副市町村長、幹部職員（常勤一般職）（10人程度） ② 顧問、参与等（非常勤特別職）（65人程度）
役割	地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定や総合戦略の施策の推進を担う。		
派遣期間	① 副市町村長、幹部職員（常勤職）・・・原則2年間 ② 顧問、参与等（非常勤特別職）・・・原則1～2年間		
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>派遣市町村・派遣人材の募集、マッチング等の事務は、各府省の協力を得て内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局において処理する。</li> <li>派遣前研修、派遣期間中における情報交換の場などバックアップ体制を構築する。</li> </ul>		
制度の期間	当面、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間を考慮し、5年間（平成27年度～31年度）の制度とする。		

## 地方創生コンシェルジュ選任希望書

地方創生コンシェルジュの選任を希望します。

要請団体 滋賀県栗東市

担当者  
連絡先 政策推進部 元気創造政策課  
竹山和弘／滋賀県栗東市安養寺一丁目 13-33  
[／077-551-1808](tel:077-551-1808)／[077-553-1280](tel:077-553-1280)／[genki@city.ritto.lg.jp](mailto:genki@city.ritto.lg.jp)

自由記入欄（地方創生の取組内容、地方創生コンシェルジュへの要請内容等）

本市は、過去には他の自治体に先駆け市単独で福祉教育施策の充実を図ってきたが、財政状況の悪化により、財政再構築プログラム（H20～H22）、更なる財政再構築プログラム（H22～H24）、そして（新）集中改革プラン（H24～H26）といった、相次ぐ財政健全化に向けた改革を進めるなかで、いわゆる子育て支援に向けた福祉施策に関して、セーフティネットを保持しているものの、他の自治体に比べ突出して高い水準の施策を講じている現状にはない。

一方で、人口問題が深刻化する今日、本市の合計特殊出生率は、本州では（離島地域を除く）日本一となる 1.99 を記録（全国市長会・少子化対策・子育て支援に関する研究会資料）している。本市の総人口は堅実に増加基調にあるものの、人口社会増減数は減少を記録していることから換言すれば、人口の自然増に支えられたなかで増加していると言える。つまり、本市の高い合計特殊出生率の背景として、本市には子どもを産み育てるための様々な社会的要素が整っていることが推測され、これらを背景に、若年層世代の転入が多く、かつ、比較的多くの子どもを産み育てることに繋がっていると考えられる。

また、合計特殊出生率の引き上げや、第二子の出生に影響する要因としては、経済的な要因のほか、「育児と就業の両立が難しいこと」や「夫の育児への参加が少ないこと」など子育て支援サービスや、働き方に関すること、更には親との同居、あるいは近住など、様々な社会的要因が作用するものと考えられる。

このため、本市の合計特殊出生率が高い要因の分析を、更に精緻に行うことで栗東モデルを構築し、全国の自治体における合計特殊出生率の向上に寄与するとともに、本市の持続的発展を目指していきたい。こうした本市の地方創生に向けた地域戦略づくりの過程から情報提供や助言・指導等をいただくため内閣府からの選任をいただきたいと考えている。

# 地域再生法の一部を改正する法律の概要

## 背景

「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－（平成26年6月24日閣議決定）

- 各省庁が持つ各種の地域活性化関連施策を統合的に運用し、やる気のある地域に対して集中的に政策資源を投入し、政策効果を最大化
- 地域活性化関連の計画等との連携をワンストップで行い、地域にとってより使い勝手のよい新たな支援策を含め、各地域活性化関連施策をワンパッケージで実現する地域創生の仕組みを構築

<本件に関する連絡先>  
内閣官房地域活性化統合事務局  
(問い合わせ担当窓口)  
TEL: 03-5510-2475

## 地域再生計画の各段階での課題

これまで1,692件の認定  
(現在477件実施中)

### I. 地域再生計画の作成

- ・現在の制度では対応できない隙間を埋めてほしい
- ・総合コンサル支援の継続

### II. 地域再生計画の認定

- ・各省の計画をワンストップで運用してほしい

### III. 認定地方公共団体への支援

- ・事業実施に当たって、どこかで総合的に調整してほしい

### IV. 認定地方公共団体への支援

- ・予算など、もっと幅広い支援をしてほしい

## 改正の概要

### 1. 計画の作成フェーズ

- 国に対する新たな支援措置等の提案制度を創設 (第4条の3)
- 国に対し、支援措置の内容、法令解釈について確認 (第5条第11項～第14項)

### 2. 計画の申請・認定フェーズ

- 認定手続・提出手続のワンストップ化
- ・地域再生計画の認定で他の計画も同時に発効 (第17条の5～第17条の7)
  - ✓ 中心市街地活性化基本計画 (中心市街地活性化法) → 中心市街地の賑わいを後押し
  - ✓ 構造改革特別区域計画 (構造改革特区法) → 構造改革特区の規制緩和を同時に実現
  - ✓ 産業集積形成等基本計画 (企業立地促進法) → 企業誘致とインフラ整備を一体で推進
- ・地域再生計画と一括提出を可能に (第6条の2)
  - ✓ 都市再生整備計画
  - ✓ 地域公共交通網形成計画 等 → コンパクトシティや地域の公共交通等の地域再生施策を一緒に企画・立案

### 3. 計画の実施フェーズ

- 内閣総理大臣による事務の調整・勧告 (第10条の2)

### 4. 新たな特別の措置

- 農林水産業の振興のために6次産業化に係る施設等を整備する場合の農地転用許可の特例等 (第17条の2～第17条の4)
- (例)  
農畜産物の加工・販売施設等を整備し、農山漁村における雇用創出・所得確保

### 5. その他の改正

- ・地域産業資源の活用や医療・介護に関する施策との連携を明示 (第3条の2)
- ・独立行政法人中小企業基盤整備機構、(株)地域経済活性化支援機構との連携を明示 (第3条の3)
- ・地方公共団体の要請に応じ国の職員を派遣 (第34・35条)
- ・地域活性化に関する施策をインターネットで一元的に情報公開 (第36条)

### 予算・税制措置

法改正とは別途地域再生を推進するための予算・税制について要求・要望

(平成27年度概算要求)  
(平成27年度税制改正要望)

## 政策会議

[▲ トップページへ](#)[トップ](#) > [会議等一覧](#) > [まち・ひと・しごと創生本部](#) > [地方創生関連2法案成立に伴う石破大臣のコメント](#)

### 地方創生関連2法案成立に伴う石破大臣のコメント

「まち・ひと・しごと創生法案」及び「地域再生法の一部を改正する法律案」の地方創生関連2法案が可決、成立しました。それに関連して、石破地方創生担当大臣がコメントを発表しました。

平成26年11月21日

### 地方創生、大きな一歩を踏み出す

地方創生担当大臣  
石破 茂

本日、地方創生の理念等を定めた「まち・ひと・しごと創生法案」と、活性化に取り組む地方自治体を国が一体的に支援する「地域再生法の一部を改正する法律案」の地方創生関連2法案が、可決・成立しました。充実した議論が展開された国会をはじめ、関係各位には、改めて心より感謝申し上げます。

我が国は、世界に先駆けて人口減少・超高齢社会を迎えています。地方創生を成し遂げて、最初にこの問題に対する答えを見出してみたいです。これは、課題先進国として、我が国が世界に対して果たすべき責任と考えます。このたびの2法案の成立は、この「待ったなし」の課題の打開に向けて、大きな一歩を踏み出すものです。

政府としては、人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の危機意識の共有を図るとともに、50年後に1億人程度の人口維持を目指す「長期ビジョン」と、人口減少を克服し将来にわたって活力ある日本社会を実現するための5か年の計画を示す「総合戦略」のとりまとめに、全力を尽くしてまいります。

いつの時代も日本を変えてきたのは「地方」です。地方創生においても、地方が自ら考え、責任を持って取り組むことが重要です。そのため、都道府県と市町村には、地域の特性を踏まえた地方版の人口ビジョンと総合戦略の策定をお願いします。こうした地方のしっかりした取組には、ビッグデータに基づく地域経済分析システム等の情報支援や、国家公務員等による人的支援、更には財政支援により、国も全力で支援してまいります。

人口急減・超高齢化というピンチをチャンスに変える。今後、国と地方が総力を挙げて地方創生を推進し、国民の意識が変わっていけば、活力ある日本社会に向けて未来が開かれていくと確信しています。地方創生は日本の創生であるという認識の下、新しい国のかたちづくりに向け、次代を担う世代のためにも、全身全霊を傾けて取り組んでまいります。

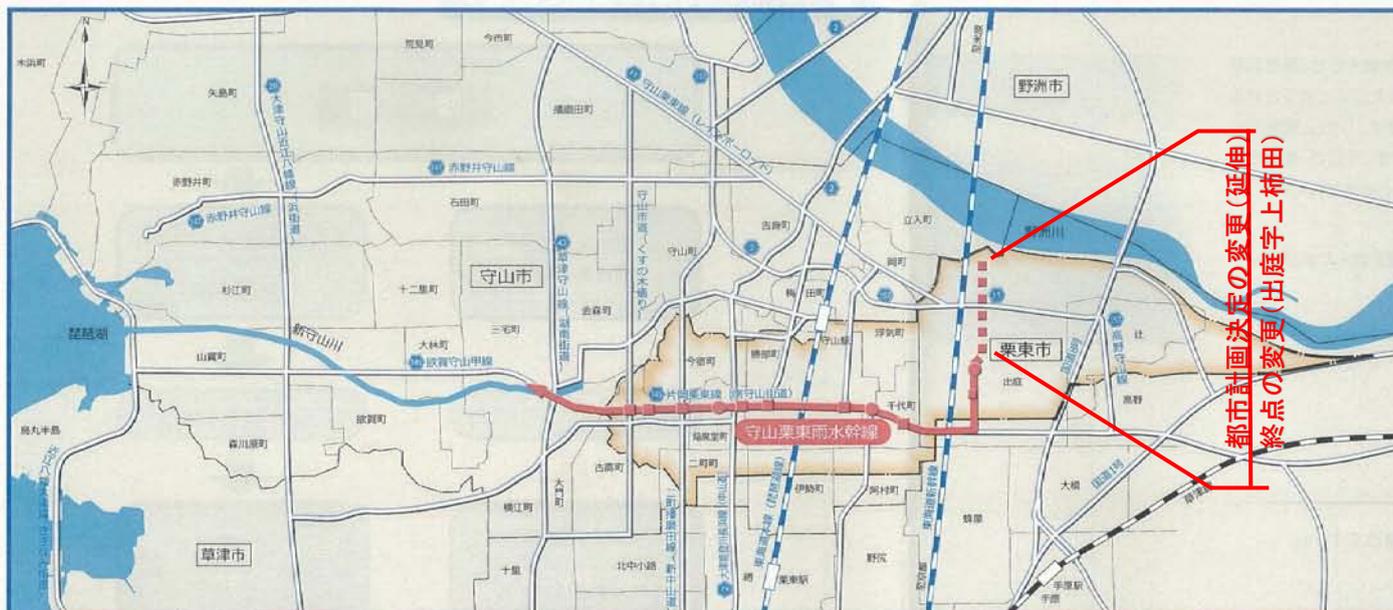
以上

(参考:地方創生関連2法)

[「まち・ひと・しごと創生法」の概要](#)[「地域再生法の一部を改正する法律」の概要](#)

# 守山栗東雨水 幹線事業概要図

## ■ 管渠平面図



## ■ 現況写真

宅屋工区現況写真

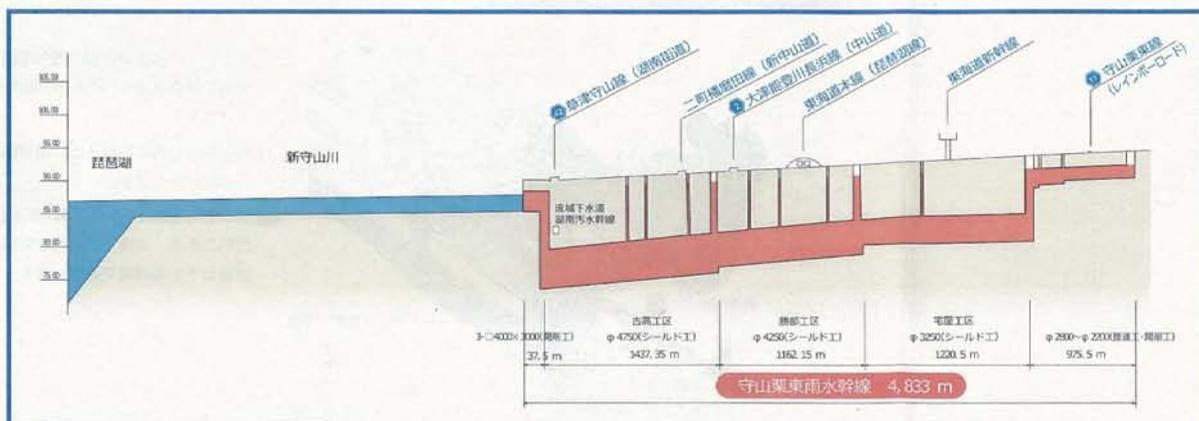


発進立抗付近



急曲線付近

## ■ 管渠縦断面図

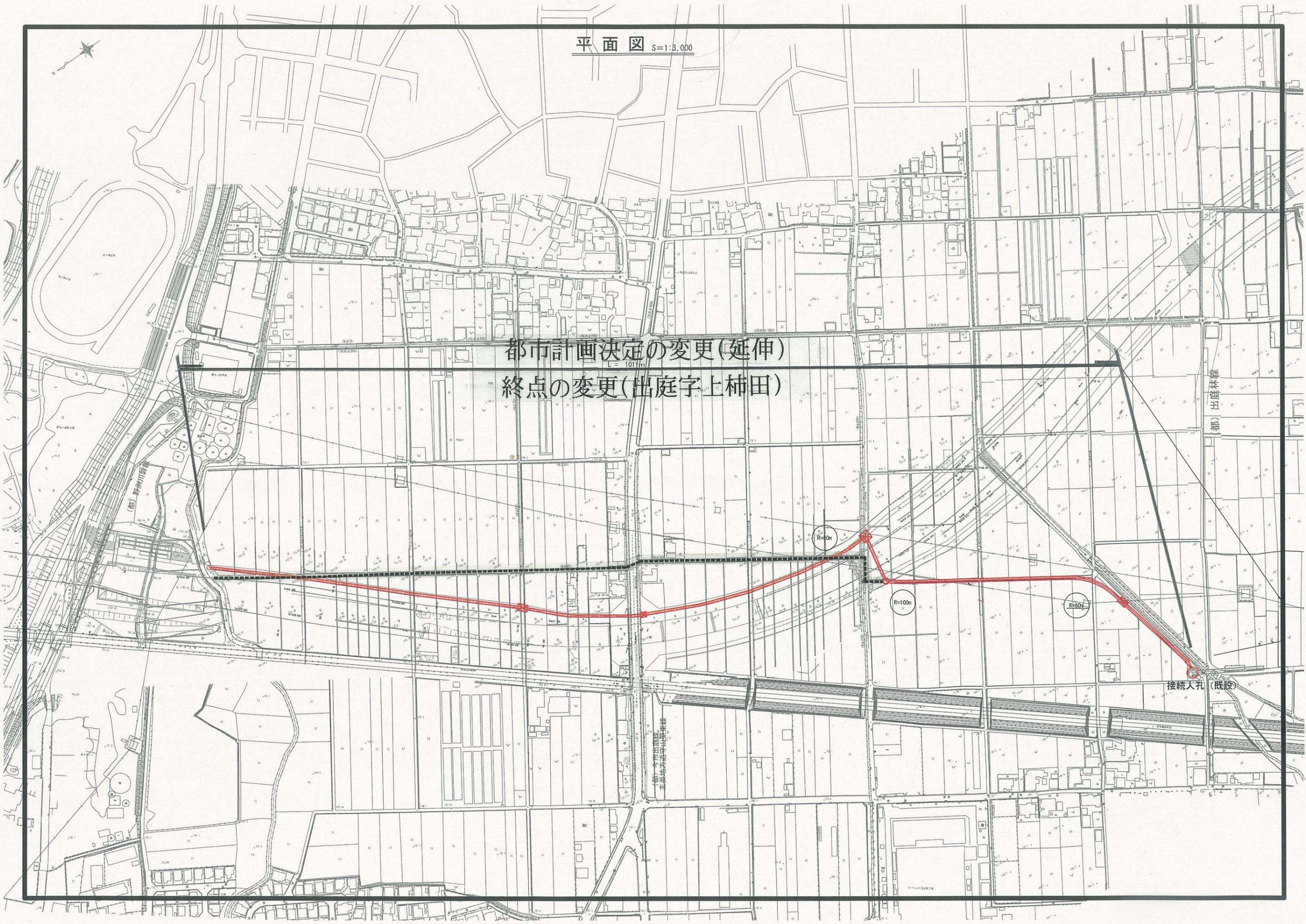


## ■ 管渠横断面図



平面図 S=1:3,000

都市計画決定の変更(延伸)  
終点の変更(出庭字上柿田)



接続大孔(既設)

出庭林線  
(都)

野洲川



## (仮称) 栗東市地域資源活用ビジョンの策定について

### 1. 策定の趣旨

本市をはじめ地方自治体を取り巻く状況は、長引く景気の低迷、少子高齢化の進行、経済・雇用環境等地域間格差の拡大などを背景として、地域経済の活性化は重要な課題である。

本市が将来に向けて活力のある持続的なまちを目指し、市民がいつまでも住み続けたいと感じ、魅力ある都市としての活力を維持していくためには、本市の魅力ある資源を効果的に活用し情報発信することにより、市民の地域への誇りと愛着心を醸成し、地域活力の創出を図っていく必要がある。

このことから、本市における地域資源を今一度再確認し、それらを地域活力の創出に結びつけられるよう、多分野への活用方策を検討するとともに、価値を高めながら元気都市栗東の構築に資するため、地域資源の活用とそのアピール・情報発信に向けた基本的な考え方や方向性を示す「栗東市地域資源活用ビジョン」を策定する。

### 2. 計画の名称

「栗東市地域資源活用ビジョン」とする。

### 3. 計画期間

平成 27 年度から平成 31 年度とする。

### 4. 策定期間

平成 26 年度～平成 27 年度

### 5. 策定体制

#### (1) 庁外

策定委員会（外部組織）の設置

関係団体、市民等 10 名程度に行政の担当部局を加える。

#### (2) 庁内

内部検討会議の設置

関係課による庁内ワーキング（プロジェクト会議）

#### (3) 業務委託の概要

- ・ 現状と課題の整理
- ・ 基本方針の立案支援
- ・ 活用方策の検討支援
- ・ 策定委員会の運営支援
- ・ 内部検討会議の運営支援

## 6. ビジョン骨格（案）

- ・本市における地域資源の現状
  - ・地域資源の活用を図る上での基本的な方針
  - ・地域活力の創出に結びつくことが想定され、優先的・重点的に取り組みを推進していくべき地域資源
  - ・地域資源を有効かつ戦略的に地域活力の創出に結び付けるための効果的な情報発信とアピール手法
- 
- ・地域活力の創出に結びつくことが想定され、優先的・重点的に取り組む地域資源を活かした事業の方向性と活用案
  - ・ビジョンの推進・検証体制
- 
- ・H27, H28 に取り組むべき事業の検討（H27、H28 実行計画の策定）